

# 教 育 学

(2005年度)

太田 和敬

第1章 誕生をめぐる問題	1
1-1 誕生をめぐる状況	1
1-2 誕生の人為的操作	2
1-3 不妊治療および遺伝子治療	4
1-3-1 男女産み分けによる遺伝病回避	4
1-3-2 代理母	5
1-3-3 精子・卵子の使用・売買	6
1-4 自己決定権としての出産操作	7
1-4-1 中絶	7
1-4-2 中絶反対論	8
1-5 優生保護思想	10
1-5-1 優生保護法から母体保護法へ	10
1-5-2 胎児診断の問題	10
1-5-3 胎児条項	11
1-6 法的規制	12
第2章 子どもの住む地域と安全	15
2-1 はじめに	15
2-2 神戸の中学生による殺人事件	16
2-3 神戸事件の特異性	18
2-4 誰に責任があるのか	20
2-5 宮崎勤の少女誘拐殺人事件	22
2-6 地域性の問題	23
2-7 宮崎の性格の変化	24
2-8 メーガン法	25
2-9 池田小事件	27
2-10 神戸の少年Aの退院をめぐって	28
第3章 開成・早稲田高等学院事件	31
3-1 はじめに	31
3-2 開成高校生事件	31
3-3 早稲田高等学院祖母殺し事件	34
3-5 その他の事件	36
第4章 教育実践を考える	38
4-1 はじめに	38
4-2 教育は死なず	38
4-3 篠ノ井旭高校の実践例	40
4-4 キリスト教愛真高校	41
4-4 すべての生徒が100点を	43
4-6 学力への挑戦	45
4-7 まとめ	48

第5章 女子高校生監禁殺人事件	50
5-1 はじめに	50
5-2 女子高校生殺人事件の概要	50
5-3 学校の問題	55
5-4 家庭の問題	57
5-5 暴力団の組織的な介入	60
5-6 新潟の監禁事件	61
第6章 いじめ事件	63
6-1 はじめに	63
6-2 事件の概要	63
6-3 いじめの認識	66
6-4 自殺の予見、回避は可能だったか	68
6-5 担任はいい先生だったか	71
6-6 親は	72
6-7 塾のアルバイトは	73
第7章 大学教育について	74
7-1 はじめに	74
7-2 大学の歴史と歴史的問題	75
7-3 大学の自己評価	76
7-4 大学は教育機関なのか、研究機関なのか	79
7-5 学生は大学で何を学ぶのか	80
7-6 IT革命は大学をどのように変えるか	82
第8章 労働と教育・発達	84
8-1 はじめに	84
8-2 職業人の教育について	84
8-3 労働教育との関わりで、現代労働の特徴を考える	86
8-3-1 現代文明のブラックボックス化との関連	86
8-3-2 内部労働市場	87
8-3-3 テ - ラ - システム	88
8-3-4 off- J T の登場	88
8-4 終身雇用と企業内教育の変化による事態	89
8-5 労働の人的意味	90
8-6 企業内教育の実践例	92
第9章 地域と住民	93
9-1 地域の変貌	93
9-2 ピアノ殺人事件	93
9-3 この事件の影響	97
9-4 裁判の問題	98
9-5 浜松の暴力団追放運動	103
第10章 市民と教育	107

太田 和敬

10-1 はじめに	107
10-2 出産とスポーツ選手の選手寿命	108
10-3 社会の施設か学校開放か	110
10-4 社会教育主事論	112
10-5 学習形態の事例	113
第 11 章 老人の発達	115
11-1 はじめに	115
11-2 老人は発達するか	116
11-3 高齢者の発達を阻害する要件	118
11-4 言語能力の発達	120
11-5 ステラの場合	122
11-6 高齢化社会における労働、場の問題	123

# 第1章 誕生をめぐる問題

## 1-1 誕生をめぐる状況

昔は、子どもが生まれることは、人為的な操作の及ばないことであった。従って、子どもは「天からの授かりもの」とも言われたのである。普通の夫婦は、10人弱の子どもを持つことが多かった。他方肉体的な障害によって子どものできない夫婦は、まったく子どもがなかった。そして、多産も無産も人為的な操作の及ぶ問題ではないと考えられていた。しかし、現代では、大きく事情が変化した。出産は人間の操作の対象になってきたのである。それは多くの場合、幸福をもたらしているが、必ずしもそうとばかりは言えない事情も出現している。

先進国では、出産が操作対象となることによって、避妊や中絶が普及し、子どもは少なくなり、一人っ子も少なくなってきた。逆に以前は子どもをもつことができなかった場合でも、医学の進歩によって、子どもをもつことが可能になり、また、医学の進歩を応用した「生殖産業」すら現れている。<sup>\*1</sup>

現代の人権思想は子どもを産むことは、特に母親の「自己決定権」の対象であると考えられるようになってきている。つまり子どもを産むかどうかは、親、特に母親が決定する権利があるという考え方である。しかし、他方「生まれる子ども」自身の「自己決定」はありえない。20世紀の最初にスウェーデンの優れた女性思想家であったエレン・ケイが述べたように、「子どもは親を選べない」からである。<sup>\*2</sup> 「自己」という概念に最も適合する「子ども」自身が決定できない以上、ある場合においては親の自己決定は子どもにとっての恣意的、不幸な選択となる可能性もある。この場合、子どもの権利を守るものは誰なのだろうか。<sup>\*3</sup>

子どもが神からの授かりものであったと考えられた時代においても、自分たちの価値観に従って「優秀な子ども」をもちたいと、人々は様々な工夫をしてきた。「子どもをつくる」という発想が一般的になり、医学的に操作が可能になれば、親の意思によって自分がほしい性質をもった子どもをもちたいとより強く思うようになり、またそのための「産業」も生まれることになる。精子バンクであったり、また将来的には優秀児を生むための「遺伝子操作」も加わってくるかも知れない。

精子が発見されてから約百年後の1785年、イタリアのスパラッチーニがメス犬の膈（ちつ）にオス犬の精子を入れ、子犬を生ませることに成功したのが、人工授精の最初の成功であったと言われている。当時、この実験は人間の手で生命を作ったとして驚きの目で見られたと同時に、人類に大変な事態を起こすかもしれないという不安のまなざしで見

---

\*1 妊娠・出産をめぐる自己決定権を支える会」という団体もある。<http://www.japanfrom.org>

\*2 エレン・ケイ『児童の世紀』富山房百科文庫24 小野寺信、小野寺百合子訳

\*3 親の相違によって子どもの不平等が生まれることを防ぐ試みはいろいろとある。多くは子どもを親から引き離して共同で育てる。キブツなどがその代表であるが、キブツも近年その性格が変わってきたと言われている。

## 第1章 誕生をめぐる問題

られたという。

しかし、その数年後にはイギリスでヒトに人工授精が行われ、生殖医療は、進歩を続けてきたが、体外で受精にまで至ったのは、ずいぶんと時間が経過してからであった。1978年にイギリスで初めて体外受精児が誕生、日本ではその5年後に誕生した。平成9年度の統計では、日本で1年間に9000人以上の赤ちゃんがこの技術により誕生している。

更にこうした不妊治療ではなく、凍結卵子を保存し、好きなときに妊娠・出産・育児をするという試みもある。つまり、こうした生殖医療の進歩は、不妊問題に光明をもたらすだけではなく、生殖そのものを人為的な操作の対象とし、ときには、商取引の対象ともなる。後述する代理母などは、こうした生殖医療を前提に成立するビジネスである。

他方、19世紀の進化論の登場以来、優生思想が現れ、ナチスのように優生思想に基づく露骨な民族撲滅政策や障害者安楽死政策などが採られた歴史も見逃すことはできない。優生思想は、決してナチスとともに滅び去った思想ではないからである。不妊治療・生殖産業・中絶・優生思想等の関わりから、現代において「生」を受けることの問題を考察してみよう。出産の操作、自己決定権、優生思想は正しいのだろうか、間違ったものなのだろうか。

### 1-2 誕生の人為的操作

多少古くなるが、まずいくつかの報道を紹介しよう。

1995年1月7日に、衛星放送によるフランスのニュースで、体外受精児のあらたな問題が起きていると報道された。イギリスでは、白人の夫と黒人の妻が、白人の卵細胞をもらって、白人の子どもを出産するという事例が発生した。白人と黒人の夫婦が、通常の方法で子どもを作れば、白人の子どもが生まれる可能性と、黒人の子どもの可能性がある。中間的な容姿をもつこともあろう。いずれにせよ、黒人の可能性が否定できない。そこで、夫婦は、黒人の子どもをもった場合、子どもが人種差別を受けることを危惧し、白人の女性から卵子の提供を受け、体外受精することで確実に白人の子どもになるようにして、子どもを産んだというものである。

また、別の事例として、更年期を過ぎた50代の婦人が出産するという事態があり、「生命倫理」という点で、論議がされているというものだった。

50代後半の女性が、40代の男性と再婚し、ぜひ夫との子どもがほしいと考えた。前の夫との間にも、もちろん子どもがあり、出産に対しては不安はなかったが、更年期を過ぎていた彼女は、自分と遺伝的なつながりのある子どもをもつことは不可能であった。そこで、他人の卵子を提供してもらい、夫の精子と体外受精し、そして、受精卵を自分の胎内に移して無事出産したのである。そのとき彼女は60歳近くになっていた。当然、生命を危険にさらす行為を医者が選択してよいか、あるいは、そうした不自然な妊娠に対して、必要な医療費を保険から支出してよいか、等々の議論が起こったという。

その翌日、今度はBBCで中絶胎児の卵子を使うことと、卵子の提供についての話題があった。卵子がなかったり、あるいはあるけれども受精可能な状態にならない場合、他人の卵子をもらうことになるが、精子提供と違って、手術が必要で、苦痛も伴うために卵子提供は非常に少なく、提供者を探すのが困難であるそうだ。それは、臓器提供と似た状況

といえよう。

そして、1997年になって、世界中を駆けめぐったニュースに「クローン羊」があった。生殖細胞の操作ではなく、成体細胞の一部を使用して、クローン羊をつくることに成功したことが世界を驚かせた。これが人間に適應されるとどうなるのかという関心が強まったのである。

後述するように、クローン人間自体は、一卵性双生児としていくらでも存在するが、成体細胞からつくることができると、その意味がかなり違ってくる。以前、娘が白血病になったので、母親が骨髄移植をするために、免疫拒否反応の少ない「元」を得ようと、かなりの高年齢になっていたにも拘わらず妊娠出産し、その赤ん坊の成長を待って、骨髄移植を成功させた事例がある。クローン人間を成体細胞からつくれるということは、こうした免疫拒否のないもうひとつの成体を造ることができるとを意味し、臓器移植等に利用可能ではないかと考えられている。胚性幹細胞（ES細胞）が近年重要性を認識され、研究されている。この細胞は卵の発生の初期段階に存在し、全能性（どんな器官にも分化する能力）をもっている。従って、拒絶反応のない組織を作ることができ、様々な病気の治療に役立つもの技術を生むとされている。2000年12月19日にイギリスはES細胞の研究を正式に認めている。そしてその後各国で研究競争となり、日本や韓国でもES細胞を使って組織を作ることによって部分的に成功したという報道がいくつかなされた。

次に、他人の卵子を使用することについての問題である。

当然59歳の出産は、他人の卵子を使用したわけである。そして、更に白人の子どもの方が幸福になりやすいという理由で、卵子を「選択」する事例が現れたのだが、これは単に治療の問題ではなく社会的な問題になる。アメリカで、ノーベル賞授賞者の精子を譲り受けて、婚外子をもつ女性のことが話題になったことがあるが、黒人が白人の子どもを産むために、卵子を選択するのは単に妊娠能力の問題ではなく、人種差別が関連している。白人と黒人の夫婦だったので、医者も許容したのであるが、黒人同志の夫婦が、白人の精子と卵子を体外受精させ、それを自己の胎内で育て、出産させるような事態も考えられないわけではない。

さて、中絶胎児の卵子を使用するということになる、これは、明らかに大変「新しい」問題を提起することになる。遺伝的な「親」の一方が一度も生を受けたことがない存在なのである。10数年後に問題にならない保証はない。

BBCでは、卵子提供者がインタビューに応じていた。双子をもっている母親で、ドナーとして卵子を提供しているそうだ。この場合は、人工受精によって、胎内で受精した受精卵を使用するのではなく、純粹に卵子として、女性の卵巣から取りだし、それを体外受精させて、別の女性の胎内に入れる。体外受精といっても、可能ならば、実際の母親たるべき人の卵子をとりだすのだが、それができない場合、こうしたドナーから卵子をもらう。ただ、手術が必要であり、ドナ - は少ないので、先に書いたように、中絶胎児の卵子を使用するような発想が出てくる。

Tammy Bruce "the death of right and wrong" 2003 に興味深い事例が紹介されている。Sharon Duschesneau と Candy McCullough はレスビアンのカップルで、ふたりとも耳が聞こえないという障害をもっている。明確に書かれていないが、生まれつきの聴覚障害のようで、遺伝的なものだ二人は考えている。二人は更に耳が聞こえない子どもを育てたいと考え、

## 第1章 誕生をめぐる問題

遺伝的に耳が聞こえない男性の精液を雑誌で募集したのである。何故ならば彼女ら二人は共に耳が聞こえないという状態が、自分たちの幸福にとって有益であったと考えたからである。このことが、社会的な論議となったわけだ。

当然筆者 Bruce は、聴覚障害をもった人が、できるだけ不便なく生活できる社会の実現を強く支持しており、障害者への差別を認めてはいない。しかし、筆者の観点からは、あえて意図的に障害を確実にもった子どもを生むという行為はモラルに反すると考える。しかし、ある人は、雑誌において、(筆者によると)毎日 33 人の耳の聞こえない子どもがアメリカで生まれており、年間 12000 になる。これは普通の存在であり、差別のない社会であれば、こうした行為は勇気ある行為として認められるべきだ、と主張したという。

### 1-3 不妊治療および遺伝子治療

#### 1-3-1 男女産み分けによる遺伝病回避

国際医学団体協議会が 1990 年に愛知県犬山で採択した「犬山宣言」では、遺伝子治療を重い障害を引き起こす病気に限るという条件をつけており、子孫に影響のある生植細胞に対する治療は認めていない。これまでの遺伝子治療は、遺伝子によって起きる病気の治療の際、生体の遺伝子に対して、メッセンジャー RNA を媒体に使用して、発病を抑えることを目的として研究している。

しかし、今回の特許申請は、生体の細胞ではなく、受精する以前の生植細胞の段階で、問題遺伝子の情報を書き換えてしまうというものだから、また新たな論議を呼ぶだろう。

以前、鹿児島大学で一時、男女産み分けによる遺伝病の回避という治療実験をする旨の決定があった。しかし、マスコミ報道が大きかったので、その影響を恐れたのか、止めることになった。血友病などのように、男性にしか現れない病気、つまり、遺伝子によって生じる病気を治療するときに、直接遺伝子を操作することがまだ困難な状況であるので、染色体を検査して男性であることがわかったときには、産まないという形で遺伝病を回避する方法である。

これは、従来も行われてきたことであるが、従来やり方は、胎児の男女を診断することで、男なら中絶するというやり方をとってきた。しかし、中絶は母体にとって悪いことなので、他の方法を模索してきた。鹿児島大学のめざした方法は、親が遺伝性の病気をもっているときに、体外受精させて、子が男か女か調べる。男なら、受精卵を母体に戻さないという選択をすることで、遺伝病をもった子の出産を防ぐ。実際に対象とする病気は、「ほとんど男性だけに発病する血友病と進行性筋ジストロフィー、精神遅滞を生じ、男性で特に症状の重い「脆弱(ぜいじゃく)エックス症候群」の三つの病気に限った」ということである。

体外受精して、4 か 8 まで細胞が分裂した時点で、細胞を 1 つか 2 つ取りだして、性別を判定するというので、その細胞取りだしが、安全かという問題がある。<sup>\*1</sup>

---

\*1 2004年に日本の医師が病気とは無関係に男女の生み分けを行い産科学会から非難を受けるという事態があった。このことはまた別の問題として議論される必要があるだろう。



Q もし、クローン人間を成体細胞から生成可能であるとすると、それは許されるか。

### 1-3-2 代理母

不妊治療の進歩によって、それまでは生物的な親には決してなれなかった人が、親になれるようになったことで、いろいろと問題が生じている。これは、単純に進歩であるのか、あるいは、「してはならない神への冒瀆」なのか。

まず始ったのは、A I DやA I Hと呼ばれる、人工受精だった。これによって、「体外受精」いわゆる「試験官ベビ - 」が可能になった。現在では、世界中に試験官ベビ - が多数存在している。欧米では、試験官ベビ - はおそらく偏見がなくなっているようだが、日本では当初偏見が大きく、日本で最初の試験官ベビ - を産んだ夫婦は、その後地域に住むことができなくなって、移転した。さて、この試験官ベビ - の技術が完成されれば、当然起きる事態として、代理母がある。人工受精の後で、受精卵を本人の子宮に入れれば、A I DやA I Hになるが、他の女性なら、代理母になる。これは、まずイギリスで始ったが、ビジネスになったのがアメリカであり、アメリカでは、代理母の斡旋業がさかんで、日本でも宣伝がなされている。

代理母の事件として有名なベビ - M事件を紹介しよう。<sup>\*1</sup>

アメリカのニュージャージー州の生化学者ウィリアム・スターンさん(41歳)と小児科医エリザベスさん(41歳)が、弁護士の仲介で、同じ州の主婦メアリー・ホワイトヘッドさん(29歳)に代理出産を依頼して、出産後1万ドルを支払うことで、代理出産の契約を結び、スターン氏の精子を人工的にメアリーさんの体内に注入して妊娠、86年3月に出産した。しかし、出産すると、メアリーさんが、子どもを引き渡すことを拒み、謝礼の受取を拒否して、マイマミに逃げてしまった。

裁判になり、裁判所がどちらを親として認定するかということで、裁判中から非常な注目をあびた事件である。その時点で、既に500件以上の代理出産があったとされていて、その点でも注目を浴びた。新聞報道によれば、上級裁判所判決は、契約の法的性格は問題にせず、どちらに育てられた方が子どもにとって幸福かという判断から、依頼した夫婦(経済的に豊か)であると認定し、それに対して、州最高裁は金銭を伴う代理出産契約は無効とする判決を出した。

この事件をキッカケに、代理母の法的問題や実態がクローズアップされ、さまざまな問題が出てきた。この事件は、双方が子どもを欲しがったという点で、とても「幸福」な事件だった。

しかし、代理母が受精卵を体内に入れた後、エイズに感染していたことが判明して、子どもがエイズに感染、出産後、どちらもその子どもを引き取りたがらなかったという事例もあり、争い事や不幸な事例もかなりあった。

ベビ - M事件では、裁判進行中から、ドラマや映画にする話が起き、代理母の方がその話に積極的になったところ、依頼側がそれを嫌うというような争いも起きたりした。

日本では医師を中心として代理母への反対意見が強いが、タレントの向井亜紀が代理出

\*1<http://www.arsvi.com/0g/r0119856.htm>

## 第1章 誕生をめぐる問題

産を依頼し、実際に子どもをもったことによって、大きな注目を集めるようになった。向井は自身が子宮癌にかかり、子どもを産めない体になってしまったが、子宮癌にかかっていることがわかったのが、自身の妊娠であったために、夫の遺伝子を残したいという希望もあり、代理母を決意したという。3度挑戦し3度目に実際に代理母によって出産が成功した。しかし、日本の法律では「母は懐胎・出産した女性」となっているために、戸籍上の母親となることができず、現時点(2004年1月)の時点では出産届けは受理されておらず、養子縁組するかどうかもまだ決まっていない。

日本ではこうした不妊治療を伴う出産については、秘密にする傾向が強く、日本で初めての試験管ベビーの出産の際には、個人とを特定できないような報道であったにもかかわらず、本人たちはその地域に住むことができなくなったと言われている。それに対して、タレントで有名人であった向井亜紀の場合、これらの事実を最初から公表し、社会的な論議を呼んだことは、議論の土台を作ったとは言えよう。<sup>\*1</sup>

### Q 代理母をどう評価するか

#### 1-3-3 精子・卵子の使用・売買

「ボストン弁護士ファイル」というアメリカの人気ドラマで、次のような筋のものがあつた。あの女性が貧しさから、自分の卵子を売る契約を結び、実際に卵子を提供するが、買い手の男性の気が変わり、代金を払わないので提訴したというものである。原告の女性は契約を守るべきであると主張し、被告の男性は、倫理に反する契約は無効であると主張する。このドラマがアイロニーを含んでいるのは、原告側の弁護士は原告の元恋人であり、今は分かれているがこの件で久しぶりに再会、しかし、弁護士はカトリック教徒で卵子の売買には反対である態度を原告自身には隠そうとしないことである。いずれにせよ個人的に「卵子を売る」という行為には賛否両論があるだろう。

さて、59歳で出産した女性、黒人女性がわざわざ白人女性の卵子をもらって出産した例、このような事例をどのように考えたらいいだろうか。<sup>\*2</sup>

まず、出産年齢の制限についての論点がある。フランスでは、出産年齢制限があるそうで、(何歳かはよく判らない、法的に禁止するというのではなく、健康保険の適用としての制限であろう。)

まず、こうした治療がなければ、「出産年齢」を法的な表現をとる必要はまったくない。不妊治療技術が進歩したために、不妊治療をどの年齢にまで行ってよいのかという問題が生じた。出産年齢は、母体の危険性、治療費の保険適用の問題、また子どもを育てられるかという問題など、さまざまな問題が関連している。60歳近くになって出産するということは、平均寿命との関連でいえば、おそらく、子どもが成人するまで育てることはできない可能性が強い。もちろん、子どもが成人する前に死んでしまう親も少なくないが、た

---

\*1 <http://www.dairi-haha.com/japan-report.html> 全般的な情報

\*2 2005年にブラジルで60代の女性が自然妊娠し出産した。ホルモンの状況で可能だというのが医学的見解のようだが、これまでの常識とは異なる事態であった。

だ、「統計的」に困難であるという事態からみると、親としての責任を果たしにくいことは事実なのだろう。それが、出産制限という結論を導く理由になるかは別だが。

アメリカでさかんな精子バンクでは、ノーベル賞受賞者の精子が高額で売買され、実際にその精子を買って出産している事例はたくさんあり、かつてNHKでそうした子どものその後を追った番組があった。多くは成績優秀であるとされていたが、あまりに特別な境遇であることによる人間的な問題も指摘されていた。<sup>\*1</sup>

## 1-4 自己決定権としての出産操作

### 1-4-1 中絶

次に誕生の抑制である中絶の問題を考えてみる。

日本は、旧社会主義ソ連ほどではないにせよ、中絶に寛容な社会である。法は中絶を条件付きで認めているのだが、法に規定されている場合以外でも、比較的容易に中絶がなされてしまう。特に、高校生などの中絶は大きな社会問題でもある。ところで、アメリカはキリスト教信仰のあつい国民が多く、キリスト教では少なくとも聖書の教えでは中絶を禁じており（子どもは神から授かったものであり、中絶は神の意思に背くことになる）、中絶に対する非常に厳しい反対がある。中絶を認めるかどうかは、大統領選をも左右するほどの問題なのである。それだけではなく、中絶に反対する勢力の過激な人達は、中絶を行う病院を爆破したり、あるいは医師を殺害したりすることもあった。中絶は命懸けの医療行為になっているといっても過言ではない。

簡単に人工妊娠中絶の歴史を振り返っておこう。

中絶を禁止したのは、中世のカトリックが初めてのことだったようだ。それ以後、中絶をおこなうことは犯罪となった。19世紀になると、医学的、社会的、個人的にのぞましくない妊娠の中絶許可をもとめる運動がおきた。この要求を最初にうけいれたのは革命直後のロシアで、ついで日本でも受けいれられた。つまり、日本は、極めて初期から中絶を受け入れた国家だったのである。日本では中世の間引きの習慣があったために、比較的社会的な批判が少なかったのかもしれない。

第2次世界大戦後、東欧でも一定の条件のもとに許可する国がでてきた。そして、1960年代後半からは、世界中の国々で規制がゆるめられていく。それには次のような背景がある。

中絶禁止がきびしいため、生まれた赤ちゃんを殺したり、違法な中絶による母親の死亡がふえた。

世界人口のいちじるしい増加。

女性解放運動がひろがった。

医学技術が進歩したため、中絶は比較的安全と考えられるようになった。

レイプなどによって妊娠した場合、胎児に先天的・遺伝的な異常のある場合、未婚や貧困のため生まれた子供をそだてるのが困難な場合などは、中絶を許可するが、一定の妊娠期間をすぎた場合は禁止している国が多い。

---

\*1 日本にも精子バンクがある。 <http://www.osk.3web.ne.jp/~excelle/>

## 第1章 誕生をめぐる問題

このような動向は母体の保護を主な目的とするものであるが、中絶は決してそうした「個人の権利」のレベルだけで進んできたものではない。「優生保護」という観点から障害児を除去する制度として機能してきた面もある。現在でもこの問題は理論的に完全に解決されたわけではないので、少し具体的に後で見よう。

さて、中絶は女性解放運動の中では重要な「自己決定権」を構成するものとして位置づけられている。

1978年12月18日に決定された国連の女性差別撤廃条約は出産の自己決定権を規定している。

### 第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女性に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

「子の数および出産の感覚を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利」が、女性の出産に関する自己決定権とされている。

しかし、この自己決定権は、かならずしも明瞭なものではなく、また、さまざまな複雑な問題が提起されている。

### 1-4-2 中絶反対論

中絶反対の見解は決して国際的にみて少数派なのではない。

中絶反対派の見解をみてみよう。

Feminists for Life of America の代表である Serrin Foster は次のように語っている。

Question: Do you think most women will opt to keep their child if they see they can handle the situation and not drop out of school?

SF: Once she is pregnant, we need to address her needs. I still don't know any woman who wants an abortion. There may be women who didn't want to get pregnant in the first place, but who would wish an abortion on even their worst enemy? When a woman knows she's pregnant, she's forever changed; she's forever connected with this kid. An abortion will never undo that child's impact on her life any more than a miscarriage would.<sup>\*1</sup>

フォスターは、過激な中絶反対論ではなく、もし子どもを産み育てる環境が整えば、必ず女性は中絶ではなく、出産を選択するはずである、中絶を望む女性などいないという確信を述べている。

アカデミー賞をとった「コンテンダー」というアメリカの映画では、副大統領候補になっている女性が、中絶容認の意見をもっているために、議会の審査委員会で「殺人者」と罵られる場面が出てくる。

もうひとつの見解は、受精した以後は「人間である」、従って、中絶は殺人であるという見方である。

A further definition of the violently killed fetus is given as follows: "a member of the species homo sapiens at any stage of development, who is carried in the womb."<sup>\*2</sup>

多少似たものとして、胎児を死なせた場合の問題がある。

Source: WorldNetDaily; April 30, 2001

Rescuing America's Unborn Children

by Alan Keyes

The bill, if enacted, would be the first federal law to recognize a zygote (a fertilized egg), a blastocyst (preimplantation embryo), embryo, or fetus as an independent victim of a crime. Because the bill applies starting at conception, it forges new ground in attempting to recognize the fetus as a person with the same legal status as the woman or anyone else who has been born.<sup>\*3</sup>

アメリカでは、The Unborn Victims of Violence Act が成立し、妊婦への暴行などによって、妊娠中の子どもが死んだときに、殺人罪が適応されることになった。

---

\*1[Http://www.prolifeinfo.org/art040.html](http://www.prolifeinfo.org/art040.html)

\*2<http://www.prolifeinfo.org/art038.htm>

\*3[Http://www.prolifeinfo.org/art035.html](http://www.prolifeinfo.org/art035.html)

## 1-5 優生保護思想

### 1-5-1 優生保護法から母体保護法へ

もうひとつの問題は優生思想である。日本の中絶に関する法律の変化に自己決定権と優生思想の変化が現れている。

ところで、中絶の容認が、決して母体の保護や自己決定権を理由とするのみではないことが、日本の法律の変遷でわかる。現在「母体保護法」という名称の法律は、1996年までは、「優生保護法」という名称であった。つまり、「優生」を守る法律だったのである。その具体的施策として、不妊手術を「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ために許容してきたのである。こうした見地からの強制的な不妊手術を廃止したのが、近年の法改正である。

しかし現在でも、不妊手術は一定の事由がある場合に、本人および配偶者の同意を条件として、指定医がおこなうことがみとめられている。その事由とは、本人または配偶者が精神病・精神薄弱・精神病質・遺伝性身体疾患・遺伝性奇型を有すること、妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康をいちじるしく害する恐れがあること、暴行もしくは脅迫などによって姦淫されて妊娠したことである。

### 1-5-2 胎児診断の問題

中絶あるいは優生保護に関わる重大な問題として、胎児の障害の診断がある。

妊娠中の胎児診断がかなり行われているイギリスでは、障害をもっているが故の中絶が少なくないと言われている。そして、この点については、新たな優生学的発想が登場したのだという批判もある。その点について考えてみよう。

優生学というのは、ダーウィンの学説にそって登場したものであって、当時ダーウィンの進化論が、極めて進歩的な意味合いで、社会的な大論争を起こしたことで分かるように、本来、優生学は、むしろ進歩派の学者たちが唱えていた。ダーウィンの自然淘汰説は、優れた資質をもった生物が、自然淘汰されて生き残るというものであって、淘汰は「自然」現象として理解されていた。したがって、そこから発想した優生学は、どうやったら優れた人間を生むことができるかを、主に結婚を通して実現するような研究がなされたのである。

そこには、人為的に、劣等な人間を排除するという発想はなかった。

しかし、20世紀になって、次第に劣等人種を排除する考えが、優生学と同一視されるようになり、ナチスのユダヤ人撲滅政策でそれが決定的になった。ナチスに限らず、戦前スウェーデンで、障害者に対して強制的な不妊手術をしていたことが、近年明らかにされて問題になったが、そうした政策をとった国は、少なくなかったのである。

そして、現在そのまま復活しているというのは、正確ではない。というのは、かつての優生学的不妊は、国家が強制的に行うものであるが、現在では、親（特に母親）が決定主体だからである。

現在こうした優生学的思惟は、胎児の診断に現れている。

胎児のダウン症などの障害の有無の確率を母親の血液から推定する「母体血清マーカー検査」は、日本では出産数の1%ほどだが、発祥の地イギリスでは、妊婦の三分の二、韓

国では半数以上が検査を受けているが、検査結果をめぐる動揺と混乱も少なくない。もっとも、ドイツでは今でも議論が続いているそうである。

イギリスでの検査普及を後押ししたのは1987年に発表された、マイク・ギル氏の論文であった。ロンドンの北東テムズ地区をモデルに、ダウン症の胎児一人を見つけるのにかかる費用を約7400ポンド(当時1ポンド=約238円)、ダウン症の一人に生涯かかる費用を、教育費や医療費も含め約155万6千ポンドと計算。リスクの高い妊婦をふるい分ける事前診断を普及させれば、社会的にも十分採算が見込めると結論づけた。そして自治体の費用での検査が急速に普及したのである。

ロンドンの中心部に近い住宅地にあるロイヤルフリー病院では、五年前から、すべての妊婦に出生前診断について説明し、七割以上の妊婦が検査を選ぶという。この病院では羊水検査でダウン症と確定してから出産するケースは年間一人くらいという。情報提供する団体もあり、とりあえず十分な情報をもとに、個人の選択として検査と中絶が行われている。統計的には、ダウン症と判別されて出産する率は5%程度である。

母体血清マーカーの開発者の一人、リーズ大学のハワード・カックル教授(疫学)は「年間十五万人の胎児が中絶されている。障害のある胎児数千人の中絶は、さほど大きな問題ではない」と話す。マンチェスター大学のジョン・ハリス教授(生命倫理)も「『いのちを質で選ぶなんて』、という言い方はカトリックなど中絶反対の人しかしません」という。

欧米には今世紀初頭、「優れた人種を残そう」という優生思想があったが、これを民族差別やユダヤ人皆殺しに援用したナチスドイツの登場で、優生思想の持つ危険性が明らかになった。そのためか、関係者は一様に「国が障害児の中絶を強制していれば優生思想だが、これは個人の決定なので優生思想ではない」と強調した。

しかし、ガイズアンド聖トーマス医科大学のテレサ・マーテュー教授(心理学)たちは異論を唱えている。「『情報と個人の選択』を前面に出してはいるが、障害児を見つける検査に公費が投入され、障害児の多くが中絶されている現状は、見方によっては優生思想の実現とも取れる。」<sup>\*1</sup>

### 1-5-3 胎児条項

以上のことはいわゆる「胎児条項」の問題を考えなければならないことを示している。

胎児条項とは、胎児に障害がある場合に、中絶してもよいとする条項のことであり、現在の日本の母体保護法には取り入れられていない。イギリスやフランスにはあるが、ドイツでは廃止した。

以前の「優生保護」的な中絶条項は、この胎児条項の執行を国に認めていた。国の権限として否定したのだが、母親には残るのか、あるいは父親にも認められる権利なのか。

胎児条項についての理解をめぐって、意見の相違がある。

「SOSHIREN 女(わたし)のからだから」という団体が、胎児条項を入れることに対する反対の中に以下のような文章がある。

---

\*1 朝日新聞 1998.7.23 「出生前診断 命を選びますか 海外偏 1」 1998.7.24 同 2

## 第1章 誕生をめぐる問題

ここに「胎児条項」を導入すれば、ふたたび法律で「生まれるべき人間」と「そうではない人間」を規定することになります。しかも、その「分別」を当の妊娠した女性に「選ばせる」という残酷な状況を生み出します。

私たちは、人工妊娠中絶は女性の自己決定のために必要なものだと考えます。しかし、障害のあるなしによって胎児を選別することは、女性の自己決定とは言えないし、ましてや「母親の幸福追求権」などとは到底言えないと思います<sup>\*1</sup>

産む産まないに関する自己決定権は必要であるが、障害がある子どもについて産む・産まないを、本人に決定させるのは、「残酷だ」というのである。しかし、自己決定権は残酷なものを回避できないのではないだろうか。残酷な決定は回避したいのならば、自己決定権を行使できないということになる。

また、ここには、胎児が障害をもっていたら、合法的に中絶できると規定することは、障害をもっていたら産む自由が奪われるという認識があるように思われる。

そうなのだろうか。

### 1-6 法的規制

こうした動向は、どのような意味をもっているのだろうか。自然な人間の改造を試みているわけだが、こうした行為は、どこまで許されるのだろうか。医療行為は法律によって詳細に認可される部分が決まっているので、こうした生殖医療についてもさまざまな規制がある。しかし、最先端の技術のひとつであるので、論議の段階にある内容も少なくない。

簡単な現状をみておこう。

生殖技術の規制や実施の状況

	法規制	非配偶者間の人工授精	体外受精の精子卵子提供	代理母
米国	無	可	可	一部の州で禁止
英国	有	可	可	原則禁止
フランス	有	可	片方は必ず夫婦のもの	禁止
ドイツ	有	可	禁止	禁止
日本	無	可	認めない	認めない

(日本は産科婦人科学会の見解による)<sup>\*2</sup>

フランスで1994年に決定された「生命倫理法」を参考にしながら、考えてみよう。生命倫理法の内容は以下の通りである。

#### 【人体尊重法】

「法は人の優位性を保障し、その尊厳を侵すことを禁じ、生の始まりから人間とし

\*1 <http://ehrlich.shinshu-u.ac.jp/tateiwa/1990/990324sr.htm>

\*2 朝日新聞 1998.7.5 「生殖医療の指針急務 現実に追いつかぬ規制 非配偶者間の体外受精」



て尊重することを保障する」(民法第一六条)「何人も人類の無欠な状態を侵してはならない。遺伝病の予防、治療を目的とする研究を除き、人の子孫を変える、いかなる遺伝形質も改変してはならない」(同4項)「事前に本人の同意を得ず、人の遺伝形質を医学研究のため調査する行為は禁固一年と罰金十万フラン(約二百万円)に処す」(刑法二二六条25項)

【人体の提供と利用、生殖医療、出生前診断法】

「臓器摘出は、本人が生前に摘出拒否の意思表示をしていないと判明次第、実施できる。この拒否は自動化された全国登録で行われる。登録はいつでも変更可能とする」(公衆衛生法第六七一条7項)「生殖医療はカップルの親になりたいとの要求にこたえるもので、病理学で不妊と診断されたのを治療する目的、または重大な病気を子供に伝えるのを防ぐために行われる。カップルを成す男と女は生存しており、出産の年齢にあって、結婚しているか、少なくとも二年以上の共同生活を証明でき、事前に受精卵の移植や受精に同意していることとする」(公衆衛生法第一五二条2項)

「受精卵の受け入れは、その妊娠を望んだカップルの文書による同意に基づく法的決定が前提となる。裁判官はそのカップルが別項の条件を満たし、生まれてくる子に家族面、教育面、精神面でどのような条件を提供できるか、あらゆる調査ができる」(同5項)

「人の受精卵を有償で手に入れる行為は、形式のいかんにかかわらず、禁固七年と罰金七十万フラン(約千四百万円)に処す。それを仲介したり受精卵を有償で第三者にゆだねたりした場合も同じ」(同法一五二条12項)<sup>\*1</sup>

以上である。

ドイツでは、ナチスの歴史への反省から、他国に比べてもかなり厳しく受精卵への操作を規制している。90年に成立した「胚(受精卵)保護法」では、代理出産、受精卵への遺伝子治療、(体外受精で生じる)余剰受精卵の実験利用、実験目的の受精卵の生成を禁止し、違反者には罰則を設けた。ただし、男女産み分けについては重い遺伝病回避の目的に限り認めているため、受精卵診断については法解釈が分かれている。またフランスの生命倫理法は、激しい議論の未成立した。遺伝子によって起きる病気(遺伝子病)は、既に知られているものでも相当数ある。代表的には、アルツハイマー病であろう。アルツハイマー病に関しては、遺伝子構造もわかっており識別可能である。

もちろん、その遺伝子構造をもっていると必ず発病するわけではないが、その遺伝子構造をもっていなければ発病はしない。

生体になってからは、体中の細胞が同一遺伝子をもっているのだから、遺伝子操作によって、発病を抑えることは難しい。そこで、受精前の生殖細胞を操作して、アルツハイマー病の遺伝子構造を変えてしまえば、発病を抑えることができる。しかし、人間の構造は、孤立しているわけではなく、当然関連していると考えられるから、他に影響せずに、その遺伝子構造だけ変化させることができるのかは、未知の世界である。そうした遺伝子治療

\*1 朝日新聞 1994.11.23 人は自然の一部 先端医療広く規制 フランスの生命倫理法

## 第1章 誕生をめぐる問題

を実現するためには、多くの実験、そして、最終的には人体実験を行わなければならない。「科学と宗教」という問題になるのだろうか。

もっとも、遺伝子治療には、多くの誤解があり、そのような誤解をもたないように、正確な知識をもつことは大切だろう。近年、クローン人間を作れるか、というような論議が起きて、大騒ぎになったが、実際には、クローン人間は、無数に存在しているのであって、殊更新しい現象ではない。一卵性双生児は遺伝的には、完全にクローン人間だから、それを受精卵の操作で作ったとしても、特に未知の人間が現れるわけではないのである。

だから、問題はクローン人間そのものが問題なのではなく、治療に使用する意味で、意図的にクローン人間を作ることの是非であろう。

次に、人工受精による不妊治療として、年齢の制限や精子・卵子に対する「選択」が許されるかという問題がある。白人の卵子をもらった黒人は、あきらかに人種差別という社会問題を意識していた。国際的な養子にしても、南北問題が影響していることが多い。途上国では、臓器売買が行われていることが少なくないし、代理母などが、南の国に発注されることも、今後多くなるだろう。

貧しい国の人材は、「体」を提供し、豊かな国の人材は、お金で他人の体の一部を譲り受けるという現象が、ますます多くなるはずである。

出産年齢の制限の問題はどうだろうか。

自然のままでは、50代になって出産することはない。しかし、欧米では50代になって再婚することは、珍しくないから、あたらしい夫の子どもを産みたいという要求がありうる。遺伝的には夫の子どもで、母としては、胎内でそだて、「産んだ」という行為で、自分たちの子どもであるという実感が欲しいのだろう。

しかし、そこには、母体の危険性、子どもを充分の育てることができるか、他より多くの治療費を必要とするはずで、そうした国の医療費の問題、等さまざまな問題がある。このようなことは、個人の自由であるのか、あるいは社会としての「判断」の対象なのだろうか。

## 第2章 子どもの住む地域と安全

### 2-1 はじめに

人間は、地域社会で生活し成長していく。以前の古い共同体の中で、人々が生活していた時代には、このことは自明であった。大人は、すべて労働に携わっており、親が個別に育児を行うことなど、ほとんどなかったわけである。乳児の時代をすぎれば、兄弟姉妹が面倒をみ、地域の子どもたちが、共に遊ぶ中で、育てて行ったのである。そして、大人も子どもも、共同体の成員は、お互いによく知っていた。

従って、災害とか突発的な事故などを除けば、子どもの安全が脅かされることは、あまりなかった。少なくとも、知らない人に危害を加えられるなどということは、考えられないことだったに違いない。もちろん、その当時の子どもたちは、安全で幸福であった、などということではない。栄養状態が悪く、医療もほとんどなかったわけだから、病気になりやすく、また、病気で死ぬ危険性も非常に高かった。子どもはたくさん生まれたが、育つ子どもは、少なかったのである。しかし、今日の先進国の子どもをめぐる環境は、大きく変化した。栄養や病気による危険性は、ほとんど消滅した。そして、物質的には恵まれている。

しかし、日本も含めて欧米先進国では、子どもは、別種の危険にさらされるようになったのである。公害、交通事情、早くからの競争等、さまざまな危険があるが、ここでは、文字通りの子どもを対象とした犯罪の危険性について、特に取り上げることにしたい。子どもの成長にとって、安全はもっとも重要な環境的土台である。心配することなく、自由に遊び回れる空間がなければ、健康に育つことは難しい。しかし、近年地域の安全環境は、徐々に悪化している。1997年の神戸の事件に続き、翌年は和歌山で毒物混入事件があり、子どもの生命が奪われた。それも、祭りという、子どもにとってうれしい営みでの事件であった。

特に、神戸の事件をきっかけにして、さまざまな法的改編にまで議論が進んでいる。それだけ大きな意味をもっていたと言えよう。さらに、この事件は、世界的に問題となっている「性犯罪・少年への犯罪」に関する地域的・国家的試みのなかでも、重要な意味をもっている。そして2004年に少年は仮退院し、再び論議を呼んでいる。

アメリカでは、1960年代から深刻化した少年の犯罪であるが、子どもに対する犯罪が深刻化したのは、比較的近年である。そして、日本でも、1997年の神戸の事件で、一挙に問題がクローズアップされることになった。更に、近年「児童虐待」が大きな問題となっている。それを受けて、2000年5月に「児童虐待防止法」が国会を通過し、11月に施行されている。そのことによって、子どもの安全をめぐる法制度も大きな変化をみせた。

朝日新聞によると法のポイントは以下の通りである。<sup>\*1</sup>

< 児童虐待防止法のポイント >

---

\*1 朝日新聞 2000.5.10

## 第2章 子どもの住む地域と安全

児童虐待とは子どもに対する（１）身体的な暴行（２）わいせつ行為（３）著しい食事制限や長時間の放置（４）心理的外傷を与える言動 を指す

教師や医師、弁護士などは虐待の早期発見に努めなければならず、児童相談所などに通告しても職務上の守秘義務違反には問われない

虐待の恐れがある場合、相談所職員らは子どもが住む場所に立ち入り調査できる

児童相談所長は子どもを一時保護し、親の面会や通信を制限できる

一時保護された子どもの親などは、カウンセリングを受けることが義務づけられる

この法によっておそらく児童虐待が表沙汰になった事例が多いということもあるだろうし、また対応がとられるようになって、問題とされることになったとも考えられるが、児童虐待の事例が多数起こり、親に殺される子どもも何度かメディアに報道された。それにもかかわらず、児童相談所や学校が適切な対応をとることができず、最悪の事態になったケースもいくつか報道され、2004年3月現在児童虐待防止法の改正が議論されている。しかし、改正内容はわずかなもので、警察の立ち入り等の強制的な介入は見送られる見通しであり、今後更なる論議を呼ぶことになるだろう。

### 2-2 神戸の中学生による殺人事件

最近の事件であるので、記憶に新しいであろう。

淳君殺害事件の経過

- 5月24日 13時35分 家族4人で食事後、土師淳君が徒歩で祖父宅に向かう。（途中で連れ去られ、殺害される）。20時50分、家族が須磨署に捜索願。
- 25日 10時、警察官15人、保護者ら50人で捜索開始。13時、機動隊も出動、日没後、いったん終了。
- 26日 午前、警察、消防団、PTA計150人で捜索。朝礼で校長が情報提供と注意呼びかけ。11時40分、須磨署が公開捜査に踏み切る。
- 27日 6時40分、友が丘中の正門前で管理人が切断された淳君の頭部を発見。口に添えられたメモに「酒鬼薔薇」などの文字。同中学は臨時休校に。8時、兵庫県警捜査一課が須磨署に捜査本部設置。神戸市教委が市内の幼稚園、小学校など全市立学校332校に集団下校などの安全対策徹底緊急通達。15時、通称「タンク山」で淳君の身体部分を発見。司法解剖の結果、死因は窒息死で絞殺されたものと判明。
- 28日 午前、須磨区内の学校で集団登校。（頭部遺棄は27日5時10分から10分間に絞られる）。
- 29日 18時、淳君の通夜が営まれる。同級生や教職員ら約400人が参列。NHK、事件に配慮して教育テレビの番組延期を決定。淳君の頭部に添えられたメッセージの全容判明。「さあ、ゲームの始まりです」
- 30日 13時30分、淳君の葬儀が営まれ、約550人が参列。
- 31日 午前、兵庫県防犯協会連合会が地元小学校に防犯ブザー計1500個を無料配布
- 6月 1日 佐藤英彦・警察庁刑事局長が事件現場を視察。貝原俊民兵庫県知事も捜査本

部を訪れ捜査員を激励。

- 2日 午前、全国警察本部長会議で、関口祐弘・警察庁長官が「早期の犯人検挙を」と訓示。21時35分、淳君の自宅の北西隣のマンションでばや騒ぎ。チラシが燃える。
- 4日 11時、神戸新聞社に声明文が届く。独特の字体で「ボクはこのゲームに命をかけている」「もっと怒りと執念を持ってぼくを追跡したまえ」などの文言。神戸市教委、須磨区内の小中学校21校にスクールカウンセラーを緊急派遣。
- 5日 捜査本部が情報提供求めるフリーダイヤルとファクスを設置。
- 6日 0時30分、神戸新聞社が記者会見を開き、声明文を公開。「犯行の反社会性を明らかにするとともに、犯人像を絞り込む有力な手掛かりとなり、事件の早期解決に役立つと判断した」と説明。9時、神戸新聞社が2回目の会見。声明文の文字の特徴などを説明。朝日新聞
- 7日 10時、京都府警管区機動隊が警戒対策班に加わる。
- 11日 兵庫県議会が事件の早期解決を求める決議を全会一致で決める。
- 16日 須磨区役所が区内の仮設住宅全戸に防犯ブザーとホイッスルを配布開始。
- 17日 大阪府警管区機動隊が警戒対策班に加入、京都府警の応援組と交代。
- 28日 夜、容疑者の中学3年生(14)を逮捕。

この時、犯人であるA少年は、わざわざ、新聞社に宛てて犯行声明文を送付した。実際に当時発表されたのは、ワープロということであったので、文字から、犯人像を推定することは、一般人にはできなかったのだが、実際には、手書きのもので、字体は、子どもっぽいものであった。しかし、文章は大人びていたので、当然大人が犯人だと思われ、犯人像の混乱が起きた。但し、地元では、早くから、実際にA少年が犯人だと思われていたようである。

次に、その声明文を掲載しておく。

#### 神戸新聞社へ

この前ボクが出ている時にたまたまテレビがついており、それを見ていたところ、報道人がボクの名を読み違えて「鬼薔薇」(オニバラ)と言っているのを聞いた

人の名を読み違えるなどこの上なく愚弄な行為である。表の紙に書いた文字は、暗号でも謎かけでも当て字でもない、嘘偽りないボクの本命である。ボクが存在した瞬間からその名がついており、やりたいこともちゃんと決まっていた。しかし悲しいことにぼくには国籍がない。今までに自分の名で人から呼ばれたこともない。もしボクが生まれた時からボクのままであれば、わざわざ切断した頭部を中学校の正門に放置するなどという行動はとらないであろう やろうと思えば誰にも気づかれずにひっそりと殺人を楽しむ事もできたのである。ボクがわざわざ世間の注目を集めたのは、今までも、そしてこれからも透明な存在であり続けるボクを、せめてあなた達の空想の中でだけでも実在の人間として認めて頂きたいのである。それと同時に、透明な存在であるボクを造り出した義務教育と、義務教育を生み出した社会への復讐も忘れてはいない

## 第2章 子どもの住む地域と安全

だが単に復讐するだけなら、今まで背負っていた重荷を下ろすだけで、何も得ることができない

そこでぼくは、世界でただ一人ぼくと同じ透明な存在である友人に相談してみたのである。

すると彼は、「みじめでなく価値ある復讐をしたいのであれば、君の趣味でもあり存在理由でもありまた目的でもある殺人を交えて復讐をゲームとして楽しみ、君の趣味を殺人から復讐へと変えていけばいいのですよ、そうすれば得るものも失うものもなく、それ以上でもなければそれ以下でもない君だけの新しい世界を作ってしまうと思いますよ。」

その言葉につき動かされるようにしてボクは今回の殺人ゲームを開始した。

しかし今となっても何故ボクが殺しが好きなのかは分からない。持って生まれた自然の性（サガ）としか言いようがないのである。殺しをしている時だけは日頃の憎悪子どもの住む地域と安全から解放され、安らぎを得る事ができる。人の痛みのみが、ボクの痛みを和らげる事ができるのである。

最後に一言

この紙に書いた文でおおよそ理解して頂けたとは思いますが、ボクは自分自身の存在に対して人並み以上の執着心を持っている。よって自分の名が読み違えられたり、自分の存在が汚される事には我慢ならないのである。今現在の警察の動きをうかがうと、どう見ても内心では面倒臭がっているのに、わざとらしくそれを誤魔化しているようにしか思えないのである。ボクの存在をもみ消そうとしているのではないのかね

ボクはこのゲームに命をかけている。捕まればおそらく吊るされるであろう。だから警察も命をかけるまでは言わないが、もっと怒りと執念を持ってぼくを追跡したまえ。今後一度でもボクの名を読み違えたり、またしらけさせるような事があれば一週間に三つの野菜を壊します。ボクが子供しか殺せない幼稚な犯罪者と思ったら大間違いである。 - ボクには一人の人間を二度殺す能力が備わっている -

P . S 頭部の口に銜 [ くわ ] えさせた手紙の文字が、雨かなにかで滲 [ にじ ] んで読み取りにくかったようなのでそれと全く同じ内容の手紙も一緒に送る事にしました。

淳君殺人は、少年Aの最後の事件であって、実は、3月に女の子一人を殺害、一人に重症を負わせている。そして、更にその一月前には、やはり、中学生の女子を襲っている。

この一年間に、少年Aの精神についての分析を行ったいくつかの書物が出版された。そして、明らかになったのは、祖母の死後、「死」について異常な興味を持っただけではなく、猫から始まって、人間の殺害に徐々に展開していったことが分かってきた。

### 2-3 神戸事件の特異性

神戸の事件には、さまざまな特異性がある。

事件そのものが、少年による複数の殺人事件であったことが、まず特異である。しかも、

報道されているところによれば、少年は、小学校時代に、子どもなら殺人を犯しても、罰せられることがないことを、教師に確認していたと言われている。つまり、罰せられることがあれば、殺人を犯すことはなかったかも知れない。後述するが、子どもに対する教育のあり方が問われることになる。

事件後、2度に渡って、通常ならば報道されないような「報道」が成されたことである。1度目は、写真雑誌「フォーカス」によって、犯人の少年の顔写真が掲載され、実名を報道された。しかも、「フォーカス」当該号は、書店の販売拒否に会い、実際には、買うことができた人はわずかであった。

#### フォーカス、容疑中3の写真掲載 販売中止広がる 神戸・淳君事件

神戸市須磨区の土師（はせ）淳君（一）が殺された事件で、二日発売される写真週刊誌「フォーカス」（田島一昌編集長・新潮社発行）が、殺人・死体遺棄の疑いで兵庫県警捜査一課の須磨署捜査本部に逮捕された中学三年生（一四）の顔写真を掲載していることが一日、わかった。少年事件では、少年を保護し将来の更生を見守る観点などから、写真や氏名、住所など本人が特定される情報はマスコミ側が掲載を控えるのが通例だ。JRなどの駅売店、ローソン、セブン・イレブン・ジャパンなどのコンビニ、大手書店などで、同誌の販売を中止する動きが広がっている。<sup>\*1</sup>

しかし、その「フォーカス」記事と写真を元に、同様の内容がインターネットのホームページを通じて、世界中に流されることになった。インターネット・ホームページは、基本的に自由な場であるので、出版物のように、取り締まることができない。この場合、いくつかの出版社や新聞社が、インターネットのプロバイダに圧力をかけて、掲載ホームページを削除させたが、それに従わない掲載者もいた。そして、少年の写真は、かなり後まで、ホームページで配布されていたのである。このことの意味は、極めて大きい。それは、決して、インターネットは悪質な情報が流通するというような単純な意味ではなく、情報を操作することは、以前のようにはできなくなったという意味においてである。概して、情報操作というのは、知る価値があるのに、権力側が知られたくない情報を、流通させない形で行われるのが、圧倒的に多いのだから、基本的には、インターネットは、情報流通という意味で、大きな積極的な役割を果たすことが示されたのである。少年のプライバシーについては、後述するように、大きな論点が未解決の問題として残されている。

2度目は、検察の調書とされるものが、「文藝春秋」に掲載されたことである。

通常、検察が犯人の取り調べを行った結果を記す「調書」は、公開の裁判が行われ、検察側によって、証拠として提出された場合には、公表されたことになるが、この場合の少年犯罪は、非公開の家庭裁判所における審理だから、公開されない。従って、職務によって、それを見るのが許された人物が、何らかの方法で、出版社側に、調書を渡したことになる。

そうした異例の調書流出であったが、調書そのものは、こうした審理が、非公開で行

\*1 朝日新聞 1997.7.2

## 第2章 子どもの住む地域と安全

われることを、当然考えさせるものであった。

少年の犯罪に対する裁判のあり方も、当然ここから問題となる。

### 2-4 誰に責任があるのか

この事件は、完全に特異な精神状況にある少年の起こしたものであり、例外的であるが故に、一般化して対処を考えるべきものではない、という解釈がある。せいぜい、対処とすれば、「囲い込み」ということになるだろうか。(強制入院・保安処分・地域への公開)こうした考え方は、一部の精神医学者によって、主張されている。

実際に、この「囲い込み」的対策を、アメリカのメーガン法を参考にして主張する人もいる。それとも、「義務教育への恨み」を語り、サカキバラという名前をあえて名乗ったように、学校に責任があるのだろうか。だとすると、学校は何ができたのだろうか。

小学校6年生の時、学校の教師に、人を殺しても罪にはならないね、と確認を求めたことがあったという。また、事件前後から登校拒否状態だったとされる。

また、「通り魔事件」が起きたとき、死亡しなかった被害者が、顔を見れば分かるかも知れないし、中学生位だったというので、被害者の親が、少年の中学校の校長に、顔写真をすべて見せてほしいと頼んだが、プライバシー侵害を理由に校長は断っている。このことも学校の責任であった、このとき校長が写真を見せていれば、淳君事件は起きなかった、と主張する人もいる。

#### 日ごろ「学校に復讐」 春からほぼ不登校

学校関係者によると、逮捕された中学生は、友人らに、日ごろ「絶対、学校に復讐(ふくしゅう)してやる」と漏らしていたという。

友が丘中学校に通う生徒の一人によると、中学生は昨年春、けんかをして同級生を殴り、けがをさせた。「お前みたいな子は卒業するまで学校に来るな」と教師から怒られた。中学生はその時は何も言わなかったが、後で友人らに「学校に仕返ししてやる」などと語っていたという。

中学生は淳君が幼稚園のころからの顔見知りでいっしょに道路などで遊んでいた。四月ごろからほとんど登校しておらず、三日に一回、中央区の児童相談所に通っていたという。

少年は猫を虐待したことがあり、これが逮捕の端緒になったといわれる。淳君の頭部が同中学校の正門前で見つかった五月二十七日、それを知っている友人の一人が少年に電話をした。「お前がやったんじゃないか」と言うと、少年は「ネコは殺したけど、人まではやれんわ」と答えたという。

また、中学生はホラー漫画が好きで、以前から「いっぱいサバイバルナイフを持っている」と友人に自慢していた。

中学生が逮捕されたのを聞いて、同級生の一人はショックでうっすらと涙を浮かべた。中学生が最近あった修学旅行に参加しなかったため、おみやげのカステラを届けた。休み時間には友人とおしゃべりを楽しんでいた中学生を知っているだけに、



「まさか、そんなことはない」と信じられない様子だった。<sup>\*1</sup>

また、カウンセリングの効用について問題になる可能性もあるだろう。

実際に、少年を、何度か児童相談所につれて行って、親はカウンセリングを受けさせているのである。報道によれば、カウンセラーは、子どもが抑圧感があるので、問題行動を起こしていると考えられ、自由にさせるのがよい、とアドバイスしたとされている。実際のカウンセリングを知ることはできないが、こうしたアドバイスに対する批判もある。

あるいは、子育てに失敗した親の責任と考えるべきなのだろうか。

父は、高学歴社会としては、高い学歴をもっておらず、しかし、ブルーカラーとしては力量があるとされ、比較的高い地位をもっていた。母親はPTA役員などをしている活動的な人であったらしい。いずれにせよ特異な家族という印象はない。

外見的には、仲のよい家庭であったが、当人は逮捕拘留中、親への反感を露にしたという報道もある。

ただ、親としては、子どもの特異性に気づいており、児童相談所などに連れていってカウンセリングを受けさせており、まったく無作為だったわけではない。

一家は十年ほど前、ニュータウンの一角に越してきた。父母らと五人暮らし。家族全員で地域の清掃奉仕に参加していた。事件のあとも、自宅前でそろって腕立て伏せのトレーニングをするのを近所の人が見ている。「どちらかといえばしつけの厳しい、普通の家庭」と周囲は口をそろえる。

小さいころからわんぱくだった。自転車やスケートボードで走り回り、朝、道で声をかけると、「おはようございます」と感じのいい返事が返ってきた。これが周囲の大人たちの見ていた少年の姿だ。<sup>\*2</sup>

しかし、子供たちの目には別の姿が映っていた。

淳君の事件が起きた五月二十四日の数日前、少年が通う市立友が丘中学校の正門前に、足を切断された猫の死体が置いてあるのが見つかった。その直後、同学年の一人が近所の書店で偶然少年に出会い、「話でもしようか」と北須磨公園に向かった。ベンチに座りながら、少年は「学校に仕返しした」「猫を殺した」と打ち明けた。

「猫殺し」の話は、仲間うちではよく知られていた。ある友人は事件前、少年が切断した猫の舌を、びんに詰めて持っているのを見て驚いた、と言った。

ある女子中学生は小学校時代、六年生だった少年が自宅近くで淳君と遊ぶ姿を見ている。少年の家に、淳君が好きだった機関車トーマスの絵本があり、淳君もたびたび訪れていた。少年は、淳君をかわいがっているように見えたが、遊ぶふりをして時々足を踏んだりつねったりしていた、という。

---

\*1 朝日新聞 1997.6.29

\*2 朝日新聞 1997.6.30

## 第2章 子どもの住む地域と安全

97/9/15の新聞には、学校への恨み等は、犯罪を理由付けるための意図的な嘘であったこと、親はまったく子どもが犯人であるとは思っていなかったこと、彼が小学生のときから、いくつかのシグナルが教師に対してあったこと、しかし、教師は本気にしなかったこと、などが調べて分かったと報道されていた。

1999年、少年Aの父母による手記が出版された。Aが逮捕された後、日記をつけるようになり、その日記をもとにしたという。

ぜひ、この手記を読んでほしいと思うが、親のAに対する認識と、友人や地域の人々の認識（報道で示されたものを参考にすれば）とでは、かなり擦れがあることが分かる。

特に、母親には、あるべき「像」としてのAに対する認識があり、現実のAが、その「像」といかに異なっているにもかかわらず、「像」に対する信念が揺らがない、現実を「像」に合わせてしまうような精神構造が感じられる。<sup>\*1</sup>

また、現実に行っているAの問題の深刻化について、親自身が、かなり甘く認識していたことも否定できないだろう。

とりわけ、万引き、いじめ等で、何度か呼び出されているが、そうした事態になった後、Aが、ヒトラーの『我が闘争』を読みたいので買ってほしい、と要求し、買ってあげたことが、手記にも書かれているし、また、分析書にも出てくるが、ヒトラーの著書を、進んで読むことの「意味」を考えなかったようだ。

### 2-5 宮崎勤の幼女誘拐殺人事件

宮崎勤は、高度成長期に生れ、幼児期を過ぎた年代である。

事件は1988年8月22日、埼玉県入間市の今野真理ちゃん（5歳、幼稚園）がプールから帰り、自宅を出たまま失踪し、殺害された事件を皮切りに、ほぼ2ヵ月毎に幼女が誘拐・殺害されたものである。

10月3日、飯能市の吉沢正美ちゃん（7歳、小学校1年）、12月9日、川越市の難波絵梨香ちゃん（4歳、幼稚園）、そして、89年6月6日に、江東区東雲の野本綾子ちゃん（5歳）が誘拐殺害された。そして、真理ちゃんに関しては、遺骨が自宅に届けられ（89年2月6日）、今田勇子という名前による犯行声明が発表される（2月10日に朝日新聞に犯行声明文、3月11日、朝日と今野宅に告白文）など、異常な対応があった。そして、絵梨香ちゃんは、入間郡で、綾子ちゃんは飯能市で、遺体が発見されている。

そして、89年7月23日に奥多摩で少女を裸にして写真をとろうとして、その父親に捕まった。

この事件はまだ裁判が進行中であり、もちろん生々しい記憶として残っていると思われる。

多くの人々に、この事件は全く異常な事件として映り、異常性格の宮崎が例外的に起こした事件である、と解釈された。一方、宮崎的要素は多くの人の中にあり、事件は異常だ

---

\*1 しかし、少年の退院に際して報道されたものによると、母親に不信感をもっていた少年は面会に来た母親のこのような盲目的とも言える信頼に深く心をうたれ、自分が愛されていることを実感してその後変わり始めたという。

が、宮崎は異常ではない、という理解もある。つまり、宮崎勤は、まさに自分である、と感じた若者も多いし、更に、自己に忠実な生きかたをした者として、尊敬（？）の念を表明する者もいる。

この事件の特徴は次のような点にある。

- 1 すべて幼女が夕方誘拐され、しかも団地などの人が少なくない場所で連れ去られていること。そして、時を経ず殺害されていること。
- 2 死体を人の目につきやすい所に放置したり、犯行声明文や遺骨を被害者に届けたり、犯人が社会に働きかける行為をしたこと。
- 3 宮崎がビデオマニアで、彼の個室がカメラマンによって撮影され、6000本ものビデオがあり、そのほとんどが、アニメやホラー物だったことで、「お宅族」「ロリコン」等の、「異常性」なるものが社会的話題になったこと。
- 4 宮崎の父親が、地方新聞を出しているその地方の名士であり、その新聞でもこの事件が取上げられたりしており、家庭的な背景（通常しっかりした家庭とされるような状況）と、この犯人の性格の異常性の対応が論議されたこと。

宮崎の略歴は次の通りである。

- 62年 東京五日市町で生れる。(8月)未熟児で出産による外傷で手に障害があった。
- 69年 町立五日市小学校に入学。9歳で個室、自分のテレビがあった。
- 75年 町立五日市中学校に入学。13歳でビデオを買って貰った。
- 78年 明大中野高校に入学。
  
- 81年 都立工芸短大に進み、印刷を学ぶ。
- 83年 父の友人の印刷会社に入社。3年後、父の会社を手伝うようになった。
- 88年 祖父死亡。

逮捕後、宮崎は、障害を子どもに馬鹿にされて殺した、と供述しているが、障害を知らなかった友人も少なくない。中学時代は英語が得意で、偏差値が72あったという。そのため高校入学時には英語の教師になろうと考えていた。

転機は、高校入学であったとされている。農村的な五日市から都会の中野に通学するようになって、カルチャーショックを受けたといわれ、高校時代に性格がそうとう変化したと友人たちは言っている。

また、祖父の死亡の時、宮崎は祖父に対する強い愛情とともに、死体に対する異常な行為をしたとされる。

## 2-6 地域性の問題

宮崎は都会的な要素と農村的な要素を、ともに持つような地域で成長した。これまでの教育理論は、子どもが成長していく上で、地域の人々との結合が大切であり、地域の教育力がその基礎になる、と主張していた。そういう意味で、この地域は誰もが宮崎のことを知っており、教育力をもった地域であったと考えられる。

ところが宮崎の家庭は、比較的裕福だったために、子どもの頃から専用の部屋、テレビ、

## 第2章 子どもの住む地域と安全

ビデオなど、通常の家では子どもに持たせないものを、早くからもっていた。犯行に使用した車も、親が全額現金で払って買い与えている。そして、農村ではあるが、都会からハイキングなどで人が訪れる地域を近くにもっている。

つまり、宮崎勤は、村の共同体が多少は残っている地域で育ちながら、自分はその共同体的人間関係の外にあり、自ら関係を断っていたように思われる。

それから、被害場所の地域性は、より重要な意味をもつ。

第5章で扱う綾瀬の女子高校生監禁事件でも問題にするが、今回はより明確に地域の人々の「認識能力」の欠落が問題になる。というのは、綾瀬の事件では、そもそもその家庭に出入りしている少年たちは、つっぱりだという意識で見えていたところがあるが、宮崎の犠牲になった子どもたちは、地域に住んでいる子どもであり、しかも、密集した住宅地であった。そして、いずれも比較的人通りの多い間帯に、連れさらされている。

つまり、少女が連れさられるのを、「だれも見なかった」のではなく、だれかがみても、「誘拐されたのだと思わなかった」に過ぎない。目の前で起こっている事態を、「事件」であると認識しなければ、見過ごしてしまう。この場合、事件と認識すれば、宮崎は気の弱そうな青年であり、連れさられる子どもは、地域の子どもである。地域の人が、行動を起こさないはずはない。こうしたコミュニケーションギャップが何故生じるのか。

### 2-7 宮崎の性格の変化

小学校や中学校時代の宮崎には、他の生徒と特別異なるような点は認められない。大人しい目立たない生徒であり、動物をいじめたことなどが、エピソードとして語られる程度である。

ところが高校時代になると、ほとんど話をすることがないような生徒になり、孤独な姿が目立ってくる。この点に関して、様々な解釈があった。都会的文化に対するショック、成績が下がってきたことへのあせり、性的なコンプレックスなどである。

Q 1 宮崎の性格変化は何故起こったと思うか。

Q 2 宮崎は、「異常」なのか、あるいは、だれもが「宮崎」でありうるのか。

短大に進学すると誰とも交流せず、全く孤独な生活をするようになる。通常共同制作する卒業作品も宮崎は一人で作った。従ってこの時期の同級生には、ほとんど印象を残していない。社会人として勤めるようになると、勤めは真面目にやらず、ビデオの世界に浸っていくようになり、この面での交遊と車を手にいれてからのドライブなどでの友人関係はある。ところが、その点でもいくつかのトラブルを起こしている。

宮崎は外見的には、ごく普通の青年であるが、全く自立的でないこと、典型的なモラトリアムであることがまず問題になる。

自分の個室を小学生の中学年からもち、そこにテレビやビデオをおく。このことの自立性形成上の意味である。

個室については、さかんに論議になったことがある。

ひとつの意見は個室を与えることは、自立を促すという意見。そして、全く逆に放任さ

せてしまうので、かえって自立を阻害するという意見。人間は様々な条件で成長するものだから、個室の意味も当然個人によって異なるが、次のようなことは言えるだろう。

子どもがテレビを無制限に見ていれば、学校社会の中で脱落する可能性が大きくなる。従って本人、それが不可能なら親が制限する必要があるが、この親がその点を考慮した形跡はほとんどない。といっても、おそらく日本の大部分の家庭でも同様の事情ではないか。

もうひとつ話題になっているのが、手の障害である。先天的に手に障害があり、それが彼のコンプレックスになっていたとされる。

宮崎の犯罪が明らかになったときに、警察が来る前に、報道陣が部屋に入ったために、宮崎の特異な部屋が、映像として撮られ、繰り返し放映された。そこには、6000本のビデオと4台のビデオがあり、確かに、あまり「普通ではない」雰囲気を感じさせた。

その結果、「おたく」に対する批判的雰囲気が生まれ、ホラービデオが犯罪を助長しているという主張が生まれた。

また、「劇場犯罪」という性格も指摘される。宮崎は、今田勇子という名前で、あえて被害者宅に手紙を送付し、女性を語って、犯行を匂わせた。捕まる前に、犯人は男性か女性かという論議を呼んだ。

Q3 ビデオ文化、特にホラービデオが宮崎の犯罪を誘発したという見解についてどう思うか。

Q4 宮崎は何故「今田勇子」名の声明文・告白文を書いたのだろうか。

## 2-8 メーガン法

神戸の事件で、アメリカのメーガン法がクローズアップされた。更に、新潟での監禁事件の発覚によって、おそらく再度注目されるだろうと予想される。というのは、新潟の監禁事件では、犯人は既に、同じような犯罪の未遂で逮捕歴があり、警察がその事件のコンピューター入力をしていなかったために、犯人を捜査対象にしなかったことが、事件の解決を9年間も遅らせた原因とひとつとされているからである。

メーガン法とは、1994年に、当時7歳の少女、メーガン・カンカが、近所に住む性犯罪常習者に殺害されたことがきっかけになってできた法律である。

ニュージャージーの住宅街で、メーガンが、友人の家に遊びにいき、いなかったので帰る途中、この様子をずっと見ていた犯人が、メーガンが犬が好きであることを知っていて、自分の家に小犬がいるのだから見に来ないかと誘い、レイプして殺害したというものである。この後、犯人が捕まり、性犯罪の常習者であることが分かった段階で、メーガンの親が、そういう事実を知っていたならば、決して、子どもを一人で外出などさせなかった、性犯罪常習者が住んでいるのならば、地域にその事実を知らせる義務が、当局にある、という主張をして、それを法制定までもって行ったのである。

性犯罪者・幼児犯罪者などが、ある地域に住むことになったときに、その地域の当局は、住民にその事実を知らせる、という法である。これは、イギリスなどでも実施されており、アメリカは、昨年、州単位でのばらつきのある状態から、連邦法として、アメリカ全土で実施することにした。

## 第2章 子どもの住む地域と安全

このような動きが日本でも紹介され、今後の推移では、実施の動きも出てくるだろう。

メーガン法は、次のような法律である。

### 2 C : 7 - 1 表決・宣言

#### 1 議会は以下のように票決し、宣言する

a 性犯罪者や子どもに対する略奪的行為を犯す犯罪者による常習的な危険や、精神的疾患の結果として他人を食い物にする人による危険は、法執行官に対して、公衆の安全のために必要なときには、公衆に身分を知らせ、警告することを許す登録制度が必要である。

b 性犯罪者や子どもに対する略奪的行為を犯す犯罪者の登録制度は、性虐待や誘拐を含む事件を防ぎ、速やかに解決する重要な追加情報を提供する。

L . 1 9 9 4 , c . 1 3 3 . s . 1

### 2 C : 7 - 2 性犯罪者の登録； 定義

2 a 本節 b 項で定義された性犯罪に関わったとして有罪になったり、非行と認定されたり、また、精神障害故に無罪となったりした者は、本節の c 項、 d 項によって登録される。

b この法の目的のために、性犯罪は以下のものを含む

( 1 ) 加重性的暴行、性的暴行、加重性犯罪的接触、の C 項 ( 2 ) に該当する誘拐、あるいは、法廷が、犯罪者の行為が執拗な反復性をもち、強制的な行動を伴うと認めた場合には、あらゆる犯罪を犯す試み。これらについては、犯行の日付や判決の日付は関係がない。

( 2 ) 加重性的暴行、性的暴行、加重性犯罪的接触、の C 項 ( 2 ) に該当する誘拐に対する、判決、非行の票決、あるいは精神傷害故の無罪放免；の a 項に該当する、子どものモラルを傷つけ、汚すような性的接触を行うことで、子どもの福祉を危険にすること；の b 項に該当する、子どもの福祉を危険にするようなこと；の節に該当する誘拐、誘惑行為  
簡単に言えば、性犯罪の常習者（有罪を受けた者、精神病などで、性犯罪をしたが無罪になった者も含む）が、ある地域に住むようになったときには、当人は、その旨当局に届け出なければならず、また、当局は、それを何らかの形で住民に知らせるというものである。

実行のための法律は、各州に委ねられているので、州によって、具体的方法はかなりの違いがある。

最も徹底しているのは、性犯罪常習者の顔写真を含め、犯罪歴を書いた情報を、インターネットのホームページで報道するという州である。これは、全世界から見ることができる。

また、役所や警察署にいけば見ることができる、という州もあるし、テレビで報道、CDROMを流布させる、などという州がある。

当然、これに対しては、強い批判もある。

つまり、犯人は、刑務所で服役することで、罪を償ったのである。にも拘らず、メーガン法では、出所後も、事実上の刑罰を継続することになる。このような情報を公開されたら、ほとんど生活は不可能である。

それに対して、性犯罪の常習者には、人権は認めるべきではない、という立場から、この法に賛成する意見も強い。

Q メーガン法をどのように評価するか。

## 2-9 池田小事件

地域が危険であっても、学校は安全な場所であると考えられていた。少なくともそこで犯行が行われているような場所とは考えられていなかった。しかし、いじめによる自殺などから学校も絶対的に安全な場所ではなくなっていたともいえる。1980年前後から既にそうした変化はあった。しかし、直接的な暴力によって命が脅かされるような事態は新しい。1998年に黒磯市の中学で英語の女性教師が中学1年生の生徒に刺殺された事件以後、学校の安全神話が崩れたと言える。もっとも、アメリカのように銃を生徒たちも所有しているような社会とは異なって、まだまだ日本の学校は安全であるという認識は、多くの人がもっていた。

そうした認識は、2001年6月において大阪教育大学付属池田小学校で起きた殺人事件で、完全に吹き飛んでしまったと言えよう。事件とその後の進展を見ておこう。

### 《事件の経過》

#### 2001年

- 6月 8日 事件発生。大阪府警が宅間守被告を殺人未遂で現行犯逮捕
- 6月29日 殺人、殺人未遂などの容疑で再逮捕
- 7月 8日 鑑定留置始まる
- 8月23日 付属池田小が「事件の経過」「反省と謝罪」の文書を示し、被害拡大責任を謝罪
- 8月27日 学校再開、2学期始まる
- 9月13日 鑑定留置終了
- 9月14日 大阪地検が殺人などの罪で起訴
- 12月27日 初公判。起訴事実を認める

#### 2002年

- 6月 7日 遺族が初めて会見し、第三者機関による事件の検証や責任の所在の明確化などを求める
- 7月25日 被告人質問で、大量殺人を考えたきっかけを「人生の幕引きの道連れにしたかった」
- 10月10日 遺族に対する証人尋問が始まる。大阪地裁が2度目の精神鑑定実施を決定
- 11月19日 文部科学省の「学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議」が、学校の安全管理に関する報告書を同省に提出

#### 2003年

- 1月23日 遺族が意見陳述
- 1月30日 被告の完全責任能力を認めた2度目の精神鑑定書が大阪地裁に提出される
- 5月22日 論告求刑公判で検察側が死刑求刑

## 第2章 子どもの住む地域と安全

- 6月 6日 文科省と大阪教育大が附属池田小校長ら24人に減給などの処分
- 6月 8日 国が8遺族に謝罪、約4億円の賠償と再発防止策を盛り込んだ合意書に双方が調印
- 6月26日 弁護側、最終弁論で心神喪失か耗弱を主張。被告は「死ぬことはびびっていない」と述べて結審
- 7月10日 「心神喪失者医療観察法」成立
- 8月28日 死刑判決

読売新聞 2003.08.29

池田小事件・宅間被告に死刑判決 児童の苦しみ、なお続く = 特集  
東京朝刊

Q この事件をきっかけに、学校の安全と開かれた学校との関係が論議されたが、学校を開くと危険になるのか、かえって安全になるのか、あるいはどのような状況においてそうなるのか、各自考えてみよう。

### 2-10 神戸の少年Aの退院をめぐって

2004年3月10日に少年Aは退院した。そして、退院に際して、少年司法当局が被害者遺族に対して、比較的詳しい説明を行い、また、一般に対しても情報公開した。ただし、どこに住むなどの詳細な個人情報に含まれておらず、基本的には退院の事実を公表したものである。そして、世間では概ねその公表に対して好意的であり、むしろまだまだ不十分であるというような発言も新聞紙上には見られる。この点について考えてみよう。つまり、これは事実上メーガン法を日本でも実施したに等しいのであり、しかもそれが少年事件であるという点で、更に法的には大きな検討課題を示していることになる。

イギリスで数年前に似た状況が出現した。10歳の少年が幼児をショッピングモールで誘い出し、そのまま殺害した事件が起こったのだが、イギリスでは殺人事件の場合、加害者の名前などが報道されるので、広く知られることになった。そして、矯正機関での訓練を終えて一般社会に戻されるときに、司法当局は、名前を変えた身分証明書を発行し、住所等も別に用意して、別人として出所させる措置をとったのである。それに対してその措置に先立って被害者の親やそれを支援する人たちが反対し、新しい名前や住所を突き止めて公表、報復するという運動を行ったのである。

神戸事件をめぐってもどのように措置されるか注目されたが、日本ではもともと加害者の名前は公表されていないため、別の名前にするなどの措置はとられていないが、これまでのやり方とは異なり、出所の事実を公表したわけである。

(資料) イギリスの10歳殺人犯の釈放問題 (メモ)

・殺人事件の概要

1993年、イギリスのリバプールで、2歳の男子ジェームズ・バルジャー (James Bulger) をロバート・トンプソン (Robert Thompson) と ジョン・ベナブル (Jon Benables)



が、激しい暴行を加えた上で殺し、死体を線路に遺棄した。

裁判は、大人と同様の刑事裁判が行われ、メディアも実名と写真等をさかんに報道した。判決は8年以上の不定期刑となった。

ところが、世論が沸騰し、大人ならば終身刑となるはずだ、という意見などが出て、10年、15年などと刑期を伸ばす考えが、司法当局者からなされてきた。

15年に変更したのは、97年に終身刑とすべきであるという25万の署名が提出されたことが、大きく影響したとされる。

- ・ 99年に、European Court of Human Rights がこの裁判を批判した。

被告の少年たちは、きちんとした情報を与えられることなく、事態を理解できないままに、証言させられたのであり、公正な裁判とは言えなかったし、10歳の少年にたいして、大人と同様な刑罰を与えることは問題だ、被告が家族とのコミュニケーションを十分にとれないまま、裁判に臨んだ、プライバシーが侵害されていた、ということであった。

そこで、ウルフ卿が、ヨーロッパ・コートの勧告を考慮せざるをえず、また、加害者少年は、社会にでても危険がないという性格になったと考えられるので、最短刑を決定した。

ウルフは、罰の必要性、再犯の防止、被害者への配慮、被告の状況などを考慮する必要があり、総合的に判断して、釈放してよいという考えである。

被告の弁護士も、当時の裁判には十分な弁護権が保障されなかったと主張している。

- ・ この勧告にたいして、15年が最低という「決定？」を覆して、18歳を超えた時点で、仮釈放することになった。

釈放にあたって、別の名前、住居、身分証明書を用意して、別人格として生活することを保障し、メディアにたいして、本人を特定するような報道をすることを禁じた。

- ・ メディアの多くは、決定に反発している。今回の決定が、過去の報道等を参考にして、二人の少年を見つけ出したり、その報道をしたりすることを禁じているからである。

メディアの側からすると、当時から報道しているし、現在18歳になったのであるから、報道してもよいはずだとする。

特に匿名を維持できないと予想されているのは、インターネットのため。報道は規制できても、インターネットによる情報開示は、ほとんど規制することが困難である。(日本での神戸事件の犯人の事例)

- ・ 被害者関係者は、いずれも、決定に強く反対している。

特に母親は、必ず本人は特定されるし、また、特定するための作業を訴えている。そして、デモを行った。

ヨーロッパ法廷の決定については、イギリスに対する内政干渉であると非難。

- ・ リバプール市民は5：1で、釈放に反対している。

- ・ メアリー・ベルの事例

11歳で2人の子どもを殺害し、23歳で出所した。しかし、地域に溶け込んで生活することができず、結局、意図的に万引きをして、再び刑務所に戻った。

メアリー自身、最も困難だったことは、人間関係を作ることができないことで、それは、犯罪者であるというだけでなく、通常の間人間関係を作って生活した経験がないから、どうしてよいかわからない、刑務所で生活するのが、もっとも精神的に安定する、と考えた。現在は、43歳で、娘が一人いる。(ベルの場合には、報道などがベルのことを暴く

## 第2章 子どもの住む地域と安全

ような報道はしなかった。)

- ・ どうすればよいのか、コンセンサスが形成されにくいのは、前例がほとんどないことも影響している。イギリスでは14歳以下の殺人は5年の1件程度しか発生せず、10歳となると、ほとんど例がない。したがって、前例を参考にして対応を考えられない。
- ・ 2001年6月18日に、正式に仮釈放されることが決定した。当分社会復帰のための施設（halfway house accommdation）に住む。匿名の保障と報道規制については、以前の報道の通り決定された。

## 第3章 開成・早稲田高等学院事件

### 3-1 はじめに

前章において、子どもが育っていく広い環境である地域を安全という観点から考察した。この章では環境を狭くして家庭の問題を考えてみよう。家庭は地域よりももっと直接的に子どもの成長にとって影響を及ぼす。現代は家庭が極めて困難な状況におかれていると考えられている。以前の家庭は比較的大きな家族によって成り立っており、経験豊かな大人がまわりにたくさんいた。しかし、現代は子どもも少なく、核家族であるから育児経験のある大人が周囲にいない。若い親にとって身近な育児経験者である親とって、実際には子育ては20年も前のことなのである。実際に孫ができて、自分の子育ての経験で子どもに適切なアドバイスのできる祖父母はほとんどいないのではないだろうか。

現代では子どもをもった夫婦が文字通りの「親」となるのは簡単ではない。

家庭は、いうまでもなく、子どもが育っていく場合、通常もっとも基本的な「場」になるところである。家庭が崩壊していたら、多くの場合、子どもは成長・発達が阻害される。もちろん、「反面教師」という言葉があるように、家庭が崩壊していたことが、逆にその子どもを鍛えあることもあるが、これは、子ども自身が、よほど強い素質をもっている場合であろう。家庭が明るく、豊かで、幸福であることが望ましいことは、言うまでもない。

しかし、実際の家庭には、多かれ少なかれ、さまざまな問題がある。また、過度に子どもに干渉することが、子どもを弱くすることも、多くの事例から明らかである。とりわけ、近年は、子どもに対する過干渉が問題になっている。放任でもなく、過干渉でもない、バランスのとれた子育てとは、本当に難しいといえよう。

ここでは、一見豊かと思われていた家庭におきた事件をもとに、家庭教育の問題を考えてみよう。家庭での子育ての欠陥が最も集中的に現れるのが、家庭内暴力である。ここでは典型的で、大変有名な二つの家庭内暴力事件を取扱う。そしてふたつとも、親が親としての機能を十分に果たすことができなかつたことが、事件の重要な要因と考えられている。しかし、だからといって彼らを買めて、つまり彼らが親として機能すれば事件は防げたかとも簡単に言えないところが、この事件の複雑なところである。そこらは十分に学生諸君が考察をしてほしいと考える。

ここで扱われている事件は、大変有名なので、他の授業でも頻繁に取上げられると思うので、ぜひ本を読んでおくといいと思う。まずは本多勝一『子供たちの復讐』朝日文庫を勧めたい。(ここに掲載した資料も、そこから引用した。なお、父親、母親、カウンセラーの裁判における証言や、朝倉泉の遺書が、ホームページに掲載されているので、ぜひそれを参照してほしい。)

### 3-2 開成高校生事件

開成高校生事件は非常に話題になった事件である。開成高校という日本でトップクラスの進学校で起きた事件である、ということと、家庭内暴力が殺人に結びついた、という当時としては非常に珍しい事件だったことによる。

### 第3章 開成・早稲田高等学院事件

開成高校生の父が、息子の暴力に耐えかねて、寝ている時に、絞殺したというものである。したがって、この父の生育歴から話を始めなければならない。

まず、年表風にあらましを書いておく。

昭和

- 21 父宇都宮に疎界地から戻る。  
父は2才で父を亡くし、母は子を残して再婚したので、祖父母に育てられた。
- 26 父上京 コック見習い
- 28 上野に貸事務所と喫茶店経営 その事務員と結婚(34) 妻の両親と同居
- 36 長男出産 13時間の難産
- 41 神田神保町に大衆酒場 夕方5時から12時の仕事になる。
- 42 私立小学校に入学 車で送り迎え  
5、6年になってO進学教室 家庭教師 (母「世間並みにしただけ」)
- 48 開成中学に入学 (300人中56番)  
次第に成績が下がり始め、高校ではかなり下の方になっていた。
- 52 母に暴力 精神科へ 「わがまま病である。」  
電気ショック療法  
警察の忠告でなぐりたいたけなぐらせよ、というので荒川土手でなぐらせる。  
避難のためのアパートを借りる。父はそこで生活。  
精神科に入院(2日で母が出してしまう)

10月 父、子が寝ている時に殺人

父は2歳の時に、父を亡くし、母は子を残して再婚したので、結局祖父母に育てられた。したがって親というものの存在・意味を知らない。昭和26年に単身上京し、コック見習いとして働き始めた。そして、28年に上野に貸し事務所と喫茶店を経営するまでになっている。これはかなりの才能と努力を想像させる。そして、この事務所で働いていた女性と結婚している。女性は再婚であった。妻の親と同居する。36年に長男が生まれた。13時間の難産だったという。

41年に神田神保町に大衆酒場を開き、これを主な仕事にするということになる。しかし、これは結局まったく悪い方向に作用する。父は夕方仕事に出かけ、子どもが寝てから帰る。そして、翌日子どもが学校に出かける時にはまだ寝ていて、子どもが学校から帰る前に職場に行く、という生活形態になった。

42年長男は小学校に入学することになるが、私立の小学校に車で送迎するという形をとっている。このことの意味も重要である。というのは、近所の子どもと友人ではないことになるからである。この近所の人との付き合いの希薄さが、事件を悲惨な結果に至らしめた一つの原因である。5年になってO進学教室に通い、更に家庭教師について勉強するようになっている。このことが後の裁判で話題になっている。こうした受験体制に駆り立てるようなやり方が、精神的に追詰めたのではないか、というわけである。しかし、それに対して、父は「世間並みにやっただけだ」と答えている。

成績が良かったので、先生は期待し、開成に入ることを希望するようになる。そして、期待通り、開成中学に48年に合格した。300人中56番だった。これは親としては将来東大に入れる、という期待をもつに十分な成績であった。しかし、次第に成績は落ち始

め、高校になった時には、下から数えた方が早かった。哲学の本等を読みふけるような高校生だった。また鼻のことを大変気にしていて、自分の鼻は低いと思い悩み、手術を受けると主張し、医者にまで行っている。しかし、医者が年齢的にまだ早いということで、手術はできなかった。鼻が低いのは母のせいである、と母を責めるようになっていった。やがて家庭内暴力が始り、手がつけられないようになっていった。

精神科にも行ったが、「わがまま病」といわれ、ある所では電気ショック療法を実施されている。またあるカウンセラーに「この子は将来犯罪者になる」といわれ、母はショックを受けている。警察に相談したら、思いきり殴らせたらかどうか、というので、荒川土手で殴らせたこともある。

祖母や父が危険なので、近くにアパートを借りて、父はそこから仕事に通っている。精神科に入院させてもいるが、母が見に行った時に、刑務所のような雰囲気ショックを受けて直に出してしまう。そうこうする内に父は絶望し、子どもが寝ている時に絞殺してしまう。52年の10月のことであった。

まずは父の役割が問題になるだろう。開成高校生殺人の場合、父自身が父親を知らないもので、父としての役割を果たしていないにも拘らず、全く放置している。むしろ小さい時から、母の独占欲が強く、夫である父が母と仲よくすると、怒るというような状況であったにも拘らず、適切な処置をとっていない。父不在というのが、極端な形で出たというべきであろう。早稲田高等学院事件の場合も、社会的に尊敬される地位にしながら、大変存在感の薄い父親である。

第二に、地域との乖離の問題である。裁判で近所の婦人が証言にたっているが、家庭内暴力が激しいことは、誰もが知っているのに、全く近所の人と話すことはなかった、ということである。そして、彼自身が近所に友人がいないのであった。

そして、母子分離の問題である。鼻のことに象徴されるように、母と子は非常に不自然な結びつきをもっていた。母子相姦という説もある。このことを本田勝一も否定はしていない。しかし、問題の本質ではないと言っている。

次に受験体制の問題である。彼は「俺の青春を返せ」と言って暴力を振るったという。その青春とは何だったのか。本田勝一はそれを受験による一本の物差と呼んでいる。価値観が極端に単純化され、そうした価値観からこぼれ落ちると、どうしようもなくなってしまう、という受験体制が基本的な原因であるという分析が、強い。

そして、精神病の遺伝ではないか、という説。家族に精神分裂病で死んだ者がいるというが、彼が暴力を振るうようになったのは16歳だから、ちょうど遺伝的に現れる、というのである。しかし、精神病だという診断はない。

またカウンセリングの問題としても考えなければならないであろう。

また開成高校の校風に原因を求める説もある。彼が休んでいるということを、同級生達は殆ど気にしていない。通常都内の有名進学校というのは、虚栄であっても、自分の学校は自由である、と言いたがる場所がある。しかし、開成と言う学校はそれが無い。いい意味でも悪い意味でも典型的な受験校である。もし他の学校であれば、事態は違っていたかも知れない。

### 3-3 早稲田高等学院祖母殺し事件

朝倉和泉の場合は、父親というより両親の子育ての問題として考察される。そして、祖母中心の子育てが、最も悪い形態になった例であろう。

和泉はエリートが、愚かな大衆に復讐するのだ、という遺書を残している。大衆に対する怨念が、和泉には強烈にあった。本田勝一は、小学校時代にいじめにあったのが、そうした復讐心を長く持たせたのではないかと推測している。

また和泉は自分をエリートと規定しているが、実際は彼はエリートだったのだろうか。

著名なフランス文学者の家庭で起き、かつ開成高校生事件との関連で起きたので、一層社会的な注目を集めた。祖父は高名なフランス文学者（東大教授）で、日本を代表する学者であった。父はその弟子で、やはりフランス文学者。養子の形で娘と結婚して同居していた。母はシナリオライターで売れ始めたところであった。

事件は高校生の和泉が、祖母を家で殺し、そのまま近くのビルで飛降り自殺したというものである。家庭が知的エリートただでなく、少年が長文の遺書を残しており、その内容が極めて刺激的であったことも、大きな問題を提起した。<sup>\*1</sup>

結婚がそもそもの始まりであったと母は言っている。結婚を強く望んだ父、それを強く勧める周囲。気の進まない母。そこで父は自殺未遂を起こす。それで母はおれて結婚する。しかし、結局和泉が中3の時に離婚している。こうした時期に離婚したことを、原因の一つにあげる人もいる。

殺された祖母は夫が研究者なので、誇りに思いながらも満たされないものがあった。学者であった祖父は家にいる時でも、書斎にこもって勉強し、祖母は邪魔をしないように気を使う。祖母にとって初めての男の子だったので、祖母は溺愛した。祖母が養育にあたり、母もシナリオを書く為にそれを望んだ。

X学園という塾に小学校5年の時に通うようになった。スパルタ式の教育で、その頃から変わったという。しかし、受験に失敗して公立中学へ行く。1年の頃は成績が良かったが、2年くらいから急降下して、3年では「高校に行けない」とまで言われた。そして、進学校を決める頃に両親が離婚している。

おそらく成績がもちなおしたのだろう、早稲田高等学院に進学している。親の方では、祖母の溺愛があまりに激しいので、独立した方がよいと思い、家を建直すことになった時に、相談したところかえってそれまで別棟の離れに住んでいたのが、大きな家にして同じ家屋に住むようになった。しかも、二階に祖母と和泉の部屋を隣にして、しかも部屋と部屋を直接出入り可能にするドアまで付けた。和泉は日常的な祖母の監視下に置かれることになった。祖母と彼は極めて強い憎愛の感情に支配されるようになった。祖母は絶えず、しっかり勉強してお爺様のようになりなさい、と励ます。そうこうする内に、殺人と自殺が実行された。

遺書も異常だったが、彼は殺人計画書を残していた。その計画書によると、祖母を殺した後、新宿に出て、無差別殺人を行ない、「馬鹿な大衆をできるだけ殺して」それから自殺することになっていた。その日程も具体的に書かれていた。

---

\*1 全文に近い形で読みたい者は、母の書いた日記がある。『還らぬ息子和泉へ』朝倉泉中公文庫

殺人計画書の一部は次の通りである。

シナリオ	
夏休み	決意
二学期	12月はじめ 計画変更 発作的犯行と思われぬため友人に冗談めかして
1月12日か13日	新宿ロッカーにテープ、ほうちょう、「ざまあみろ」、きり
1月13日(土)	第1犯 うしろから金づち、内臓× 包丁200つき 1億しょうきやく
1月14日(日)夜	アルコール かなづちでおそいかかる、ほうちょうの入手の 手段と場所 「ざまあみろ」のせいぞう、つかまる可能性 めがねはかけない 足あと しもん、発見時期、通報、ガン入手できぬのが残念
1月15日(月)	朝 - なるべく早く8時30分
1	グリース 有楽町でデートむきの時間
2	きき込み前 連休のためみんなおそくまでねている 母シナリオの仕事でいない 連休 日曜朝から祖父母妹は旅行
1	図書館の本 - 2週間前にかりられない 精神安定剤 デート - - 名前と学校 子供は問題外、胃ぐすり グリース前売り アルコールのにおいけし 口臭財除去剤 なぜ自殺前に電車にのるのが必要かは秘密である。ここからあとの私の自殺 についての行為はもちろんいわぬ。

そうした計画書があるので、計画的な殺人であるという意見があった。しかし、無差別殺人は実行されず、彼は新宿に出ることもなく自殺してしまう。更に遺書に現れた大衆蔑視は、女性蔑視の感情も含んでいる。女性である家族への批判的記述に満ちている。むしろこうした叙述は、蔑視よりコンプレックスの現れとも思える。

遺書の一部を引用しておこう。

### 第一章 総括

くわしいことは第二章で述べるが、私の今度の事件を起こした動機をまとめておく。

- 1、エリートをねたむ貧相で無教養で下品で無神経で低能な大衆・劣等生どもが憎いから。そしてこういう馬鹿を一人でも減らすため。
- 2、1の動機を大衆・劣等生に知らせて少しでも不愉快にさせるため。
- 3、父親に殺されたあの開成高生に対して低能大衆がエリート憎さのあまりおこなったエリート批判に対するエリートからの報復攻撃。

くわしいことは第二章をみていただきたい。特に動機の3は、これだけではよくわからないだろうから。

さてこの遺書(もし私が自殺する前につかまった時は告白とでもなるのだろうか)

### 第3章 開成・早稲田高等学院事件

を今読もうとしている人へ言っておきたいことがある。あなたが教養があって、インテリと言える人なら、程度の差こそあれ、これからあとの文に対して共感を覚えるはずである。だから頭からこの文を拒否した姿勢はとらないでいただきたい。ことに私がこの遺書をコピーしてさしあげた朝日・毎日・読売の三大新聞の記者のかたへお願いしておく。なお、この遺書の文は、もちろんのこと自由に、さまざまな著作物に引用していただいて結構である。そのためにコピーまで作ったのである。この遺書を少しでも多く活字にしていいただきたい。

#### 第二章 大衆・劣等生のいやらしさ

勉強ができることはそのまま社会で認められることにつながる。「認められる」ことを望むのは人間の根本的な欲望の一つである。本能と言ってもいいかもしれない。そして認められない人間が嫉妬するのも半ば本能のようなものである。だから優者に対する劣者の嫉妬が最も強いのは「勉強」の面においてである。勉強の出来・不出来が、たとえばスポーツ等と違ってすぐに社会で認められるか認められないかにつながるからだ。だからスポーツに精を出して強くなったとしてもその人は特に好まれないが「スポーツ」が「勉強」にかわると他の生徒は途端に「点取り虫」などと騒ぎたててその人間をけなし始める。

勉強のできない者、すなわち劣等生は勉強ができる者、すなわちエリートをねたむのである。また劣等生を持つ家庭はエリートの家庭をねたむのだ。エリートは言うまでもなく少数派である。このエリートに対して多数派の大衆・劣等生はねたみの感情を持っている。嫉妬とは憎悪と密着した感情である。嫉妬の対象を攻撃したいと、嫉妬する大衆は強く思う。しかし嫉妬とは極めてみにくい感情であるがゆえに大衆は自分達の、エリートに対するねたみを必死で認めまいとする。だがエリートを攻撃はしたい。そこで彼等大衆は、なんらかの理屈をふりかざしてエリートを批判しようとする。こうすれば自分達の嫉妬を認めないで、エリートを攻撃することができるからだ。だから大衆は新聞などに「受験戦争批判」「高校間格差批判」「学歴偏重主義批判」といった記事ののったりすると、わが意を得たりとばかりに自分達もそういった理屈をたてにとって少数派エリートを批判するのである。嫉妬している証拠に、「受験戦争反対」などと騒がれはじめてからかえって受験熱は高まったではないか。受験戦争批判は大衆の心の底からの批判でなく、エリートへのねたみから発生したものにすぎなかったのだ。大衆はエリートを批判している反面、なんとか自分の子供がエリートの仲間になってほしい、あるいは自分がエリートの仲間になりたいと思ってもう必死なのだ。「乱塾時代」という、言葉があるが、これも自分の子供が行っていない塾に、他の親の子供が言っている、という不安をまぎらわそう、うち消そうという劣等生の母親がすこしでも塾のことをけなそうとして騒ぎたてた結果、ここまで広まったのである。

### 3-5 その他の事件

#### (1) 埼玉での事件

開成高校生事件と比較的似た事件として、1992年に埼玉で起きた事件がある。



小中学校とも成績もよく、スポーツ万能だったこの長男は、八四年春、県立浦和高校に進学したが、成績は下がる一方で、クラスでも孤立し、一学年の終わりにはクラブ活動もやめた。その後、作詞、作曲に熱中し、二学年の三学期ごろから登校しなくなり、八六年春、同校を中退している。

中退後はアルバイトをするなどしていたが、突然大学進学を決意、大学検定に合格後の八七年四月、立教大学に進学した。ところが進学後はスキーのサークル活動に熱中して、学校に行かなくなり、九〇年三月には大学も中退した。家に閉じこもり、酒を飲んで昼夜逆転した生活を送り始める。

九一年夏、両親に交際している女性と性交渉がうまくいかないと打ち明ける。このころから「こんな体に生んだのは親の責任だ」と酒を飲んで、家具を倒したりして暴れるようになった。病院に行くように勧める恠被告に対して暴言はしだいに激しくなり、家具を倒したり殴ったりするようになったが、直接両親に暴力をふるうことはなかった。

しかし、暴言はやまず、「四国に逃げようたってそうはさせないぞ。(父親の)退職金だってみな使わせてやる。一生死ぬまで苦しめてやるから、そのつもりでいる。お前らは塩飯でも食え。その分、浮いた金をおれによこせ」と言っている。

犯行日の九二年の六月四日朝、「こんな体にしたのは親のせいだ」「マンションを探して来い」と酒を飲んで暴れる長男から、他の家族を守るために殺害を改めて決意。同日昼に両被告で殺したという。(以上、朝日新聞 93/3/5)

判決は、共に懲役3年、執行猶予5年だった。

8万の減刑嘆願書面が提出され、知り合いたちはほっとしたが、直接親に暴力を振るったことはないために、「できの悪い子供は殺してもいい、という判決なのか」という疑問も、新聞に掲載されている。

## (2) いくつかの金属バット事件

1980年に起きた金属バット事件(2浪の青年が父母を金属バットで夜殴り殺した)から約10年、1990年前後にいくつかの金属バット事件が起きた。

その中で、直接は金属バットを使用しなかったが、凶器として準備していたこともあり、1988年の目黒での事件(中2の子どもが、祖母、父、母を刺し殺した)も、同様の事件と考えることができる。

しかし、このふたつの事件は、似た側面と非常に異なった側面をととももっているように思われる。

似ているのは、子どもが親を凶器で殺している点である。しかも、家庭はむしろ恵まれた部類に属しており、教育熱心な親がいた。

しかし、80年の方は、2浪で精神的に落ち込んでいる状態での発作的犯行と見られているのに対して(それ以外にもいろいろと考える点があるが)、88年の方は、不可解な点がいくつかあり、犯行の動機なり、意図が誰にもよく分からない。

- ・かなり計画的であったとされ、ドラクエ3と似たシチュエーションでの犯行とされる。(武器を複数用意し、応援を依頼する。)
- ・本人が人気タレントのレイプ願望と結びつけている。
- ・応援を頼まれた友人が、事前には誰にも相談していない。

## 第4章 教育実践を考える

### 4-1 はじめに

教育にとって、もっとも重要な場が「学校」であることは、いうまでもない。学校は既に、5000年以上の歴史をもっていると言われている。およそ、「文明」が発達した社会で、「学校」をもたなかった社会はなかったろう。特に、19世紀末に、国民教育制度が成立し、教育が国民の義務となって以降、学校は、社会の中に、大きな位置を占めるようになった。

先進国は、大体、全国民の4分の1から3分の1が、教育を仕事とする者か、教育を受ける者という、広い意味で「学校」に関わっている。極めて概略的に見れば、「学校」で学ぶ人は、約2000万人おり、教えている教師は、170万人いる。別に、教育委員会、職員などをいれれば、もっと多くの人たちが、「学校」に関わっている。また、「学校」ではなく、さまざまな教育機関に学ぶ人を数えれば、更に多くの者が教育に関わっていると考えてもいいだろう。しかし、誰もが考えているように、現在の学校、そして教育は、大きな転換期を迎えており、これまでのような学校では、現在直面しているさまざまな問題に対応が難しい。だが、どこに問題を見いだすか、あるいは、どのような解決形態を考えるのか、非常に多様な考え方があるのが実情だろう。

かつて、「教育書」は、出版界でも、大きな地位を占めていたし、事実、授業の実践記録などが、ベストセラーになる時代があった。1970年代から80年代の前半くらいの時期までと考えられる。思いつくだけでも、『窓際のトットちゃん』『ブリキの勲章』『学力への挑戦』『積み木くずし』『教育は死なず』『どぶ川学級』等々、一般的なベストセラーと比較しても、遜色のない売れ行きと注目を集める本が、少なくなかった。しかし、1990年代になって、教師が書いた実践記録が、ベストセラーになったという話は聞かない。また話題になる実践記録もほとんどないのではなかろうか。もちろん、単純にそのことをもって、学校教育が沈滞していると結論付けることはできないが、教育をめぐる状況変化があったことはわかる。90年代末の教育関連のベストセラーは、ほとんどが「学級崩壊」「いじめ」「不登校」を題材とするものであった。

今回の授業では、かつてベストセラーになった教育実践記録を素材にして、そこから、学校の変化や直面している課題を考えてみたい。

### 4-2 教育は死なず

最初に、若林繁太『教育は死なず』（労働旬報社）を取り上げよう。（以下の説明は、すべて本著からのものである。）本著は、文字通りのベストセラーであって、私が持っている本は、第33刷である。当然、もっと増刷を繰り返したろうから、教育書としては、歴大な売り上げを重ねたはずである。『教育は死なず』は、長野市の篠ノ井旭高校における実践である。

1960年に、迫っていたベビーブーム世代の進学に備えて、市立の高校として設立準備が進んだが、当時篠ノ井が財政難に苦しんでいたため、途中で、設立準備をしていた人

々が中心となって、私立の高校として出発することになった。そして、ベビーブームの影響もあって、経営的に順調な歩みをしていた。ところが、1970年頃から、ベビーブームの波が去り、生徒減少に直面することになった。65年がもっとも生徒が多く、1445名、70年には、633名、そして、77年には、200名余となったという。

74年頃から、生徒減少に伴うさまざまな問題が露呈してきた。生徒が減少すれば、当然、教師が余剰になり、多くの学校で教師削減をしようとした。篠ノ井旭高校には、私立学校教職員組合連合の委員長が在籍しており、その面目をかけての反対闘争が行われて、削減と反対運動が泥沼化した。ところが、最大志願者が5000名だったのに、75年には50名の応募しかなかった。この事実を前にして、何とかしなければならないという切迫感が双方に生じ、その後、以下のような取り組みに至るのである。

きっかけは次のようなものであった。

私たちが廃校のピンチに立ったとき、私も教師たちも、人さまざまな思いを心に秘めて、何かを決意した。窮極に立って、身を捨ててこそ浮ぶ瀬もあったのである。

狭い視野で教育を眺めていた私たちは、突然、広い視野に立って自分を見つめたのである。ある教師は「以後、目先だけみることより長い将来にわたって物を眺める習慣がついた」といっているが、なるほどとうなずけるのである。教育は高所から眺めつつ長期にわたってしなければならないものである。

私は私で、当時ある程度の捨て鉢な気持があったことも否認ない。

「どうせ、閉校になるなら、理想の教育をやって華々しく散っていくことだ」

教師は誰もが一度でも良いから理想の教育をやってみたいと念願している。瀬戸際に立って、今までやれなかったことをやってみようとするのは人の情というものだろう。

「ろくな教育もやらずに閉校したとなれば教師の素質が問われる。理想的な素晴らしい教育をやったら潰れたといえれば大義名分が立つし、日本では理想の教育は駄目なんだ、となれば社会問題となるだろう、それがみものだ」

など、多分に居直り的な考えも浮んでいた。「学校が閉校になったら失職する。失業するよりは少しくらい、がまんしても辛抱する方が得策だ」という自己中心的な気持も教師のなかにはないとはいえないであろう。本校が高い理想に燃えて、この教育を樹立したのだと胸を張れば格好が良いのであるが、正直に言って、そんなきれいなものではなかった。

こうして、若林繁太校長は、これまでの「厳罰主義」を改める教育実践を始めたのである。職員会議で、つっこんだ交流をする中で、授業が終わったら、授業の苦痛を晴らすために「バカヤロー」と大きな声で叫ぶ生徒、帰宅後、オートバイで100キロを走ることで、明日の授業に耐える力を蓄える生徒などの話から、

- 1 非行とストレス解消の間に、何らかの因果関係が存在する。
- 2 彼らのストレスの大部分は授業についていけないことが発生原因となっている。
- 3 「おちこぼれ」の増加は非行の増加に関連性がある。

という点を確認し、そのための条件整備として、

## 第4章 教育実践を考える

1 今までの一クラス定員50名を変更し、最低25名より最高35名までとする。一クラスの定員は30名を標準とする。

2 教師の週持ち時間数をでき得る限り減少させ、教育研究、教科研修の機会を与える、などの負担軽減を実施した。

更に、落ちこぼしを出さない五つの教育計画を策定した。

### 1 授業公開の原則

すべての授業を、市民も含めて、誰が見てもよい。

### 2 自主的な教科研究

マンネリを防ぐために、本年度採用した教育技法については、翌年度に持ち越さない。

### 3 個々にわたる到達目標の作成

個々の生徒に応じて、それぞれ異なる目標を設定した上で、評価も宿題も出す。

### 4 学力別編成

ただし、クラスの選定は生徒が自主的に行う。

### 5 いかなる教育的困難な事象にも回避することなく真正面から取り組む

## 4-3 篠ノ井旭高校の実践例

### (一) 高井洋一

・ 1976年12月に、母親、以前の学校の担任とともに来校。

無免許バイク運転で幼児を事故死させ、ショックのため勉強が手につかない状態、ということで、本人も悪びれた様子もなく、にこにこしていた。

・ 調査書には、一切非行記述なし。

・ 3日後、喫煙。

そのときの教師とのやりとり。

「なぜ、煙草を吸ったのかね。」

「吸ってはいません。真似しただけです。」

「ライターで煙草に火をつけていたじゃないか。」

「ライターなど持っていません。手真似だけなんです。」

「発見された時、ライターと煙草を体育館の床下へ投げ捨てたのを見ているゾッ。」

「それは先生の錯覚でしょう。」

(ポケット検査をした。煙草のゴミが続々と)

「これは何だ。」

「煙草の屑のようですね。友だちの服を借りて来たので、そんなことは知らなかった。あいつ煙草を吸っていたんかな？」

「その友だちとは誰だ。」

「前の高校の時の友だちです。」

「前の高校でも連絡できる。名前をいいなさい。」

「もう、退学してどこにいるのか分かりませんよ。」

- ・ 停学10日。担任が家庭訪問していなかったことについて、「買い物にでもでていたときでしょう。停学中は買い物もいけないんですか？」
- ・ 再登校後、5日で再び友人を誘って喫煙。友人の自白を受けて、「彼が吸ったというのなら僕も吸ったんでしょう。」
- ・ その後、一月で万引きで補導。自分が見本を見せて、級友にやらせ、級友が失敗したので、補導された。
- ・ 退学の主張に対して、校長宅預かりで、指導しようと考えた。(当初家族は反対。小学生の男の子と高校生の女の子がいる。)
- ・ 最初の家族との夕食での第一声。  
「おお、これが校長の娘か。割合、いかすじゃねえか。このチビ、校長の息子が、よろしくな。」
- ・ 禁止をされると単純に破りたくなる性格であることを見抜く。  
ある日、敷地から出てはいけない、と禁止したところ、敷地内にタクシーを呼び、担任の教師のところまで行って引き返した。
- ・ 家の中のお金を盗む。
- ・ 校長の息子を連れ去るのスーパーでのどうしようとした万引き。(追及されて返却してくる。)
- ・ 校長および他の同居生徒と共に、山荘から通学することにする。
- ・ お金が盗まれると、山菜採りをして食事。相変わらず喫煙。
- ・ 職員室で、煙草を盗み喫煙するようになる。
- ・ 鑑別所で性格検査をしてもらう。(指導の方法を探るため。)後で、両親にも。
- ・ スパルタの父と愛情過多の母に原因があると理解。
- ・ 指導方法の180度転換。一切自由にして、部屋も離れにした。  
「君の今まででやっていることをみると反社会的な行動が多い。そうなった原因を考えると君だけを責めるわけにはいかない。私たちも君を束縛し過ぎていた。もっと信じ合わなければならぬ。」
- ・ これからは君を束縛するものはなにもない。君の意思で歩きなさい。ひとつだけいっておくが、これからの行動は常に自分の将来がかかっていることを忘れてはならないよ。」
- ・ 父親にも冬に医者にならなくていい、と言われて、法律家をめざすことにする。

#### 4-4 キリスト教愛真高校

生活をともにする中で教育をするという教育理念に注目すると、デンマークのエフタスコレやフォルケホイスコレが思い出されるが、このふたつは「国際教育論」で扱っていることになっているので、ここではキリスト教愛真高校について簡単に紹介しておこう。「教育は死なず」は多くの点で考察すべき理念を提示しているが、非行少年たちを「生活をともにする」中で変えていったことが重要である。キリスト教愛真高校は、世界的にも有名なキリスト者で、無教会派という新しいキリスト教派を作って広めた内村鑑三の理念のもとでいっている。内村はもともとデンマークに注目し、フォルケホイスコレを高く評価していたから、そういう意味でも生活の中で学ぶという理念が継承されている。

## 第4章 教育実践を考える

キリスト教愛真高校は島根県にある全寮制の共学の高校で全校生徒が100名たらずである。



ホームページによると学校の沿革は次のようになっている。

### 本校の沿革

内村鑑三の志を継承した伝道者高橋三郎は、若き人に福音の真理を伝えたいと考え、福音信仰による高等学校設立を呼びかけました。真理の種をまいても土壌がなければ福音は伝えられないと痛感し、真理に耳を傾け、真理に忠実であろうとする若い魂を求めたのでした。この提唱は多くの賛同者を得、1988年4月島根県江津市にキリスト教愛真高等学校が設立されました。

この地が選ばれたのは、ここに50年間祈りをもって歩んだキリスト者多田昌一がいたことと、都会の喧騒から離れ自然に囲まれた生活の中で、共に生きることの本質に迫る教育の場を得たいと考えたからです。自己を深く見詰め、生きる意味をじっくり考える場所は静かな自然の中がふさわしいのです。

そして教育方針は次のようになっている。

### 1. 教育の基調

各人が責任の主体として自立することが、本校の教育の基調である。そのため生徒は常に自分の責任において判断し、行動することが求められる。この基調の根底にあるのは、自分は神によって創られたかけがえのない個として愛惜されているという聖書の思想である。

### 2. 学習指導

本校における学習指導もまた、自立的精神の育成を目指して行われる。すなわち、自立性を損なうようないわゆる受験教育を排し、真の学問的精神を養成することを

目標に学習指導を行う。したがって生徒は単に知識を詰め込むのではなく、自ら関心を持って課題に取り組んでいくことが求められる。そのため少人数の利点を生かした個別指導を重視する。

### 3. 生活指導

生活指導においても自立的精神を重視する。そのため、共同生活は他者を尊重することが何よりも大切であることを学校生活・寮生活の具体的な場面において体得できるよう配慮する。そして他者を尊重するためには規律を守ることが不可欠であることを知り、しかも規律を押し付けられたものと考えてのではなく、自ら進んで遵守しようとする自主的精神の養成を目指す。

### 4. 国際的精神の育成

国際的精神を育成するためには、まず我が国独自の伝統・文化について評価すべき点を正當に評価し、反省すべき点を誠実に反省することを学ばなければならない。その土台の上で、世界のすべての人々の隣人となって自己を捧げることのできる国際的精神を養成したい。そのため、世界の状況や課題について幅広く学ぶことができるよう配慮している。

### 5. 自然の中の生活

本校は都会から離れ、自然環境に恵まれた山中に建てられている。それは現代文明の行き過ぎた喧騒を避け、あえて不自由な生活を味わいつつも豊かな自然に触れ、作業を伴う生活を通して全人教育を行うためである。

### 6. 健全な家庭生活の基礎

若者達の間で最近性的非行が増していることは、その心身をむしばむ重大な事態である。男女共学、しかも全寮制をとる本校ではこれを重大課題の一つと受けとめ、純潔の尊さを教える。そして結婚とは生涯変わることのない約束に基づく契りであって、人格的真実こそこれを支える基盤であるということをよく理解させ、将来の健全な家庭生活の基礎を築きたい。

「教育は死なず」の実践を現在もっとも近い形で継承発展させているのは、北海道の北星余市高校であろう。この実践についての分析は来年度に行う。

## 4-4 すべての生徒が100点を

次は、加藤文三の『すべての生徒が100点を』を取り上げる。

加藤文三は東京都の社会科の教師である。7年間ほど鬱病にかかり、本人がいうことには、無気力な授業を繰り返していたが、1974年の冬に希望していたにも拘らず、高校に進学できない生徒を出してしまったことをきっかけに、その春入学した生徒には、決してそのような思いはさせないという決心をして、確実に学力をつけさせる実践を決意したのだった。

最初の問題意識は、「暗記」についての再考だった。暗記は、ひとつの方法であるし、また、必ずしも社会科嫌いにするわけでもない。子どもは、本来暗記が好きであり、好きになることによって、暗記も強くなる、ということで、徹底した反復テストの方法を取り

## 第4章 教育実践を考える

入れるのである。定期テストに際して、100点をとらなかった者は、100点がとれるまで再テストを行う。その際、記号だけを変えたテストを使用する。そして、親には、以下のような通信を出す。

半数以上の生徒が、100点をとりました。100点をとった生徒の、お父さん、お母さん。おめでとうございます。どうぞ、お子さんを、ほめてあげてください。そして、自信をもたせてください。一つのこと、100点をとれたなら、ほかの教科でも、100点をとれないはずがありません。

そして、一学期4点だったA子がまだ36点だったのを、100点をとらせる目標をおく。

「すべての生徒が100点を」という運動は、生徒と私との根比べで、どこまでできるか、私にも、実は自信がありません。

ところが、こんどの第三回テストで、Aさんは、上の表のように78点をとりました。このAさんに100点をとらせるのは「無理かな」と思っていたのですが、こんど78点をとってくれて、私を勇気づけてくれました。

「だれでも、努力すれば、よい点をとれる」といいながら、内心では不安をもっていたのですが、Aさんは、それが正しいことを証明してくれました。

Aさんが100点をとるまで、私は第四回テスト、第五回テストと、がんばりたいと思います。

第四回テストで、A子が100点。

しかし、まだ、68人がクリアしていない。それを年があけてもテストを繰り返した。父母からの反応も、圧倒的に好意的であった。

・ 50点台から90点台に……。一番苦手だった社会科を、これまでにして下され、深く感謝しております。先生の意気込みが点数となって、全員100点も、先が見えて来たような気がします。

・ 二学期のテストより、三学期の方が少しよくなってきました。やはり努力すれば、誰でもできるようになるのですね。もう少し頑張ってくれるといいのですが。博美は社会科の勉強がこの頃楽しくなってきたと申しております。努力をする、しない、授業が楽しくなる、いやになる、は、先生によっても、違うのではないのでしょうか。

しかし、当然批判的なものもあった。

二学期の中頃より、少しずつ勉強をするようになりましたが、記憶力が良くないので、100点を目指してやっていたのですが、92点で良いほうだと思います。(再テストで100点)おぼえるのにカードを用いて暗記をしていますが、内容が理解



されていません。テストの為の暗記に過ぎないようですが、これで良いのでしょうか、お伺いいたします。

・ 100点とれない生徒は、100点とるまで、テストするようですが、たとえば四回、五回やってもとれなかったとして、みんなの時間にくいこんでもやる訳ですか。100点とは、そんなに大切なものなのですか。自分は、昨日より今日、今日より明日と、すこしずつでも努力して前進することの方が、大切な様な気がするのです。

この実践で加藤文三が主張しているのは、以下のような点である。

- 1 反復テストによって、暗記することは、学習意欲を高める。  
ただし、この実践では、まだ100点を取れていない生徒に対する、生徒同士の援助がかなり重視されている。
- 2 100点をとったことだけで、理解が深化したとはいえないが、そこで獲得された自信が大切である。
- 3 努力をする以前の状態で、能力の個人差を云々することは間違っている。
- 4 学力がつくと人間存在が変わる。

この実践については、毎年賛否両論あるが、いくつ誤解に基づく意見がよくでるので説明しておきたい。

まず「自分たちも同じようなことをやっていた」という経験談がよく書かれる。しかし、この実践は100点をとるまで試験を単純に繰り返すというものではない。まだ100点をとれていない生徒をとれた生徒が応援して、協力することが重要な意味をもっている。これはクラスの間関係の問題であるとともに、「教える」という行為の教育的性質が活かされている。「教える」ことは最良の「学ぶ」手段なのだが、こうした教えあいを組織することで、クラス全体の学力の向上をめざしている。

多くの議論を呼ぶところは、100点をとることの意味だろう。100点と90点は本質的に変わらない、にもかかわらずなぜそんなに100点にこだわるのか、という疑問をもつ者もいるし、100点には特別の意味があり、100点をとることによって得られる自信は非常に大きいから、こうした実践は意味があるという見解もある。

ただ学生諸君の意見で気になったのは、「百点なんかたいしたことではない、それに何回もやってやっととれた百点なんか価値がない」というようなものだ。確かに「競争的」な価値観から見れば、最初からとれた百点と5回目の百点とでは価値が異なるのであろうが、その喜びはやっととれた百点の方が数倍高い可能性もある。今までとったことのない百点を何度目での挑戦であろうと「とれた」という実感は、大きなものがあるであろうし、それを競争主義的な価値観からだけみるのは、やはり間違っているだろうと思われる。

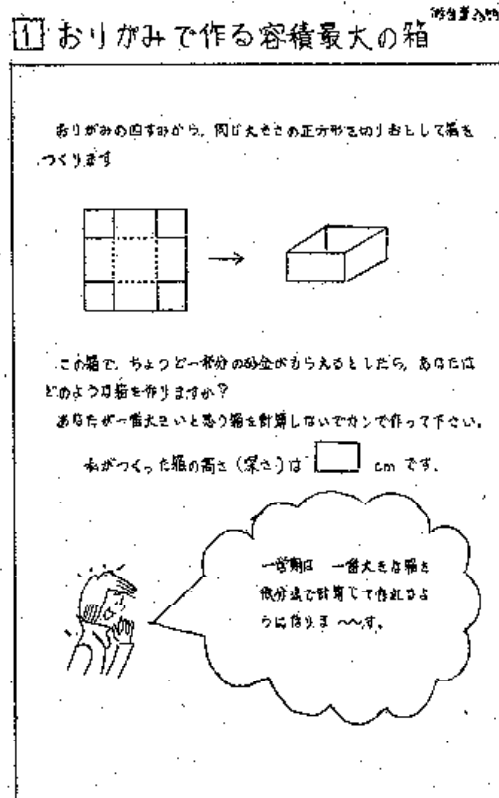
## 4-6 学力への挑戦

『学力への挑戦』は、仲本正夫という埼玉の女子高校の教師の数学の実践記録である。実践内容が微分積分という高度な内容であること、にも拘らず、進学校ではなく、ほとんど

## 第4章 教育実践を考える

どの生徒が就職組である、いわゆる「底辺校」であることなどが注目された。日本の数学の学力は、国際的にも最も高いされているが、高校になると数学嫌いが増大し、特に進学と関係のない生徒にとって、数学は悩みの種であった。現在では、数学に選択制が大幅に取り入れられたので、状況が変わっているが、当時はまだ、2年生までの数学が必修であり、基礎的な微分積分をもって、必修の数学が終わったのである。

そうした、数学嫌いの生徒に対して、微分積分の授業を行い、生徒たちに深い理解をもたらしたことで、大変話題になった。



仲本も、当初は、「教えている自分が『これじゃ生徒もつまらんだろうな』と思うような教科書の問題を前にして、心は重く沈みっぱなしであった」というような、感動を与えない授業を繰り返していた。そんなとき、家でみつけた「折り紙」の山をみて、これは使えると思い、早速授業に持ち込んだ。クラス費で折り紙を買ってもらい、授業で配布したところ、色のより好みをして、なかなか回らないのをみて、仲本は、「他人のことなんかまるで忘れて、きれいな色をとりたい、そういう生徒の反応におどろいた。しかし、きれいな色を先にとってしまうということはたしかに問題ではあるが、きれいな色がほしいと思う生徒の心はなんて明るく健康的なものなんだろう。」と思う。

そして、この二枚の折り紙で、もっとも容積の大きな箱を作るという課題を出す。一枚目は、「勘」で、二枚目は、計算して、というのである。

そして勘で作り始めるのだが、生徒たちは熱中し、いろいろと意見を出しながら作って

いく。そして、次の時間に計算して作る。そこで、計算することのメリットを実感するのである。

仲本は、ここで、「教科新聞」を発行し、『数学だいきらい』と名付ける。本著には、この新聞からの引用がたくさんある。

こんな数学の授業が毎日あれば  
一番最初にきれいな折り紙をとってガンバツタ。

「折り紙で箱をつくるなんて何年ぶりだろう」なんて、つくづく考えながら、やると不思議に少女時代（今は乙女時代）の頃がよみがえってくるように感じた。

一生懸命に嫌いな計算をして線引きで計って、そしてきちんとのりづけ・・・  
全くあのころと同じだ。

なぜか先生もいつもと目の輝きが違っていた。そうクラスの雰囲気まで・・・  
時々こんな素晴らしい遊び？ かな、いえ授業だけど、こんなに集中して楽しく  
できる物をまたやってほしい。

又今回、高校になって初めて折り紙を手にして作ったのでは（不器用な私が）と  
っても最高だと思う。時間も早いし、まして、わりときれいにできたもん。

こんな数学の授業が毎日あれば学校へ登校するにも希望があるのだけど・・・  
とにかく、楽しかった。この箱は大切に保存します。

この私のあさはかさ

まず高校三年にもなって数学の時間に折り紙で箱を作らせるなんてなんか変だな  
あとと思った。

そしたら、その箱の面積というか容積というか計算せよとの事、最初はなあ～ん  
だ、こんなの簡単じゃないかと思った。この私のあさはかさ。

最初はどーにか計算していったけれど途中ごろになったらむずかしいのなんのっ  
てとてもわかるはずがない。

私の頭脳ではできるはずなあ～い。

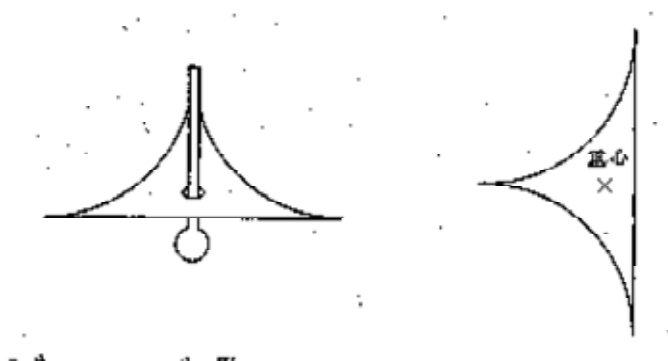
それにも負けずに友達にあっちゃこっちゃ聞いてやったといえるかどうかはわか  
らないけれども・・・

どーにか答えも出来たし、箱も作れたし最初の予想とは多少違ってたけれども、  
こんなに苦しくて考えて作った箱って初めて、それにしてもこのいびつな箱苦しん  
だ記念に家にもって帰ってしまっておこう！

そして、次に、「小説」を書かせる、積分で求める面積を、さまざまな形で考える、な  
どを経て、コマを回すことに取り組む。

図でみるように、放物線の図形を切り抜き、どこかにマッチ棒を挿して、コマとして回  
すわけである。挿す場所が、重心でなければ静かに回り続けることはない。そこで、放物

## 第4章 教育実践を考える



線のどこが、重心なのか、それを計算によって探すわけである。これは積分計算で行う。コマが回るかどうかがかかっているので、生徒たちは、懸命に積分計算に取り組む。

そして、回ったときには、感動が襲う。

このように、授業そのもののなかに、教科書にはない、イメージ豊かなしかけを作ること、生徒たちの興味をひくだけではなく、そこから微分や積分の本質に触れていく。つまり、本質に触れることができるようなしかけを作っていくわけである。

そして、最後に、卒業論文を書かせることになる。これは、いままでやったことを、もう一度整理するというものだが、レポート用紙100枚という歴大なものである。

最後に、いくつかの感謝状が紹介されているが、ひとつだけあげておこう。

### 感謝状

あなたはおちこぼれであった3年K組42番の松田あけみをプリント授業という大変素晴らしい新式方法でわかる、できるという喜びを教え、救った事においてここに感謝状をおくります。

仲本正夫殿

### 4-7 まとめ

最初に、1970年代には、多くの教育実践書が書かれ、それだけではなく、社会的に注目され、一般書に混じっても、ベストセラーになった書物が少なくなかったと書いた。そして、1990年代には、そうした社会的に注目される教育実践書が極めて少ないということも。

このことは、どういうことを意味するのだろうか。単純に考えれば、優れた教育実践が少なくなった、ということになる。もっと悪く考えれば、優れた教育実践が少なくなっただけではなく、いじめによる自殺など、教育荒廃が進んで、むしろ悲劇的な事実のドキュメントに、人々の注意が向いた可能性もある。もちろん、こんな風に、悪く考える必要はない、という解釈をする人もいるだろう。一部の優れた教育実践などは、一部の生徒に関係があるだけであって、むしろ、そうした特殊例ではなく、日々の教育活動を粛々と進めるようになってきたので、実践記録などを書かなくなっただけで、優れた教育が、むしろ一部のものではなく、広がってきたと考えるべきだ、というように。

あるいは、教育実践記録に、もっとシニカルな見方をする人もいるかも知れない。つまり、教育実践記録などは、むしろ誇張されたもので、実際に、その先生が優れた実践をして、多くの生徒から支持されているかどうかは、わからない。単なる自己満足に過ぎない可能性だってあるではないか。とにかく、さまざまな見方があると思われる。ぜひ、教育実践書が、注目されなくなった理由をそれぞれに考えてほしい。

『教育は死なず』は、現在のいじめや、再び激しくなりつつあるといわれる校内暴力などに対して、明確な姿勢を示している。そして、先週の講義で例に出した、アメリカの少年法廷における有罪少年に、他人を裁かせる、というのと、似た考え方が、若林繁太校長によって採用されていることに注目したい。実践のきっかけが、学校の存続の危機に対する対応であった、というのも、考えさせられるものがある。『すべての生徒が100点を』の実践は、暗記のもつ教育的意味を捉え直し、それを、生徒間の協力や、学ぶ意欲と結びつけたところに、新しい発想があった。暗記といえば、単なる受験テクニックと考えられていたのに対して、それをもっと広く、知的興味の入り口に位置づけたわけである。

『学力への挑戦』は、数学嫌いの生徒たちに対して、物から出発して、現実的な意味を実感させながら、抽象的に思われる数学を教え、興味をもたせたことに、新しさがあった。ただ、受験に関係ない学校だからできたのだ、進学校では、むしろ、不可能ではないか、と考えるのか、こうした方式を、進学校でも応用したら、もっと効果的であったろう、と考えるかは、評価の分かれるところかも知れない。各自の考察を期待する。

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

### 5-1 はじめに

今回は、1988年に起きた女子高校生監禁殺人事件をとりあげる。

この事件は、家庭の問題と学校の問題と地域の問題が、実に複合的に犯人たちに影響を与えたという意味で、多くの側面から考察される必要がある。

2000年に、別の監禁事件が発覚した。9年間もひとつの部屋に少女を監禁していた事件である。

前者は、多くの人間が関わっており、家庭の状態も様々であるが、後者は犯人と被害者、そして犯人の母親が主要な関係者であった。しかし、いずれも長期の監禁でありながら、家族も地域の人々も監禁の事実を知らなかったと述べており、地域の間人関係の問題を提起している。

これ以外にも近年深刻な事態にならなくとも子どもを監禁する事件が増加しているように思われる。とくにこの1、2年通行中の女性や女の子を車に連れ込み誘拐を図るような事態が頻発した。何故安易に人を拘束するような対応にでるのか。メディアの問題も含めて考察する必要がある。

### 5-2 女子高校生殺人事件の概要

1988年11月25日、バイトから帰る女子高校生を誘拐し、40数日監禁した上で死なせ、コンクリート詰めにして捨てた事件である。

この事件は非常に特異な面をいくつかもっていて、事件の残虐性ととも世間に大きな衝撃を与えた。

もし、犯人たちが、もっと凶太い人間であったならば、この犯罪は、完全犯罪になっていた可能性もある。しかし、少年であった犯人たちは、別件の婦女暴行等での逮捕、その取り調べの最中に、うなされ、詰問された取り調べ官に、自白して、事件が明るみになったのであった。

帰宅途中に、襲う役が絡み、偶然通りかかったようにして助けるのが、グループのリーダーのA、だが、そのままラブホテルに連れ込み、セックスを強要したあと、グループ内の兄弟の家に、そのまま監禁した。

グループから、若者たちに噂が広がり、数十名が、40日間の監禁の間に強姦に加わり、100名程度は、その事実を知っていたと言われている。罪は、わいせつ目的誘拐、略取、監禁、婦女暴行、死体遺棄に及んでいる。

逮捕後、当時の新聞は次のように伝えている。

少年、計7人が関与 埼玉の女子高生殺し

東京都足立区内の無職少年(18)らの非行グループが女子高校生を乱暴して殺し、ドラム缶にコンクリート詰めにして埋め立て地に捨てた事件で、警視庁少年2課と綾瀬署は31日、遺体の指紋の照合から、殺されたのは埼玉県M市県立八潮南

高校3年生、J子さん(当時17)と断定した。また、犯行現場となった足立区綾瀬の会社員宅を現場検証するとともに、殺人・死体遺棄容疑で逮捕した少年2人のほかに現場の家に住む兄弟ら3人が殺害に関与、ほかに2人の少年が監禁と連れ去りにかかわっているとみて、この5人も近く取り調べる。

同課などの調べによると、Jさんの遺体は夏用掛け布団2枚でくるまれ、さらに大型バッグに入れてからコンクリート詰めになっていた。衣服は少年らが監禁中に与えたものらしく、失跡当時とは違っていたため、家族が見てもJさんの衣服と確認できなかったという。

Jさんがコンクリート詰めされたドラム缶は、発見された時の重さが305キロあった。2、3人では持ち運ぶことができないため、同署では多人数でワゴン車トラックなどの車を使って遺棄したものとみている。殺害現場となった少年らの仲間の家は、足立区綾瀬の静かな住宅街の中にある小ぢんまりした2階建て。昭和48年ごろに両親と男の子2人の一家で入居したという。

近所の人の話では、昨年末ごろまで夜中にバイクの音がしたり、2階で騒ぐ声が聞こえたりした。玄関わきの電柱をよじのぼって2階の部屋に出入りする少年を見かけた人もいる。近くの主婦は「ベランダに脚立が置いてあったこともある。玄関を通らずに出入りしていて、両親も気づかなかったのではないかと話していた。<sup>\*1</sup>

既に、この記事でも、いくつかの重大な問題が見えてくる。

犯行が少年の手によるものであること、(従って、少年法改正論議がこの事件を機会に起った。)住宅街で起きたにも拘らず、近所の人たちが、犯行に気づいていないだけではなく、両親も気づいていない。実際に、この事件で、最も大きな話題を集めたのが、一緒に生活していた両親が、少女の監禁について知らなかったと供述したことであった。

90年5月21日に、東京地検は「まれにみる重大、凶悪な犯罪で、犯行の態様も極めて残虐、冷酷」として、主犯のA被告(20)に無期懲役、B被告(19)に懲役13年、C(17)、D(18)両被告に各懲役5-10年の不定期刑を求刑した。

また、A被告については、福島章・上智大教授の精神鑑定で「軽微な脳障害」が指摘されたが、検察側はこの点について「素行不良化の一遠因にすぎず、本件犯行との直接の関係認められない」とした。

本人たちは、後述するように、かなり人間的感性が欠けていることを示したが、最後には、最終陳述で、主犯格のA被告(20)は「去年6月、名古屋のアベック殺しに死刑判決が出たとき、自分も死刑以上の極悪非道なことをしていると、不安になったが、自分への求刑は無期懲役で、生かして下さるのは、もったいない様な気がする。一生、被害者に恥じない生き方をしようと思います」と述べた。

続いてB被告(19)は涙ぐみながら「被害者が死んだ姿を見ても、自分がこれからどうなるか、しか考えなかったが、いまは人のやさしさを感じるようになった。小さいことだと思うが、これを一生、大事にしていきたい」、C被告(17)は「難しいことはいえ

---

\*1 朝日新聞夕刊 89/03/31

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

ないが、しっかり反省して償っていきます」と述べた。D被告(18)はしばらく沈黙のあと、小声で「被害者のご家族に申し訳なく思っている」などと陳述した。(90年6月26日朝日)

A被告は最後に陳述に立ち、「お金では解決できない事件だと思っている。遺族の方が受け取ってくれたことに感謝している。僕が起こした事件なのに、お父さんとお母さんが家売って」と語り、しばらく沈黙した後、「申し訳ない気持ちでいっぱいです」と述べた。(7月7日朝日)

なお、被告たちの境遇を簡単にまとめると、

表1 少年たちの境遇

少年 年齢	求刑	学歴	逮捕以前の非行歴	家庭
< A > 20	無期懲役	高校中退	傷害 = 審判不開始(母校に建造物侵入・いたずら) = 保護観察	共働き
< B > 19	懲役13年	高校中退	放置自転車を取り回す = 審判不開始	両親別居
< C > 17	懲役5 ~ 10年	高校中退	なし	共働き
< D > 18	懲役5 ~ 10年	高校中退	家出 = 保護観察、ナイフ所持、暴力行為・母校に投石) = 不処分	離婚(父親死亡)

判決は、90年7月19日、主犯のAに懲役17年、Bに、5 - 10年、Cに、4 - 6年、Dに3 - 4年の不定期刑であった。

判決理由の要旨は次の通り。

1 女子高校生に対する一連の事件は、成人事件においても考えられないほどの歯止めのかからなかった事件である。さしたる動機・緊張感がないことなど、何故このような事態が生じたのかについて、常識では理解し難い重大な問題性を胚胎(はいたい)している。当裁判所は、各少年の家庭裁判所の少年調査記録の取り調べに加えて、「共犯少年の相互の関係を前提として、犯罪精神医学から見た、本件一連の犯行に至った心理機制」についての鑑定等を行った。

2 右によれば、被告ら4名は、いずれも暴力との親和性の高い社会環境に育ち、それぞれの外傷・挫折体験を有し、いずれも家庭内暴力を経て、親からの監督・統制を離脱していたという諸点を共通にし、地元で不良集団を構成していた。

被告Aには、脳実質の1次的欠損が存し(核磁気共鳴断層像検査による) 早幼時期脳障害と診断される脳の器質性の欠陥の影響と見られる行動面での特異性が幼少



時期から発現し、多動・活動的で、躁（そう）的な気分の発揚性を示して、衝動の統制の悪い人格像を作り、高校柔道部でのいじめ・退学という強い挫折体験を経て、不良仲間、大人のやくざらと交わるようになった。

被告4名は、性衝動・攻撃衝動の統御が不良な傾向を有する人格を形成したまま、不良仲間や、Aを通じて大人のやくざと交わり、昭和63年10月ころから、非行性及び社会からの逸脱度を一気に深めていった。右不良集団は、Aを中心として依存性・被影響性の高い少年たちで構成されていたことから、Aの器質性欠陥の影響である衝動の統制不良からくる多動的で見通しのない行動に惑わされ、親からの統御の及ばない、密室化した本件居室を中心として、それぞれの少年の資質面での問題点が、相乗的に増幅して事態の悪化を拡大し、各少年の未熟さからの集団の責任体制の不明確さと、事態の問題解決能力の不足等の不幸な事態が重なって、個人の病理をはるかに超える問題性が表面化して定着・深化し、当初の遊び半分で行った意図以上に監禁を長期間続けることとなった。その間自分らが加えた暴行により同女が醜く変わり果てるにしたがって、同女が邪魔者と映り、性的興味も失って、帰すに帰せない同女を、自分らの自由を束縛する不要な「もの」として考え、いらだちをぶつける「対象」と化し、不健全な生活関係からくる諸々の不満を抱いたまま、最終段階に至った。

3 以上指摘された被告らの資質面での問題点や、心理機制を参酌しながら、各被告人の量刑について検討を加える。

(1) まず、女子高校生に対する一連の犯行は、まことに身勝手極まる自己中心的な理由から、重大な結果を生ぜしめたもので、同女がこれほどまでに辱めを受けるいわれは一切なく、とくに、当日の犯行態様は言葉による表現を超えた、非人間的で、人心を寒からしめるものであって、事後に、ためらいもなくコンクリート詰めにして死体を投棄するなど、被告の行為は悪質・重大であり、その刑事責任は重い。

被告Aは、本件犯行時18歳8月の少年であって、一連の犯行の主導的地位を有し、犯行態様の異常性は同被告に由来するところが大きく、集団の攻撃性を増幅させるのに大きな働きを演じたもので、共犯者中、その刑事責任は最も重い。

被告Bは、本件犯行時17歳7月の少年であって、共犯少年中ではAに次ぐ地位にあり、果たした役割も重要だったうえ、Aの指示を受けずに、Cと被害者をなぶることも数回あったもので、同被告の責任も重い。被告Cは、本件犯行時16歳前後の少年であって、本件犯行の巢になった自室を提供したほか、監禁過程全般で、Bと共同して被害者に手ひどい暴行を繰り返すなど、果たした役割は重く、B同様、その責任は重い。

被告Dは、本件犯行時約17歳の少年であって、関与の仕方は、終始従属的・追従的ではあったが、強姦（ごうかん）にあたっては自らも姦淫（かんいん）行為に及んでいることなど、その責任を軽視することはできない。

当時高校3年生として、就職も決まり夢ふくらませていた被害者は、それまでの生活とは打って変わった屈辱的な取り扱いを受け、40日間にもわたる期間、孤立無援の状態のまま、繰り返し陰湿・過激ないじめを受け、監禁の後半には、精神的にも、肉体的にも衰弱の度合いを深め、最後には常識では考えられないような仕打

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

ちまで受け入れざるをえず、助けを求めるすべもないまま、あえなく絶命し、揚げ句はコンクリート詰めにして捨てられるなど、その身体的及び精神的苦痛・苦悶（くもん）並びに被告人らへの恨みの深さはいかばかりのものであったか、誠に、これを表現する言葉さえないくらいである。

また、両親は、同女が無事に帰ってくることを心待ちにし、父親は仕事も休んで行方を必死に探しながら、変わり果てた同女との対面という悲惨な事態を迎えており、その親族らの心労・苦痛は想像を絶するものであったと推察され、心身に深い傷を負った母親は、1年有余経過した今年に入っても、病院通いが続いている。

（2）他方、少年犯罪としての衝撃的・特異な女子高校生に対する一連の事件は、当初からこれほどまでの監禁を意図していたものではなく、計画性のない、場当たりの犯行が発端となっており、その意味では、精神的に未熟な少年らが事態を打開できないまま、不幸な結末に至った側面もある。

個別的事情としては、被告Aには脳の器質性の欠陥があって、行動の制御能力や性格形成に影響を与えていること、同被告の両親は親としての最大の責任を感じ、私財をなげうって5000万円の資金を捻出（ねんしゅつ）するなど、慰謝に向けての努力に精根を傾け、本年6月下旬、被害者側代理人（弁護士）を介し遺族が右5000万円を受領していること、被告Bの、未熟で偏りのある人格の形成過程には、幼少時期からの両親から受容されない家庭などといった、他律的な要因が重畳的にかかわっており、この屈折した心理がAへの無批判な追従を促したこと、

被告Cは、共犯少年中もっとも年少で、性格的に被影響性・被暗示性が高く、A、Bに指示・影響されて過激な暴行に及んだ側面もあったこと、

被告Dは、共犯少年中、一連の犯行への加担度は最も低く、また、犯行時約17歳とCについて年少であるうえ、精神的な未熟度が甚だしい人格像を形成し、これにはB同様、幼児期からの恵まれない家庭、いじめを受けながら解決策を提示しなかった学校等の他律的な要因が深くかかわっており、当日の予想外の極端な攻撃も、未成熟な人格に深く根づいているとみられることなど、

被告それぞれに、斟酌（しんしゃく）すべき諸事情があるほか、とくに、逮捕後、それぞれ人間性に目覚めた成長が顕著に認められ、また、延べ二十数回にわたる公開の法廷において、繰り返し自己の犯した罪の重大性を問われ、自己の問題点についての内省や被害者らの筆舌に尽くし難い痛みについての理解を迫られた結果、それぞれ、罪の重大性を認識し、その責任の自覚を深めつつあることが看取される。（以上）

検察は、量刑が軽過ぎるとして控訴、結局、控訴審では、多少量刑が重くなっている。

（91年7月12日判決）

被告	求刑	1審判決	2審判決
A（21）	無期懲役	懲役17年	懲役20年
B（20）	懲役13年	懲役5 - 10年	1審通り
C（18）	懲役5 - 10年	懲役4 - 6年	懲役5 - 9年
D（19）	懲役5 - 10年	懲役3 - 4年	懲役5 - 7年

以上の点を踏まえて、問題を整理してみよう。

1 加害者の多くが少年であり、しかも崩壊家庭や学校からの脱落者だったこと。(この点は後述)

2 監禁場所になった家は、加害者の少年の家であったが、その両親はしっかりした(社会的には)人でありながら、40日の監禁中、この女子高校生が監禁されて、生命を脅かされていたことに気付かず、有効な対策をとっていなかったこと。

3 監禁中、少なくとも10名以上の他の少年が、この女子高校生の強姦に加わり、そして、この事実を100名以上が知っていたとされるが、その誰もが彼女を救うために必要な手段を全く取らなかったこと。

つまり加害者と全く何の関係もなく、そして、無力な女子が一方向的に言語に絶する苦痛を受けた後死亡し、加害者は大人の社会から脱落した者であり、そこを傍観的な多くの人々が取巻いている、という都会の最も悪い面が、幾重にも重なった事件だった。そして、それを報道するマスコミの興味本意的な報道も目にあまるものがあった。

### 5-3 学校の問題

女子高校生監禁殺人事件の主犯Aは子どもの頃から残虐・暴力的だった。

小学校の頃には札付の少年で、かなり年上の少女に真剣にプロボ・ズしてせまり、問題になったこともあるという。当時から父は愛人宅にいて、家庭は崩壊していた。Aの荒れはその結果だった。

しかし、中学校の指導で柔道を始めてから、生き生きとして中心的に活躍するようになった。Aのために中学の柔道部は非常に強くなり、都大会にも出場し、二位になった。その時のAは、非常にいきいきとしていたに違いない。

中学の先生は札付のAを決して排除せず、柔道という「生きがい」を見つけて、立直らせている。したがって中学の頃は、非行とは無縁で、「かつては淋しかったので、悪さをしたが、これからは柔道を続けたいので、悪いことはしない」と話している。

この中学の柔道部の友人は、やはり、Aにとって、後々まで重要な位置を占めていたように思われる。以下のような記事がある。

4人は昨年1月末、逮捕されたが、その2、3日前、主犯格のAは中学校以来の仲間7、8人と集まった。「逮捕されるかもしれない」と言うAに、仲間たちは「お前が友だちであることに変わりはない。出て来たら、また飲もう」と口々に言った。Aは「ありがとう」と言って、涙ぐんだ。その場でみんなが想像したAの罪名は「傷害」で、「また、けんかでもしたんだろう」程度に思っていた。

仲間のうち、3人は高校を卒業。1人は1浪して今春、大学に入学しており、Aとは中学の柔道部以来の親友である。

3人以外はAと同様、高校中退。うち1人は一時期、Aとともに暴走族に加わり、母校の入学式の前夜に侵入して式場に石灰をまいたりし、いっしょに少年鑑別所に入ったこともある。が、集まった当時は、まじめに働いていた。Aにしても、鑑別所を出てからの1

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

年余り、タイル工としての働きぶりが、親方（50）に気に入られていた。<sup>\*1</sup>

そして、柔道によって進学したが、高校の柔道部で「しごき」を受けて、いやになり中退してしまう。全国的に有名な柔道部での「しごき」は、決して例外的ではなく、むしろ日本のスポーツ界に広く見られる習慣である。科学的なトレーニングではなく、精神主義によって鍛えるという習慣が「しごき」を生むと考えられる。

学校が社会の民主主義的なルールを教えるのではなく、反民主主義的なやり方を生徒に教えている。（死亡したとき死体処理のために、Aがかつての雇主にドラム缶をもらいに行くが、そのときその雇主は、「お前人を殺したな」と確信をもって詰寄っている。しかし、警察には何も言っていない。）

自分の部屋に被害者を連れ込んだCの場合、中学時代バスケットをしていたが、長続きせず、成績が悪くなって職業高校に進学する。これが劣等感の原因になって退学し、Aの仲間になっていった。

仲間5人の内、4人が無職少年であり、ここでみられるように、凶悪な少年犯罪はほとんど無職少年によって起こされている。つまり、無職少年は明確な犯罪予備軍である。現在中学を卒業しても、就職も進学もしない生徒が2万、高校の中退が10万、高卒後進学も就職もしない生徒が10万いる。彼らは全く自分の生活基盤がないわけで、寄生的存在になっている。

警察庁の調査によると、

- ・学力が低い
- ・過去に非行歴のある少年が多い
- ・非行の再犯率が高い
- ・当面の生活費は親が出している
- ・放任家庭に育った
- ・高校中退は一年時で、勉強嫌いが理由

というのが無職少年の特徴である。

無職少年は学校社会からも、また職場社会からもドロップアウトした少年たちである。

したがって、自分たちの生活場所、積極的な「場」がない。

無職少年が犯罪予備軍であり、また社会的にいかなる場もないことは、彼らにとって「存在証明」のないことだから、何等かの対策が必要であろう。

Q 無職少年の増加という事態に対して、学校教育はどのような対応をすべきか。

第一に考えられるのは、学校が彼らをあくまでも包み込むことである。そのための最も確実な方法は、高校の義務化である。高校が義務化されれば、退学は不可能になるから、とにかく学校に籍を置くことになる。そこで学校が最終的な責任をもつ体制ができる。

しかし、「そんなことをしたら高校教育が不可能になる」という反対論もありうるだろう。現在でも、勉強する意欲のない高校生が大量に存在して、高校水準の教育をすること

---

\*1 朝日新聞 1990.7.13

が困難な学校がたくさんある。

あるいは、高校教育のイメージを変え、職業教育的な内容をもっと大胆に取入れ、彼等が無職少年にしないような教育内容にする案も考えられるだろうか。

もうひとつ考えておくべきことは、このC少年が通っていた中学校が、非行対策の研究指定校であり、地域の「模範的な中学校」ということになっていた点である。研究指定校制度によって、様々な「研究」が小学校や中学校で行われているが、実際に教師たちの力量を高めるための制度になっていないことがわかる。教師たちの力量を高めるのは、制度的にかつ一時的に指定される方式ではないだろう。

## 5-4 家庭の問題

さて次に家庭の問題を考えてみよう。

この点でまず確認しておくべきは、少年たちの人間的な感性の問題である。

公判で犯人の少年の一人は次のように述べた。

どうして、こんなひどいことをしてしまったのかな。

「たぶん、なぐったりするのが面白いというか」

被害者は人間だという感じがしなかったのかな。

「今思えば、人間だと思っていなかったというか、そのころは、人間とか、そういうのも考えていなかった」

翌日、死んでいるのがわかったね。そのとき、きみはどうした。

「自分と先輩は笑いました」

どうして？

「よくわからないんですけど、とにかく、大声というか。なんで笑ったのか、よくわかんないんですけど」

もちろん、楽しくて笑ったわけじゃないね？

「はい」

人間だという感じがしない、という感性は、おそらく監禁を知っていて、それを通報しなかった少年たちも同様だろう。

これらの少年は、少女を人間と感じなかった故に、あのような残酷な行為をしたのであるが、また逆に彼等自身も人間として扱われなかった成育歴がある。つまり彼等が育つ過程で、学校でも家庭でも、人間的に育てていないし、それ故人間的な感性が形成されなかったと考えざるをえない。

同様の記事がある。

### 公判での被告4少年の供述 女子高生コンクリート詰め殺人

「それだけの暴行を加えていながら、彼女が死ぬと思わなかったんですか」という弁護士の問いに、B(17)は「考えることができませんでした」と答えた。被

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

告の4少年が女子高校生(17)を死なせた昨年1月4日の場面である。ほかの3人も、これまでの公判廷で、40日に及んだ監禁中のさまざまな場面について「考えなかった」「そのときは思わなかった」と供述した。場あたりの行為が重大な結果を生んだ、その「考えない罪」に、21日、東京地裁で求刑がなされた。(呼称略、年齢は当時)

熱いろうそくを垂らす、回しげりをする、鉄棒で殴る、ライター用のオイルをかけて火をつける。1月4日の暴行は、2時間近くに及んだ。

「どうして、こんなひどいことを」といった問いは、検察、弁護双方から4人に浴びせられた。

C(16)「いま思えば、人間だと思っていなかったですけど、そのころは、そういう人間とか、そういうものも考えてなかったです」

D(17)「やってるときは、何も思ってないです。(そして、やり終わったときも)思ってないです」

女高生は途中、けいれんを起こす。主犯のA(18)はそこで、危ないと思った。しかし。

「B君とC君が、その仮病だということで、よく見てたんです。そうしたら、前のめりに手をつきながら倒れてきたから、自分も仮病だと思って、てめえ、おれの前で仮病使うのか、という感じで、自分も怒っちゃって、それで」

前年11月25日、女高生をCの部屋に監禁したときも、先のことは考えなかった。

A「ほんとに監禁するんだったら、自分はもっと計画的にするんですけども、とっさ的に、さらっちゃう、という話で、その日だったんで」

12月初め、Aは女高生を帰そう、と発案した。Bは警察への通報を恐れ、「やばいんじゃないですか」と言い、C、Dも同調した。

C「どういう意見というか、とくに意見というのは持ってなかったというか、そういうのはあんまり考えてないです」

肝心のAは、そこで話し合うこともなく、「『ああ、そうか、分かった』って、そこで終わっちゃうのです、その日は。」

(略)

逮捕から1年4カ月。彼らもそれぞれに内省の時間を持った。Bは最近、親しい面会者に、こう語ったという。「当時は、まじめに考えたり、働いたりするのは、大人にこびることで、悪いことする方が男らしい、とっていた」

少年達の家庭はほぼ例外なく「放任家庭」である。もっともCの家だけは、親は以前は教育熱心であったが、家庭内暴力があつてからは、意識はともかく、積極的な子どもへの働きかけはなくなっていた。

共通しているのは、親が子どもをどうしていいか分からない、という事態である。Aは父が愛人宅に去り、母がピアノの教師をして経済的に支えた。評判のよい教師だったので経済的には裕福で、子どもに対してはしっかり子育てをするのではなく、多額のお金を与

えて放置した。高校を中退して暴力化したAをどうしてよいか分からず、何ともしようがないので、マンションを与えてやっかい払いした。そのかわり、お金はふんだんに与えている。

近所とのつきあいがないのも特徴である。(家庭内暴力になった家庭は、8割が近所とのつきあいがない)

Cの近所では、昼間無職少年が集って騒音を出すので、苦情を言っても「そうですか」と言うのみで、対策はほとんどとらなかった。というよりとれなかった。

Cの母はAの母に一度相談に行ったことがある。そこでAの母は、「そんな注意したら、私は殺されてしまう」と真剣に言うので、どうしようもなかったという。これらの少年の親は、子どもに殺される恐れを抱いている。

いずれの家も、夜遅くまで親が働いており、時間的にも子どもと一緒に過ごす余裕が少ないが、問題は時間が少ないことではなく、少しでも接触しようという意識が欠けていることである。

ただCの親の場合は、小さい頃は親は大変教育熱心であった。しつけもしっかりやろうと自覚的に実践していた。しかしそれは子どもの現状を無視したものだ。子どもの仕事の分担を決め、夜どんなに遅くても、どんなに疲れていても、仕事をさせ、その手段は体罰だった。その反動として、年長になるにしたがって、親の言うことを聞かなくなり、逆に家庭内暴力の状態が続いていた。父の証言によれば、数年間子どもの部屋に入ったことがなかった。(本当のことはわからない)

しかし、それにしても40日の間に、家の中で起きている暴行事実には気がつかないということがあるだろうか。また隣の家はどうだったのか。隣の家とは、50センチほどしか離れていないという。

むしろ知っていたのに、警察に通報しなかった、あるいは、異常は知っていても、異常が通常だったので、そのようなことは考えなかったとも考えられる。

(この点に関して、母は知っていたのではないか、という憶測がある。母が知っていたのではないか、という憶測については、前に取上げた宮崎勤の事件についてもある。)

とにかくこの少年たちは、親から人間的な扱いを受けていなかった。そして、教師たちからも多くの場合同じだった。そこに人間的な感性が育つことは難しい。

ここでも朝日の記事を見てみよう。

#### 幸せな家庭の内実

女子高生監禁の舞台となったC少年(17)の家は、共働き。父親(49)は大きな診療所の事務長、母親(43)は同じ診療所の看護婦だった。郊外の一戸建て、夫婦仲もよく、子どもたちにも心を配り、幸せそのものの家庭に見えていた。

だが、内実はちがっていた。仕事一筋の父親が、ときにふるうきびしい体罰。少年が決められた家事の分担をしないことなどを母親から相談されると、話を聞くなり眠っている少年をたたき起こしてしかった。泣いて逃げる少年を追いかけてなかった。深夜、外へ引きずり出して、公園を走らせたこともある。

父親は、毎晩、酒を飲んで帰宅した。赤い顔、酒のにおい。血走った目。父親の

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

体罰は、それらとないまぜになって、小さいC少年に恐怖心を植えつけた。少年とその兄(18)は「週に1回はなぐられていた。ぞっとするほど怖かった」と、弁護士に証言している。

それを聞かされた父親は、意外そうな顔をした。「月に1度いや、年に数回しかなくった覚えはない」と。暴力をふるった側と、受けた側のこの落差。なくった父親はすぐ忘れたが、なぐられた子どもはいつまでも覚えている。時間がたっても消えるところか、恐怖はかえって事実を増幅させたようだ。

父親が体罰をしなくなったころ、皮肉にもC少年の家庭内暴力がはじまった。母親をなぐりつづけながら、止めに入った父親に向かって息子は叫んだ。

「小さいときに、おまえがやったことだ！」

通っていた公立中学校は進学名門校だったが、ここでも教師の体罰が横行していた。生徒は毎日のようになぐられた。C少年も、バスケット部の顧問だった女性教師になぐられたのがきっかけで退部した。社会のルールを学ぶ場で、少年が得たのは力の強いものは弱いものを暴力でおさえて当然、という論理。監禁した女子高校生にふるった残忍な暴力は、こんな素地から生まれたのかもしれない。<sup>\*1</sup>

この事件は2000年になって、再び話題になった。刑期を終えた少年が社会に復帰し、人気テレビ番組のニュース・ステーションが少年を番組に出演させたことがそのきっかけであった。番組では、少年たちに同情的な面も見られ、そのことが社会的な論議となったのである。

### 5-5 暴力団の組織的な介入

この事件が起きた場所は、大小の問題が大変生じやすい場所だが、それは暴力団の事務所が多いことと無関係ではない。Aの様な少年をリーダーにして、資金を提供し、少年はその資金で食事、異性交遊などで仲間を増やしていく。仲間になると恐喝や仕事で上納金をださせる、という形態である。ある組織がAに百万円の資金を提供して、構成員を集めさせていた。

このような事態に対しては、教育組織は単独では全く無力である。地域や警察との協力が必要になる。

安易な協力は問題も多いが、ただ学校をドロップアウトした者が、自ら求めて暴力団に入っていくだけではなく、暴力団の方でも組織的に働きかけていることは、教育組織としても充分注意しなければならない。

非行多発地域では、暴力団が関係していることが少なくなく、彼らの指導は決して理想主義やきれいごとではすまない。

管理主義とは、きれいごとではすまないという事態に対するある面では「有効だ」と認められた方法として採用される。

---

\*1 朝日新聞 1990.11.17



## 5-6 新潟の監禁事件

逮捕までの年表をあげておく。

新潟の女性監禁事件の経緯（カッコ内は女性の年齢）

1981年

4月 佐藤宣行容疑者は工業高校卒業後、地元の精密部品メーカーに就職。間もなく退職。このころから自宅にこもりがちに

1989年（8歳）

6月13日 佐藤容疑者が、柏崎市内で小学4年の女兒を無理やり連れ去ろうとして逮捕される

8月 佐藤容疑者の父親死去

9月19日 佐藤容疑者に懲役1年執行猶予3年の有罪判決

1990年（小学4年・9歳）

11月13日 女性が、放課後小学校のグラウンドで野球を見ていたところを同級生に目撃されたのを最後に行方不明に  
女性の家族が三条署に届け出、捜索始まる

15日 三条署に対策本部を設置。事件、事故両面で捜査開始

1992年（11歳）

3月 佐藤容疑者が乗用車を売却

1996年（15歳）

1月19日 佐藤容疑者の母親が「息子が暴力をふるう」と柏崎保健所に相談。保健所は病院に行くよう助言

1999年（18歳）

11月11日 三条署が女性の顔写真や不明時の服装などを載せたチラシを改めて作製。各戸に配布、情報提供を求める

2000年（19歳）

1月12日 佐藤容疑者の母親が柏崎保健所に再び「息子が暴力をふるう」と相談

19日 保健婦が訪問するが、佐藤容疑者が暴れるため、面会を断念。母親は病院に往診を依頼

28日 医師らが訪問し、2階で女性を発見、無事保護される

29日 新潟県警が捜査本部を設置。監禁容疑で佐藤容疑者宅の家宅捜索を始める

2月 3日 家宅捜索終わる

10日 小林幸二県警本部長が佐藤容疑者を前歴者リストに入れていなかった捜査ミスを明らかにし、「監禁事件が長期化した一因」と認める

11日 佐藤容疑者を未成年者略取・逮捕監禁致傷容疑で逮捕（朝日新聞2000.

2.12）

## 第5章 女子高校生監禁殺人事件

この事件については側面の問題点が指摘されている。

母親と地域の人々が、監禁の事実を本当に知らなかったのか。

知っていて阻止することができなかったのか。

既に性犯罪の有罪歴をもち、執行猶予中であった犯人が、この誘拐事件では捜査の対象とならなかったとされる警察の捜査の問題。

37歳までほとんど仕事をもったことがなく、老いた母親が暴力をふるわれながら、一人で家計を支えていた家庭問題。

鍵がかけられていたわけではなく、逃げようと思えば逃げることもできたにも拘わらず、逃げることのできなかった少女の心の問題。

## 第6章 いじめ事件

### 6-1 はじめに

いじめ問題が、現代の学校教育の最大の問題のひとつであることは、多くの人が同意することであろう。教師、心理学者、教育学者、その他さまざまな人が、いじめについて見解をのべているし、また、文部省の審議会等も、その対策を答申している。

ここでは、そうした意見を整理するのではなく、ひとつの事件を徹底的に、自分で分析することで、問題の性格と対策を考えてみよう。素材にするのは、東京都中野区中野富士見中学で起きたいじめによる自殺事件、いわゆる「鹿川君事件」である。この事件はいじめの典型的な事例ではないかも知れない。いじめを専門に研究する方から、私の以前のテキストを読んで、いじめについての教材としては不適切であるという指摘をされたことがある。しかし、この事件はいじめ問題のある側面を考える上で重要な点をいくつかもっている。ほとんどの人がいじめについて知るのは、不幸な事件があり、それがメディアに報道されることによってである。そして、多くの場合、例えば自殺の事件であった場合、明らかに対応のまずさがあるから、なぜ学校は、なぜ教師は、なぜ親はそれを防ぐことができなかつたのか、なぜあの時あんな酷い対応をしたのか、必要な対応をしなかつたのか、それをすれば不幸な事態は防げたのに、と考える。

しかし、報道を見て考えることは「結果」を知ったことであり、実際に現場で遭遇している関係者にとっては、それほど対応は容易ではない。多くの場合、教師にとってはいじめを察知することが困難なのだが、察知したとしても解決することには様々な困難が伴う。この鹿川君の事件はそうした難しさを示している。

もっともこの事件は一見すると、対応がやさしかったはずであると考え人が多い。このギャップによって、いじめ問題を考える素材として有効であると思われるのである。

いじめによる自殺事件として、初期に起きた事件ではないが、いじめによる自殺であることを明示し、加害者を特定する、明確な遺書を残したという点で、最初の事件であったために、大きな話題になった。そして、裁判にもなり、いじめが自殺の要因であることが認められた事件としても、比較的少ない事例となっている。

### 6-2 事件の概要

鹿川君が中学に入学したのは、昭和59年(1984年)であった。比較的体が小さく、性格もおとなしかったとされている。当時の生徒たちの回想によれば、1年生のときには、比較的落ちついた雰囲気のある学年で、藤崎教諭(事件当時の鹿川君の担任)も、この学年はいい学年だ、と言っていたという。ところが、2年生になって、急に荒れだし、いじめが激しくなると、学年の担任教師たちは、いじめ対策に追われることになる。

この当時、鹿川君は、いじめグループの仲間であったが、めだたず、とくに表面にたっていないというようにはなかつたようだ。クラスで集中的にいじめられていた生徒がおり、担任及び学年の教師たちは、そのいじめ対策に追われ、結局、その生徒は、1学期をもって、転校していくことになった。こうして、いじめの対象を失ったいじめグルー

## 第6章 いじめ事件

ブの、次の対象になったのが、鹿川君だったのである。

高裁判決の表現からその事情をみておこう。<sup>\*1</sup>

1 中野富士見中学校では、秋夫及び春夫を中心とする本件グループの生徒らが第二学年第一学期早々からグループ化し、学校内外で、喫煙、怠学、授業の抜け出し、授業妨害、教師に対する反抗、弱い者いじめ等の問題行動を繰り返すようになったが、昭和六〇年九月の第二学期以降その問題行動は急激に悪質となり、やがて三年生のグループとも連携して授業の抜け出し、授業妨害、壁、扉等の損壊、教師に対する反抗、暴行、他の生徒らへの暴行等が更に頻発するようになった。そして、それらの問題行動を防止するため、同年九月頃からは教師らが休憩時間や自らが授業を担当しない時間帯に廊下等の見回りをし、同年一月からは保護者らの有志も授業時間中の廊下を巡回するなどの対策が採られるという異常事態となったが、事態は一向に改善されず、一郎の自殺に至るまでの間悪化の一途をたどっていた。このように本件グループの生徒らは、昭和六〇年九月頃以降は単なる問題行動を繰り返すだけでなく、非行性を帯びた粗暴行動を反復するようになり、しかも、急激にその非行性を深めるようになっていたものである。

そして、判決は、鹿川君が次第にグループの仲間から、いじめの対象にされていく過程を、次のように描いている。

2 前記のように、一郎は第一学年までは格別の問題行動もなかったが、第二学年第一学期の昭和六〇年六月頃から隣室に居住する丙山を通じて本件グループに取り込まれた形で本件グループの生徒らと次第に深く交遊するようになり、特に同級生の秋夫及び春夫らと共に授業の抜け出しをするようになった。

しかし、一郎は小柄で体格、体力等の面で秋夫、春夫らに明らかに劣り、かつ、元来運動が苦手で粗暴な面がなく、温和で気弱な方であったため、本件グループ内においても同等の仲間としては扱われず、当初から秋夫、春夫及び西山ら他のメンバーから使い走りとして子分的に使役される立場であったが、第二学期になると、無理な要求をされても嫌な顔をせず服従し、屈辱的で理不尽な仕打ちをされても無抵抗で、むしろおどけた振舞いで応じたり、にやにや笑いを浮かべてこれを甘受している一郎に対する他のメンバーらの使役は一層激しくなったのみならず、一郎を事あるごとにいじめの対象とするようになったものである。

第二学期には、一郎を使い走りとして使役する際の要求も次第に増大して嗜虐的な色彩を帯びるようになり、毎日買い出しをさせられて、時には一日石、六回にも及んだほか、授業中にも行かされるようになり、マンションの八階ないし一〇階から再三階段を上がり下りして質物に行かされたり、登校・下校時には多い時には一度に五、六個もの鞆を持たされるようになったのみならず、授業中の買い出しを教

---

\*1 判決文は <http://www.asahi-net.or.jp/~FL5K-OOT/sikagawa.htm>

師に発見されて、秋夫及び春夫が教師から注意されると、一郎はそれを理由に秋夫及び春夫から殴る蹴るの暴行を受け、その後も、同年一二月頃にかけて同人らを中心とする本件グループの生徒らから暴行その他の仕打ちを繰り返されるようになった。そして、同年一二月になって一郎が本件グループの生徒らから離反しようとする態度を示し、秋夫、春夫、両山らの使役の要求に従わず、本件グループの生徒らを避けるようになると、これに腹を立てた本件グループの生徒らから、激しい暴力、いやがらせを繰り返されるようになったものである。

ここで、わかることは、鹿川君が、1学期は、いじめグループの仲間であったこと、そのなかで、「パシリ」と言われる、使い走りをさせられていたこと、それが次第に、負担の大きなもの、意図的なからかい（フェルトペンで、髭を書く）、恥ずかしい行為（歌を歌わせる）の強要等に発展していったことがわかる。こうした事情から、担任を初めとする、教師たちは、いじめを認識はしていたが、仲間であり、それほど深刻なものではなかったと思っていた、という説明がなされることになる。

そして、マスコミによって、大きな話題となった「葬式ごっこ」が11月15日に、行われることになる。

これは、いじめグループが、鹿川君を死んだことにし、花などを飾った上で、色紙にお別れの言葉を書いたというものである。そして、グループの数名が、担任をはじめとする、数名の教師に、色紙に書くように交渉して、数名の教師が、そこに名を連ねたわけである。

このとき、鹿川君は、帰宅した後、担任まで書いているんだ、と沈んだ様子で語ったとされている。このとき、クラスの生徒では、男子全員と、ほとんどの女子が色紙に書き込んだとされている。この事件以降、鹿川君は、グループから抜けようとするが、それを許さないグループが、いじめをエスカレートさせる。以後、かなり悲惨ないじめ状況が展開することになる。

1月には、暴行などを受けるようになり、教頭などが、そうした場面を目撃することもあったようだ。1月30日には、担任、母親、本人の話し合いが行われたが、その間に鹿川君のスニーカーは 便器に突っ込まれており、それをみつけた担任が、洗ってあげて、「僕ができることは、こんなことだけだ」と述べたとされる。この時の話し合いでは、担任は「グループの生徒らの仕打ちに対する恐怖を訴え、グループから離脱したい」と述べる鹿川君に対し、「グループから抜けるのは、やくざの足抜けと同じように大変だ」とか「転校という方法もある」などと述べるに止まった」とされている。

そして、31日に家出をして、2月1日に自殺しているのである。その際、「このままでは生きジゴクになっちゃう」という遺書を、メモとして残し、加害グループの名前を列記したのである。

事件後、間もない頃、担任の藤崎教諭が、生徒たちに、「葬式ごっこ」のことはなかったことにしてほしい、と頼み、生徒たちが、それを拒否したことが明らかになっている。そして、藤崎教諭は、長く塾の講師をやっていたことが明らかになって、合わせて、諭旨免職処分を早々に受けることになった。その後訴訟になり、一審では原告の主張は認められなかったが、二審で、いじめによる自殺であることが認定された。

### 6-3 いじめの認識

以上の状況からみて、鹿川君の自殺はいじめが原因であることは否定できないであろう。判決も、「もとより一郎の自殺の動機を直接知ることができないが、右のような経過及び一郎の残した前記のような本件遺書の内容からすれば、本件いじめが一郎の自殺の原因であることは明らかというべきであり、一郎が自殺に到ったについては学校側の対応の不十分、家庭環境の不安定、控訴人らの保護能力の薄弱等の問題点も指摘できるにせよ、少なくとも本件いじめが一郎の自殺の主たる原因であることは疑いを入れないというべきである。」と認定している。したがって、まずは、特に教師が、このいじめを「認識」していたか、もし、認識において不十分であったとしたら、その原因は何かが究明されなければならない。

まず、前提として、以下の判決の文章を確認しておく。

公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶ恐れが現にあるときには、そのような悪影響ないし危害の発生を未然に防止するこめ、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務があるといわなければならない。

安全配慮義務というものである。この点については、授業中については完全にあてはまる。しかし、放課後や休み時間中の生徒の行為について、あるいは、校外での行為も含む行為については、そのままあてはまるのかどうかは、議論の余地があるだろう。また、「恐れ」や「適切な措置」についても、自明のことではないように思われる。

さて、判決は、担任は、鹿川君へのいじめを知っていたと認定している。

まずは、担任が親宛てに書いた手紙である。

「気が弱いということから、イジメラレル傾向があります。僕も気をつけていますが、今の生徒は仲々ずるがしこくうまく、彼を仲間にひき込もうとします。イジメて悪いことでもやらせようとするんです。しかし一郎君は悪いことの出来る子ではありません。だから、イジメラレルのかも知れません。」

次に、鹿川君が、授業をさぼっていたことである。授業に出ていなければ、中学の担任であれば、教科の担当者から連絡がある。そして、第三に、当時中野富士見中では、いじめに対する講習会が、何度か開かれており、教師たちには、その資料が配布されていた。

こうした認識をしていたにも拘らず、適切な措置をとらず、場当たりの注意だけをしていたので、教師には過失があった、と判断されたのである。

しかし、こうした判決の認識も、検討する必要がある。反論もありうるからであるし、また、この認識から、直ちにいじめ対策が導かれるわけではないからである。

可能な反論は例えば以下になるろう。

1 授業をさぼっていたからといって、それが直ちにいじめられている、ということには

ならない。むしろ、一緒にさぼっているのだから、同調していると見ることもできる。多少いじめられているとしても、互いに了解関係にあると思っていた。

2 手紙を書いたことは、教師としての責任をとったのであって、努力の現われである。そうした努力をしたことをもって、過失の根拠にされるのはおかしい。

次の調査を見てみよう。

「あなたのクラスの担任は、クラスに「いじめ」があることを知っていましたか」(見ている側86人のデータ)

はい。(72.1%)

いいえ(27.9%)

「担任の先生は、あなたがいじめられていたことを知っていましたか」(いじめられる側124人のデータ)

はい。(56.5%)

いいえ(37.9%)

無回答 (5.6%)

「あなたの担任の先生は、あなたが「いじめ」を行っていることを知っていますか」(いじめる側58人のデータ)

はい。(50.0%)

いいえ(48.3%)

無回答 (1.7%)\*1

Q 上記数字をどのように解釈するか。

さて、当時の生徒の証言に以下のようなものがある。少なくとも、担任が、いじめを認識しており、それに対して、十分なことをしなかつただけではなく、対応がまずかったことを自覚していた、と生徒が解釈していることを示していると考えられる。

あのころ、全国あちこちで、中学生がいじめられて死んだ話が、テレビや新聞に出ていて、シン君もそういう目にあっている、と私は思っていたし、これは想像だけど、私だけじゃなくて、A君たちのグループ以外はみんな、そう思っていたに違いないと思う。

先生だって分かっていたはず。担任の××先生はシン君が亡くなったあとでクラスで「葬式ごっこの色紙に署名したのは、強制されて書かされたと言ってくれ。お願いだから」と頼んだけど、あれは先生が悪いことをした、いじめに加わった、と自覚していたからだと思う。\*2

\*1 「助けて - いじめ・学校拒否・自殺 中学生 10606 人の真実の声 - 」学習研究社 中学コース『スクール白書』1998・3

\*2 『葬式ごっこ - 八年目の証言 - 』豊田 充 著 風雅書房

#### 6-4 自殺の予見、回避は可能だったか

いじめの認識はあったとして、では、自殺を予見することは可能だったのだろうか。

先の生徒の証言は、当時の生徒たちの、少なくともその生徒は、いじめられて死んだという報道と、「同じ目にあっている」と思っていたと述べている。その生徒の言葉を信じれば、自殺予見性をもっていたことになる。では、当時、そうした予見性をもつに十分な「事件」があったのだろうか。

1985年(昭和60年)

1月17日 富士市の踏切で市立中学二年の男子生徒が飛び込み自殺。学校関係者の話によると、同じ中学の同級生に「金をもってこい」と言われ、悩んでいたという。(日経 85・1・17)

1月20日 岩手県滝沢村で村立中学二年の男子生徒が、自宅ふる場でガスホースを口にくわえているのを家人が見つかり、盛岡市内の高次救急センターに運んだが、間もなく死んだ。(中略)親や父母の一部は「学校内でのいじめは日常的。新学期を前に、それを苦にして自殺したのではないか」といっている。(朝日 85・1・23)

1月21日 水戸市で市立中学二年の女生徒が「もういじめないでね……」と走り書きしたメモを残し、自宅脇の電柱で首吊り自殺、少女はカバンをナイフで傷つけられたり、筆入れが三回もなくなったり、教科書に「死ぬ」「うそつき」「ばか」などと落書きされるなど、一年ほど前から友人たちにさまざまないじめを受け、悩んでいた。(いばらき 85・1・23)

2月6日 堺市で市立中学1年の女子生徒が、住んでいる団地14階から飛び降り重たいじめられていたことをほのめかす日記とも思われる記述がカバンの中から見つかった。(3月18日死亡)(毎日 85・2・7)

2月7日 伊東市で市立小学校六年の女児が自宅近くの雑木林で首をつり自殺。昨年10月に学級委員になってから「無視」という仕打ちを受けて悩んでいたらしく「風になって死にたい」などと漏らしていた。(サカイ 85・2・8)

2月12日 和歌山で組合立中学二年の男子生徒が、自宅倉庫で首を吊り自殺。八日、同じクラスの男子生徒四人に嫌がらせのハガキが届き、筆跡が似ていると追求され、彼らに取り囲まれてリンチを受けた。この生徒は日頃から「のろま」とからかわれたり、殴られたりしていたが、教師はまったく兆候をみとめられなかった。(毎日 85・2・13)

奥田愛知県教育長が愛知県議会本会議で「小中学校のいじめられっ子を救うため、文部省とも相談。特例で転校を認めることも検討していく」と表明。(中日 85・2・28)

3月3日 二月三日『赤旗』に掲載された「いじめられています。今すぐ死にたい」という投書に対する読者からの意見を多数掲載。

3月8日 文部省が『いじめ』全国調査。陰湿化への対応探る。(朝日 85・3・9)

3月12日 『いじめ問題』に法務省もメス。人権擁護委員と連携し対処求め通達。(朝日 85・3・13)



- 4月24日 警察庁、いじめ解決へ少年相談を充実。(朝日 85・4・24)
- 5月5日 「いじめ相談」開設へ。警視庁と都内7ヶ所、電話受付もOK。  
(朝日 85・5・4)
- 6月7日 三月二三日におきた女子高生自殺の両親が、娘の自殺は体罰が原因だとし、教諭と県相手取り提訴。
- 8月18日 岩手県滝沢村の村立中学三年の女生徒が、盛岡駅近くのデパートから飛び降り重体。(9月10日 死亡) 死後みつかったメモをめぐり「娘の自殺は学校でいじめられたことに対する抗議」という家族と否定する学校・村教育委員会が対立。(朝日 85・10・21)
- 9月26日 いわき市で市立中学三年の男子生徒が山林の農機具小屋軒下で首をつり自殺。日ごろ番長グループから恐喝されたり、盗みを強要されるなどのいじめを受けていた。(朝日 85・9・27)
- 10月5日 栃木県下都賀郡の中学三年男子生徒が、自宅で農薬入りのドリンクを飲み自殺を計り入院。同じバスケット部員の同級生から、カンパの名目で約一〇回に渡り十数万円を脅し取られていた。(読売 85・10・23)
- 10月14日 群馬県富士見村で村立中学二年の男子生徒が農薬自殺を図り重体。体育が不得意で気が弱いため、部活動で同級生などからよく乱暴され、また女生徒にも「バイキン」とからかわれていた。(朝日 85・10・18)  
(22日 死亡)
- 臨教審部会長が各県教育長にいじめに積極的に取り組むよう求める。  
(毎日 85・10・26)
- 10月26日 長崎で市立中学三年の男子生徒が、自宅ふる場で首をつって自殺。グループからのいやがらせが原因。(朝日 86・2・10)
- 11月1日 悪質ないじめに特別補導班を警視庁に発足、学校にはのりこまず。  
(朝日 85・11・1)
- 11月20日 東京大田区で区立中学二年の女生徒が「もう、いじめなんてしてほしくはありません」との遺書を残し、一〇階にある自宅のベランダから飛び降り自殺した。同中には、三、四人のいじめグループがあり、目立つタイプの下級生を呼び出して暴行を加えるなどのいじめを頻繁に繰り返したことが判明。(毎日 85・11・21)
- 12月3日 三月からの「いじめ相談」1500件も。法務省まとめ。(朝日 85・12・4)
- 12月7日 青森市で市立中学一年の男子生徒が、自宅1階の居間で「立ち膝」の状態ですべて首をつり死亡。生徒から「動きがのろい」などとばかにされ、授業中に物をなげられるなどの嫌がらせを受けていたという。  
(朝日 85・12・10)
- 12月13日 富津市で市立中学三年の男子生徒が、自宅近くの雑木林で首吊り自殺。夏休み以降三日に一度の割合で、同じ中学の同学年の生徒から自宅に「 のほか」といったいたずら電話がかかっていたことを苦にふさぎこんでいたという。(朝日 85・12・18)

1986年

## 第6章 いじめ事件

1月8日 朝霞市で市立中学二年の女生徒が、自宅ふる場でガス自殺。

「男子生徒二人においかけてられている。学校ではこの二人に乱暴された。学校へはもう行きたくない」と訴えていた。(サカイ 86・1・9)

1月21日 岩手県水沢市で高校1年の男子生徒が自殺。「態度が大きい」「掃除当番をさぼる」などの理由から、自分の入っている学生寮で同級生7人から暴行を受けたことが引き金になったとみられる。

1月24日 神戸市で公立中学二年の女子生徒が、自宅のある高層住宅の階段踊場で左手首をカッターナイフで切り三週間のケガ。「いじめられた。のろってやる」との遺書。(読売 86・3・17)<sup>\*)</sup>「いじめ・自殺・遺書」子どものしあわせ編集部編 草土文化刊

この資料で見る限り、いじめが深刻になったときに、自殺を予見しないことは、職務怠慢という印象を受ける。そして、自殺を予見しないことが、確かに、不用意であるということ、言えるだろう。

しかし、実は、次のような事実も指摘されていた。

### 「いじめ」全国調査 陰湿化への対応探る 文部省

いじめをめぐるのは、昨年秋に大阪の高校で、同級生にいじめられた男子生徒二人が同級生を殺す事件が起き、今年一月には水戸市でいじめが原因といわれる女子中学生の自殺などが起きており、教師や親の目の届かぬところで広がるいじめが、急速に社会問題化している。

このため、同省はまず正確な実態把握が必要との判断に立ち、例年この時期に行う校内暴力等の調査と合わせて、今回初めて、各都道府県教委と政令指定都市の教育相談機関に寄せられたいじめにかかわる相談の件数を問い合わせた。調査範囲は、五十八、五十九の両年度とし、合わせて一、二件の具体的な対応事例の報告も求めている。各県レベルの相談機関などは約七、八十あると見られ、その実情も初めて調べる。<sup>\*)</sup>

文部省が「初めて」実情を調べ始めた時期であったことがわかる。

### いじめ深刻、59年の自殺7人 警察庁が実態調査 全国で1920人補導

警察庁は十八日、昨年全国の警察が扱った小、中、高校のいじめ事件の実態を初めてまとめた。それによると、事件として処理したのは五百三十一件、補導した少年、少女は千九百二十人にのぼり、いじめが原因で小、中学生七人が自殺した。一方、仕返しによる殺人や同未遂も四件あった。全体の八割は中学生によるもので、補導された者の三分の一は女子。いじめが原因で下半身がまひしたり言語障害にな

\*1 朝日 85/3/9

ったりした生徒もあり、きわめて深刻な内容だ。同庁は他にも警察が受け付けたいじめ相談が多数あったことから、この調査結果は「氷山の一角」としているが、文部省は、児童が自殺に至る複雑な要因などはいちがいに判断できないとして、同庁からの詳しい連絡を待ちたいとしている。<sup>\*1</sup>

また、いじめによる事件は、「自殺」だけではなく、被害者が加害者を「殺害」する事件もいくつか起きていたことを考慮する必要もある。

なお、判決では、自殺予見可能性は認定されなかった。

Q 自殺を予見することは、可能だったと思うか。

## 6-5 担任はいい先生だったか

担任の藤崎教諭は、諭旨免職になった。事件後も、中野富士見中事件の藤崎です、と自己紹介していたとされる。生徒の間でも、評価は二分されているようだ。結果的に、自殺者が出た以上、優れた教師という評価は、生まれるはずもなかろう。しかし、次のような証言もある。

「中学時代は、\*\*先生にすごい反発していたんですよ。でも、ぼくが何をしても、先生は諦めずに言ってくれた。(略)小学校や高校も通して、ぼくには、\*\*先生が一番いい先生だった。」<sup>\*2</sup>

1年生のときには、クラス運営がうまくいっていたことは、多くの生徒が認めている。しかし、なぜか、2年生になって、突然荒廃した。このように、ある学年が、突然荒れ出すということがある。原因はさまざまだろう。極端な例では、暴力団の子弟が絡んで、意図的に荒廃させられることもないとは言えない。とにかく、そういう場合、中心的な生徒がいるわけである。残念ながら、明確な中心がいて荒廃した場合に、教師集団がなしうることは、現実には極めて小さいことがほとんどである。

そういう意味で、中野富士見中も、ごく普通の、弱い教師集団だったのだろう。そのなかで、8年後の生徒の証言として、藤崎教諭を免職にするのではなく、あと1年、きちんと担任をさせて、卒業まで責任をもたせるべきだったのではないか、という声があった。これは、検討に値する見解であろう。

この事件が話題になった最大の原因のひとつが、「葬式ごっこ」だった。

グループ内で、鹿川君の「葬式ごっこ」をしようということになり、写真や花を飾り、お別れの色紙に皆で言葉を書くことになり、教師にも書いてもらおうということになった。そして、数名が数名の教師に交渉に出かけ、最初渋っていた教師も、言葉巧みに、本人も承知している、遊びだ、などともちかける生徒の言葉に、最終的には従って、4名の教師

---

\*1 朝日 85/4/19

\*2 『葬式ごっこ - - - 八年後の証言』

## 第6章 いじめ事件

が色紙に署名したという事件である。

この事件をめぐる、さまざまな検討事項がある。

- 1 最初の交渉のとき、教師たちはどう対応すべきであったのか。
- 2 「葬式ごっこ」をきっかけにして、鹿川君は、グループを抜けたいと思うようになり、それに対応して、グループによるいじめが過激なものになっていったが、そのとき、教師はどうすべきだったのか。
- 3 男子は全員、女子のほとんどが、署名をした状況で、教師は、どう対応すべきだったのか。そして、それは、どこまで可能だったと思うか。
- 4 自殺後、「葬式ごっこ」の担任の生徒への願いについて、どう理解するか。
- 5 一般的にあって、「葬式ごっこ」のような遊びをどう考えるか。

この点については、マスメディア、特にテレビの影響としても、考える必要がある。当時、テレビで「葬式ごっこ」をやるような番組があり、グループは、そのままをしたのだと言われていた。また、鹿川君は、たびたび、滑稽なことをやらされたり、歌わせられたりしていたが、同様な番組がテレビには、かなり溢れている。

テレビの状況が、教室に持ち込まれて、お笑いタレント的なしぐさを強要されたりすることは、少なくないし、それが生徒たちの「警戒心」を引き起こす原因にもなっている。

### 6-6 親は

中野富士見中事件では、不幸なことに、被害者である「親」も、また、さまざまな問題点を指摘されてしまった。当時両親は別居中であり、当然、それが鹿川君にも、精神的な負担になっていたろうし、また、相談することも難しかったと思われる。更に、鹿川君が父親にいじめを話したところ、加害者宅にどなりこみ、その後、いじめが一層激しくなってしまう、それから、鹿川君は親に話さなくなったとも言われている。

また、父親自身、1月31日に、鹿川君が家出をしたときに、自殺するとは、まったく予想していなかったことを認めている。

これまでの日本の教育法制では、親の地位は、極めて曖昧である。これは、日本の国民教育制度が、国家による「富国強兵・殖産興業」の一環として形成されてきたことと、密接不可分の関係にあるといえる。ある県で、学校と親側が対立したとき、交渉中に、校長が、「子どもは学校のものなんだから、あなたたち（親）は、口を出さないでくれ」と強弁したことがあったという。極端な事例であるが、ある面で、これは、教育法制の忠実な結果である。教師たちも、教育の責任は、全面的に教師が負っているという意識をもっている人が多い。しかし、このために、学校が肥大化し、機能不全状況に陥りつつあることも否定できないのである。民法には、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」(820条)「親権を行う者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない」(827条)と規定されており、親の教育に対する権利・義務は、明確に規定されているのである。

教育全体をめぐる「親と教師」の権利・権限・義務関係が、転換期を迎えていると考えられる。そういう点から、鹿川君の親の対応も検討する必要がある。

Q 鹿川君の親にも、部分的な責任がある考えるか。(その場合には、親が提訴者だから、過失相殺になる。)

Q 転校は妥当な判断のひとつだったか。あるいは、担任が転校を勧めることは、妥当か。

## 6-7 塾のアルバイトは

藤崎教諭は、進学塾で長期間アルバイトをしていたということも、懲戒の理由となっている。実際に、藤崎教諭が、どのくらいの時間を、アルバイトに割いていたのか分からないが、期間的には、かなり長期に渡っていたらしい。

生徒の評価では、できる生徒にはいいが、できない生徒には、冷淡なところがあるというものがある。比較的古いタイプの教師のひとりであって、時代が「荒廃する学校」に移行したときに、状況に対応できなかつたし、また、対応する意思も希薄であった、と考えられる。

参考までに、地方公務員法の規定をあげておく。

35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならない。

38条1 職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

東京都は、明文でもって、塾の講師は許可しない旨定めている。

公務員には、職務専念義務があるが、実際には、原稿書き、講演、その他、さまざまなアルバイトが、届けることによって可能になっている。しかし、東京都は、昭和40年に、「入試目的の教育」はしてはならない、という通達を出している。それで、学校で行っていた「補習」を禁止していった。当然、塾などで教えることは、禁止ということになる。

しかし、一方では、あまりに加熱した塾通いに対応するために、補習の勧めなどを文部省が行ったこともあった。これは、事実上の塾行為を、教師に無報酬で強制する、という側面も含むので、単純な評価は禁物だろう。さて、藤崎教諭は、塾で採用される程の教育技術をもっていたし、温和でいい先生だったという評価もあるし、できない生徒には冷たかったという評価がある。

しかし、いじめに対しては、無力であった、ということは、ほぼ共通した評価である。

## 第7章 大学教育について

### 7-1 はじめに

日本の大学は今大きく変わろうとしている。激動の時期といってもよい。この2004年4月にすべての国立大学が「独立法人」となって、法的には国立大学がなくなった。しばらくの間は国立大学の時期と同様な公的補助があることが約束されているが、それもどうなるかわからない上、確実に何年か経ったのちに、国庫による財政補助の割合は低下するものと考えられている。従って、旧国立大学も生き残りをかけて大学の改革にとりくんでいる。それが国民にとって好ましい結果をもたらすか、あるいはそうでないかはまだ余談が許さない。しかし、そうした動向は私立大学をも巻き込まざるをえないし、私立大学では既に様々な改革が行われている。

20年以上前から、大学関係者の間では、「67年危機」という言葉が徘徊していた。「昭和67年1992年」に、18才人口がピークを迎え、それ以降減少に向かうので、特に私学では、経営の危機が訪れるということであった。現在は、その危機の時期に既に入ったことを示している。多くの大学で、改革機運が高まったのは、このためである。

我が文教大学でも、この数年間多くの「改革」が実施された。セメスター制の導入、ほとんどの学部の内部構成の改革、自己評価や学生による授業評価の実施等々。しかし、それがどの程度、大学の教育・研究活動の改革につながったかは、まだ未知数である。ただ、「大学の危機」というのは、生徒減少に伴う経営の危機だけなのだろうか。

そして、今はさらに「冬の時代」を象徴する事態を迎えつつある。それは平成19年頃に訪れるという事態、つまり、高等教育進学希望者と高等教育定員が同じになる事態である。もちろん、その同じ希望者がすべての高等教育機関に配分されて進学するのならば、教育機関にとっては問題ないが、希望する大学は限られるから、浪人が出る。その分だけ確実にいくつの大学は定員を充足できないことになる。

こうした事態は大学を根本的に変えざるをえないのであるが、大学が変わりつつある以上に、受験生や大学生の気質が変化しつつあると実感することができる。それは、大学に入ることが困難な状況から解放され、特定大学への進学にこだわらなければ、大学に入学することは容易なことになったために、偏差値だけではなく、教育の内容を選択基準としてチェックする雰囲気が出てきたことである。これは学生の授業などへの対応も確実に変えつつある。

しかし、大学はその変化に対応しているとはいえない。ここで考えることは、大学はどのように変わらねばならないのかという問題である。

Q 現在の大学が、どのような問題を抱えていると思うか、文献などにとらわれることなく、自分の回りを冷静に見て、列挙してみよう。

その作業を一応やってから、次の文章を読んで欲しい。大学側の考える「大学の危機」と学生の考える不満とは、かなり相違しているのではないだろうか。その点も、大学問題

のひとつとして考えておく必要がある。

## 7-2 大学の歴史と歴史的問題

大学が中世のヨーロッパから生まれたとき、一種のギルト的性格をもち、教権からも、王権からも独立しており、かつ、国際的な教育機関であった。「遊学」という言葉によってイメージされる、自由に学びたいところで学ぶことが、普通に行われていた。イタリアのボローニャ大学やパリ大学が、最初の大学として名高い。これらの中世ヨーロッパに現れた大学は、教授と学生のギルドとて成立し、共通言語としてラテン語が使用されていた。そのために、学生はヨーロッパ中のどこの大学でも学ぶことができたために、学生は大学を適宜移って学んだ。

しかし、宗教改革とともに、世界主義、普遍性を喪失して、国家権力に従属し、知的活動が低下したとされる。これを知的に高める改革をしたのが、カントなど啓蒙思想家であり、1809年のベルリン大学やフランス革命後の専門的な単科大学などによって、「専門教育」としての大学の性格が発展していくようになる。

日本では、古代に、唐を模範として創設された大学という制度があった。律令制下で官吏養成のための教育機関であり、博士・助博士が儒教の古典を教えた。学生は、貴族子弟と国学卒業生であった。しかし、これらの学校は貴族の勢力が強くなって、低調になり、平安初期には廃止されてしまった。<sup>\*1</sup> )

明治になって、西洋に追いつくために、大学を設立し、国家の必要な人材を育成するための国家に従属した大学として出発した。長く私学は認められなかったが、1918年の大学令で初めて、公立・私立の大学が認められるようになった。

戦後、アメリカを皮切りに、大学の大衆化現象が進行し、3割4割の高等教育進学率が実現し、大学の性格が変化せざるをえなくなった。現在の大学問題は、大衆化された大学を前提としておこっている。

当初の大学には、国際主義、教養主義、独立性という性質があった。

しかし、啓蒙時代以降、国家によって大学が整備されるようになって、国際主義は失われつつあり、(それでもヨーロッパの大学は、日本に比較にならない程国際主義的である。) また、教養主義が衰退し、専門主義が強くなっている。

大学の自治は、実際的には、日本の現在の大学では極めて弱いといえるだろう。このように考えていくと、大学問題とは、歴史的にかなり多様であることが分かる。専門か教養か、国際主義か国家のための大学か、自治か国家管理か、単科主義か総合主義か、学生の入学方法、卒業方法は、教授の任免、等々。

さて、近い時代の大学問題の歴史を簡単にまとめておこう。

戦前日本の大学問題は、多くは自治に関する問題であった。森戸事件、滝川事件、矢内原事件など、学問が国家の政策に反するという理由で、大学を追われた事件もあった。学問は、いかに国家のために行われようと、学問的成果の結果が、国家の現実の政策の批判になるところは、少なくないから、こうした事態を防ぐために、「大学の自治」が制度化さ

\*1 国学とは、古代の国立の地方学校で、国博士・国医師の下に20人から50人の学生がいた。

## 第7章 大学教育について

れてきた。

戦後は、占領政策による大学改革で、大学はかなり根本的な改革がなされた。旧専門学校が多くが、大学に昇格し、国立大学が県に最低一つ作られるようになり、また、私立大学が大幅に認められるようになった。「駅弁大学」などの揶揄的表現などが、そうした事態を象徴している。高度成長が終わりになったころ、大学は「紛争」に荒れることになった。1968年パリから発生した学生反乱が、先進国に波及し、日本でも日大を始めとして、全国の大学、そして高校まで紛争が広がった。

現在の大学システムは、その紛争処理のために作られた部分がかかなり多い。

「私学助成」「大学の外部による運営参加」「研究と教育の分離」等。

そうして、今大学は、戦後第二の変革期を迎えていることになる。

大学は多様な形態があることがわかったがそれを簡単に整理しておこう。ヨーロッパの大学とアメリカの大学では基本的な意味合いが異なっているように思われる。ヨーロッパの大学は、オックスフォード、ケンブリッジやドイツ、オランダの大学などに見られるように、学術研究を主体とし、卒業資格はマスターである大学がもっとも伝統的なものである。現在では、通常マスター号習得のために6年必要なのが、国際的な基準であるが、これらの大学では、4年でも修士号に相当する学位を与えている。

このような大学では、日本でいうと中学と高校一貫の大学に接続する中等学校において、かなり高度な教養教育を行い、大学では専門教育のみに限定されている。戦前の日本の大学は、旧制高校で教養教育を行い、大学では専門教育を行っていたが、これはヨーロッパ型をとっていたからである。

それに対して、アメリカの一般的な大学は、学部4年を通じて教養教育的な色彩が強く、専門教育は主に大学院で行っている。ハーバード大学などは、学部よりも大学院の学生の方がずっと多い。

戦後、日本はアメリカ占領下に教育改革を行ったが、いわばヨーロッパ型とアメリカ型の折衷的なスタイルをとった大学ができあがった。教養教育も専門教育も中途半端なものになっている。文教大学の学生の不満で最も多いのが、専門の勉強を1年生ではできないというものであるが、これもこうした折衷型の教育体制によるといえる。

### 7-3 大学の自己評価

昭和67年危機に対して大学がとった最大の政策は、文部省にあおられてという側面があったが、「大学の自己評価」だった。これまで、大学は「大学の自治」なる概念で、外からの干渉を廃するという姿勢を、ずっと取り続けてきた。筑波大学の創設は、そうした「自治」への国家からの挑戦だったわけで、国立の大学としてははじめて、大学の外からの意見を、制度的にとりいれるような機構を作った。しかし、特別にそのように国家によって作られた筑波大学以外では、そのような外からの評価は、なかなか進展しなかった。

もっとも、私学では、「理事会」なる機構があり、そこには、大学関係者以外も参加している場合があるから、決して完全なる自治だったわけではないが、それでも、多くの場合、「理事会」を構成する人は、大学人意識をもった人だったのではないか。

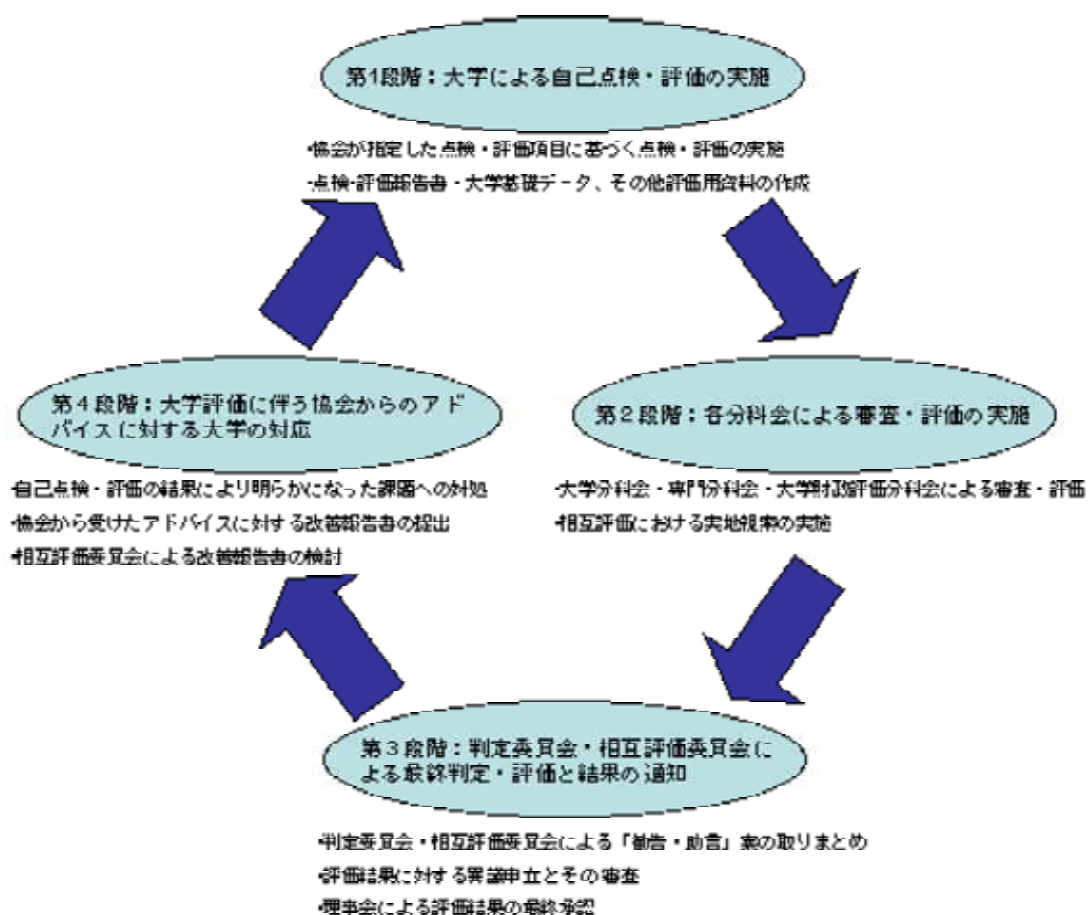
中曽根首相のつくった臨時教育審議会の答申によって設置された「大学審議会」が、大



学が自己評価をしなければならない、という勧告を行い、1991年の大学設置基準改正で、自己評価は努力義務とされた。これは、うまく67年危機を利用していた。大学人というのは、大体保守的（学問傾向のことではない）だから、そうした危機を利用しなければ、それほど多くの大学が、自己評価に取り組むことはなかったろう。規定された項目は、「教育理念・目標、教育活動、研究活動、教員組織、施設設備、国際交流、社会との連携、管理運営・財政、自己評価体制」である。評価・点検の結果は公表され、フィードバックされるのが望ましいとされている。

さて、評価のためには、目標と実践がなければならない。だから、自己評価の制度化は、目標設定と明示、目標にそった実践を要求する。

まず始った自己評価は、研究業績の確認だった。これは、私が学生だった大学で、大学紛争後の反省として、教師たちが、業績を毎年、紀要に載せることをした。それは日本の大学としては、はやい時期だったと思うが、その後、この自己評価は、着実に広がっていったと思われる。大学の教育は研究と結合されているという前提があるから、「研究の自由」に守られ、相互の確認、討論、変更などが非常に難しい。それでも、おそらく教育内容の順序性が比較的明確な理科系では、相互の確認が容易だろうが、そうした順序性など、おそらく無意味な文科系の学問では、独立の枠を超えることは至難のことになる。



とくに、通常の伝統的な学問であれば、長い間に形成されてきた一応の確認もあるが、人間科学部などは、学問領域自体が新しいので、授業内容の設定が、恣意的になる危険性

## 第7章 大学教育について

もある。

高校以下の学校では、同じ内容を生徒は勉強し、その内容は学習指導要領で決まっており、また、基本的に同じテストをすることができるので、教師が違って、大体生徒の理解度を比較することができる。しかし、大学では、それは事実上不可能だろう。

研究業績については、研究は大学教師の「本来の仕事」という意識であるが故に、比較的评价することを、受容しやすく、また「論文」「学会発表」などの、外的な基準が明確であるので、早く制度化することができた。

しかし、教育の評価となると、いろいろな問題が出てきて、困難に直面せざるをえない。そのために「外部評価」が求められる。最も重要な「外部」主体は、学生だろう。もちろん、ここで「外部」というのは、教員以外という意味である。学生による教育評価が、今後最も重要な課題になることは間違いない。

前ページの図は大学基準協会における評価の図式図である。アメリカでは文部省や知事による私立学校の「認可」という法的行為はなく、たくさん民間の「基準協会」が認定を行い、その認定を得るとその「協会」に加盟を許される。そして、学校を選択する基準の一つとして、どの「協会」に属しているがその学校の水準や性質を知ることができる仕組みになっている。そうしたやり方をアクレディテーションというが、大学基準協会はアクレディテーションに近い作業をしており、大学の競争体制の中で近年加盟大学が増加している。文教大学も加盟校となり、その審査を受けている。こうしたやり方で大学の授業種的な努力によって外部評価を受け、それに基づいて教育や研究水準を高めていくことは評価されるだろう。しかし、そのプロセスを見ると必ずしも客観的な評価がなされているとは言えない側面もあり、評価の方法の改善が必要である。

ところで、学生による評価については、私は数年間、ずっと毎年、その可能性と妥当性について、学生自身に質問してきた。しかし、意外に学生は否定的である。結局楽しませたくれる先生をいいと評価するのではないかという意見が多く出る。

Q 学生による授業評価について、どう思うか。

アメリカの大学では、学生の評価が、給与や昇級に影響する場合が少なくないと言われている。

それは、アメリカの大学が、かなり学生の勉強意欲が高いからだ、とも言われる。

日本の大学でも、ある目的、例えば資格取得がからんでいる場合などは、非常に意欲的に勉強する。何も日本中の大学が、「レジャーランド」なわけではない。しかし、前に書いたように、日本の教育全体が、「評価」を自己の責任で行わず、何か制度に代替させる傾向があるので、全く評価主体になったことがない学生に、それを求めても、戸惑うのは当然かも知れない。評価については項目・主体・公表の問題等今後多くの検討課題を残している。

## 7-4 大学は教育機関なのか、研究機関なのか

従来、大学は、研究と教育を結合した組織であるとされてきた。しかし、研究と教育の関係の在り方については、いくつかの類型に分けられ、一様だったわけではない。学問の領域を基準にして、研究領域を中心に構成し、その研究を土台に教育活動を合わせ行う組織として、「講座制」という組織が作られた。旧制大学から続く古い大学は、多くが講座制をとっている。

それに対して、教育的論理を重視した構成を「科目制」といい、戦後新しく成立した大学は科目制をとっている場合が多い。その中で、特定の職業教育を目的として構成する場合を特に「課程制」といい、教員養成課程がその代表的事例になっている。それぞれ、予算編成原理が異なり、講座制、科目制、課程制の順で、予算が多く割り振られるので、長い間、教員養成課程では条件整備のための運動が続いた。しかし、文教大学の例でもみられるように、教員数等については、課程制は、恵まれた状況にあることが多い。

研究の論理で組織される大学・教育の論理で組織される大学・研究と教育が別の論理で組織される大学等。私立大学は、また独自の位置づけをしている。

さて、単純に、表題のようなことを考えてみよう。

大学には、通常「自治」が認められているとされる。その結果、大学の授業が、教師の意思によって構成され、通常は、規制力のある「カリキュラム」によって、内容が決められることがない。多くの大学教員は、他の教員から、授業内容について口を出されることについて、極めて警戒的である。

しかし、実際には、多くの大学で、授業内容を、教員の討議によって決め、その授業成果をチェックし始めている。特に顕著なのが、医学部であり、工学系でも比較的進んでいる。実際に、医学部では、新任教員の採用に際して、一定の授業内容を指定して、試験的授業を行わせ、それを採用の参考としている大学がいくつかある。もちろん、多くの教員がその授業を見て、採否を考慮するわけである。

そのようなことが行われるということは、大学の授業が、教員の自由な意思によって構成されるのではなく、また、他の人には通常理解できない「専門領域」に関わることもない、という前提が成立しているのである。

医学部は、医者として必要な基礎的な知識は、ある程度整理されており、また、国家試験があるために、そうした高校までのような授業スタイルが、比較的受け入れられやすいということは考慮（藤原正彦『若き数学者のアメリカ』参照）されるべきである。

では、大学で行われる授業の内容は、どのようにして決められるべきなのだろうか。

ここで、大学審議会答申を考えてみよう。

1998年10月26日、大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」- 競争的環境の中で個性が輝く大学」という文書が現われた。いまや、直ちに、答申文書がインターネットを通じて、読むことができるということも新しい事態である。

大学審議会答申は、大学の授業について、様々な提言をしている。そのひとつが、授業に対する「準備」を学生が行わないことをあげている。基本的な単位認定は、授業1時間に対して、自習が2時間をひとつのまとまりとして、それが15回行われると「1単位」を認定される。現在の1年生の多くは、週15コマほど履修しているが、単純計算すれば、

## 第7章 大学教育について

週60時間の自習が必要なのである。しかし、昨年、人間科学部の一年生に対して行ったアンケート調査では、ほとんどの学生が、1週間で、30分程度の自習時間しかとっていないということが明らかになった。こういう事態から、学期毎の単位取得制限を、大学審議会は提案し、また、本学では文学部が実施している。

しかし、単位取得の制限をすれば、学生は、自習するようになるのだろうか。言葉を変えれば、純粋に時間がないから、学生は自習をしないのであって、時間があれば、するのだろうか。

実は、この自習なしの大学教育は、大学における授業・教育の欠陥を典型的に表現しているとも言える。

こうした事態を解決するためには、学生の授業への要求の明示、教員同士の授業および単位認定基準の調整などが必要であろう。

Q 大学の教師は、教育者タイプを望むか、研究者タイプを望むか。自分が受ける授業を念頭において考えてみよう。

### 7-5 学生は大学で何を学ぶのか

大学とは、学生にとって、何をするとところなのだろうか。

もちろん、それは人によって異なるところである。中学や高校が、既に、学校本来の機能ではなく、友人を価値として、生徒が通学している状況になって久しいが、大学も、学生にとって、授業や教師の研究のために来ているとは、到底考えにくい。そこで、学生自身が、大学で身につけるべきものがなにか、そして、それを、学生自身が、どこで獲得できると考えているのか、卒論を紹介しよう。この論文は、サークル活動としてオーケストラに所属し、学生オーケストラの分析の一環として、大学時代に獲得すべき能力について、分析しているのである。

まず、「大学時代に獲得すべき能力」として、以下の項目を考えている。

- ・興味のあることを積極的・主体的に追求できる。
- ・知識を得るだけにとどまらず、それを使って自分なりの考えを生み出し、表現する。」
- ・物事を問題意識を持って見ることができる。
- ・社会体験をする。
- ・自分の意見を主張できる。
- ・自分の行為に責任を持つ。
- ・多様な価値観を認め、また物事を様々な角度から見ることができる。
- ・私は大学時代これを学んだ、これをやったと言えるようなもの（自分をアピールできるもの）を持つ。
- ・自分について知る。
- ・いろんなことにチャレンジし、失敗してもそこから何かを得て次に活かせる。
- ・問題にぶつかったとき投げ出さずに解決策を考えてクリアできる。
- ・いろいろな人（学生以外にも）と接して、コミュニケーション（交渉）が取れるようになる。

- ・仕事の中心になってリーダーシップを取れる。
- ・多数の人と協力して1つのことをやり遂げられる。

これからの項目が、すべての学生の求めるものではないだろう。各自、自分なりの項目を考えてみるのが有意義であると思うが、通常、大学の教師自身が設定する項目とは、非常に大きな相違がある。それは、大学教授らの指摘は、ほとんどが学習面から見た場合のものであり、講義やゼミ、個人での学習の場が考えられている。しかし実際の大学生活は授業だけではなく、サークルやアルバイト、遊びなど様々であり、それらから得られるものも多いと思われる。この卒論における項目は、そうした授業以外の項目を多く含んでいることであるが、その結果を見よう。

評価の対象には、主な大学生活の場である「講義形式の授業（講義）」「ゼミナール形式の授業（ゼミ）」「サークル活動（サークル）」「アルバイト（バイト）」「遊び・趣味（遊び）」の5つを選んでいる。

そしてそれぞれの項目が、評価対象の場面で「獲得できる可能性があるか（可能性）」、また「実際に獲得されているか（結果）」を評価する。それぞれ「獲得できる可能性がある」「実際に獲得されている」場合は○、「獲得できる可能性がない」「獲得されていない」場合は×、「どちらともいえない」場合は△、と3段階で評価している。

#### 能力を獲得できる可能性があるか（可能性）

項目	講義	ゼミ	サークル	バイト	遊び
興味を主体的に追求する	○	○	○	○	○
自分の考えを生み出す	○	○	○	○	○
問題意識を持つ	○	○	○	○	○
社会体験をする	×	×		○	
議論できる友人をつくる		○	○		○
自分の意見を主張できる		○	○		○
行為に責任を持つ		○	○	○	
多様な見方ができる	○	○	○	○	○
自分について知る	○	○	○	○	○
挑戦し失敗を次に生かす	○	○	○	○	○
投げずに問題解決できる	○	○	○	○	○
学生以外の人と接する		○	○	○	
リーダーシップがとれる	×	○	○		○
多数の人と協力できる	×	○	○	○	○

#### 能力が実際に獲得されているか（結果）

項目	講義	ゼミ	サークル	バイト	遊び
興味を主体的に追求する		○	○		○
自分の考えを生み出す		○	○		○
問題意識を持つ	○	○	○	○	○
社会体験をする	×	×		○	

## 第7章 大学教育について

議論できる友人をつくる		○	○		○
自分の意見を主張できる		○	○		○
行為に責任を持つ		○	○	○	
多様な見方ができる	○	○	○	○	○
自分について知る	○	○	○	○	○
挑戦し失敗を次に生かす		○	○		○
投げずに問題解決できる	○	○	○	○	○
学生以外の人と接する		○	○	○	
リーダーシップがとれる	×	○	○		○
多数の人と協力できる	×	○	○	○	○

この分析の妥当性については、ここでは置くとして、極めて興味深いことは、ここで、大学のもっとも中心的な教育形態である「講義」について、それぞれの獲得すべき能力の獲得場として、大変評価が低いことである。そして、サークル活動が、すべての項目について、断然高い評価を得ている。

もちろん、本人がサークル活動をしたことで、成長した実感をもっており、だからこそ、卒論の題材にしたのであるから、ある程度のバイアスはあるとしても、こうした実感があることは、認めなければならないだろう。

また、その判断の前提になっているサークルがオーケストラであることも、バイアスがかかる理由と考えられる。というのは、オーケストラ、他のサークルと異なって、ほとんど社会の縮図というべき多様な活動を含んでおり、そういう意味で、実にさまざまな局面に遭遇する点で、他のサークルとは異なっている。

Q 学生の立場から、大学で獲得する能力を分類し、どこで獲得できるか、表のような作業をしてみよう。

### 7-6 IT革命は大学をどのように変えるか

教育という行為は、情報の伝達とコミュニケーションによって成立している。理系ではこれに実験などが加わると考えることもできる。インターネットを中心とするマルチメディアの発展は、教育全体に計り知れない影響力を与える。

デジタル技術の基本的な知識についてはここでは触れない。インターネットや衛星による通信、デジタルのテレビ放送等については、基本的な知識を有していると前提しておく。大学もそうだが、学校とは、教師と生徒(学生)が、一定の場所に一定の時間に集まって、一定の教育内容を伝授する場所であった。しかし、情報技術の進歩はそうした時間的・空間的な制限を取り払い、いつでも・どこでも学べる体制を可能にする。また、インターネット上に膨大に蓄積された情報は、特に学校に通わなくても、また教師に習わなくても、十分に学習する機会を提供している。

このことは「教育内容」が教室にとどまらず、教科書以外の情報を駆使できるような技

#### 7-6 IT革命は大学をどのように変えるか

術をもつことによって、極めて豊富化されることを意味する。また、時間と場所の制限を取り除くことは、当日授業に出ることができなくても、あとで授業を体験することもできるようになるだろう。このことは、これまで大学教育を受けることができなかった社会人にとっても、大学教育が身近なものになることであり、あるいは遠隔授業等によって、リアルタイムで授業を受けることもできるようになるのである。

もちろん、こうしたことが本当に可能になるのは、光ファイバーが普及した時点のことであるが、それは決して遠いことではなく、10年以内の実現することは間違いない。そのとき、大学教育がどのように変化しているのか、それは今学生の皆さん自身で考えてほしい。

## 第8章 労働と教育・発達

### 8-1 はじめに

労働は、人間が生きていく上で必須の行為である。「労働」にはふたつの異なるレベルの意味がある。ひとつは、生活上必要な物資を得るための「経済的活動」であり、もうひとつは人間として「何かをする」という意味での活動である。小学館の日本語大辞典によると、1、体をつかって働くこと、2 経済学で、人間がその生存に必要な物資を得るために、手、足、頭脳などの活動によって労働対象に働きかけること、ということになる。

通常「働く」というと経済的行為のイメージを思い浮かべると思うが、教育学としては「何かをする」という意味の労働もそれに劣らず重要である。というのは、労働とはあらゆる人間にとって必要なものであり、子どもの遊びや諸活動も労働であり、労働こそが人間の発達を促進するからである。

これは「労働」をしない人間がどうなるかを見ると、逆によく分かるかも知れない。

ゴンチャロフの書いた『オブローモフ』という小説がある。帝政ロシアの地主で、すべて必要な労働は、召使いが行い、自分は何もしない人物を描いたものである。長編の前半部分は、午前中ベッドから起きあがることもない主人公の半日が描かれる。この小説は、革命によって滅びることになったロシア貴族の生命力の喪失を見事に告発したものと評価できる。人は、自然や物や人に働きかけることによって、諸能力を身につけていく。そして、そうした活動から生活に必要な物資を得ていくわけである。しかし、オブローモスはそうした諸能力を身につけているとはとうていいいがたく、滅びゆく階級の典型的な人間像であると言わざるをえないのである。

長い間、労働は親から受け継ぎ、親の仕事をそのまま子どもも一生続けてきた。しかし、現代社会では、親の仕事をそのまま行う人は例外であり、労働の内容そのものがどんどん変化していく。更に労働の形態もまた大きく変化しつつある。そして、そうした変化をリードするのは、企業などの大きな組織である。「晴耕雨読」、あるいは、「農夫のように働き、哲学者のように考える」などと言われてきた労働への願望は、人間が主体的に働き、労働が人間形成の軸となるような、そして、肉体と精神をバランスよく使った活動を行うことにあった。

現代の労働形態は、そうした願望を実現するには、極めて難しい条件の下にある。しかし、一方では、高度に科学技術が発達することによって、生産力が上昇し、人々の余暇が増え、自ら望む労働のための学習を継続する条件も整備されつつある。今回は、このような労働と教育の問題を扱う。

### 8-2 職業人の教育について

初めに、朝日新聞の記事を引用しておこう。

日本型経営に修正の動き 能力主義など導入に意欲 経企庁が企業調査  
多くの企業で「日本型経営」=キーワード参照=は依然として幅を利かせている



が、今後は能力主義など新たな仕組みの導入が進みそうだ。経済企画庁が十五日発表した企業アンケートで、企業の経営システムの将来についてこんな結果が出た。日本型経営に修正の動きがあることを示しているが、その方法は「これまでの仕組みに新たなやり方を組み合わせて活用していく」いわば折衷型で、ここにも日本らしさが出ていると言えそうだ。

「日本的経営システムの再考」と題する調査で、今年一月に金融・保険業を除く上場企業約二千百社を対象に実施し、六三%の回答を得た。雇用方針、企業組織のあり方、企業統治（コーポレートガバナンス）の三点から、経営システムの現状と将来をたずねたものだ。

それによると、現状の雇用方針では、長期継続的な雇用が九五%（「どちらかといえば」との答えを含む、以下同じ）を占めた。処遇面でも、年功主義的な処遇が五七%。企業組織では「組織階層が多段階」が六五%で、企業統治でも「内部昇進による経営陣の影響力が強い」が八三%と多数だった。「日本型経営」システムが現状では支配的なことを裏付けている。

一方で、今後五年間の方向性をたずねたところ、処遇面では年功主義的が九%に対して、「能力主義的」が九一%。組織についても、多段階型が一三%に対して、「階層が簡素な組織」が八七%で、新しい仕組みの導入意欲がうかがえる。

ただ、雇用形態では長期継続的が五六%で、「長期継続を前提としない雇用」は四四%。企業統治でも内部経営陣の「影響力が強まる」が七五%に対して、「弱まる」は二五%にとどまるなど、これまでの仕組みを重視する考えも根強い。

<日本型経営> 戦後の日本経済を支えてきた、日本特有の企業システムを指す。一般的には、終身雇用、年功序列型の賃金と昇進、企業内組合がその三本柱とされる。さらに、株式会社でありながら、その実権は内部昇進の経営陣が握り、株主の発言力が弱いことや、経営の意思決定が根回しやりん議を重視する下から上への合意形成型であることも付け加えられる。内外の評価は、「経済成長の源泉」から「経済改革の足かせ」まで、時の経済状況で揺れ動いてきた。<sup>\*1</sup>

大学を卒業すると、多くの学生は、就職をするのだが、そこでは、いわゆる「日本的経営」が支配しているとされる社会が待っている。実際に、「日本的経営」が、日本の企業の在り方を正確に示しているかどうかについては疑問もあり、実際には、大企業にのみ妥当し、ほとんどの中小企業には妥当しないという評価もある。しかし、少なくとも、理念的に、一度就職したら、その企業に定年まで帰属することが好ましいと考えられ、昇進が年功で多く左右されるのは、否定できない傾向であろう。

こうした日本的経営を前提として、日本の職業教育が形成されてきたのであるが、日本的経営が変化すれば、必然的に、日本の労働者における職業教育の形態が変化せざるをえないのである。

現在、「生涯学習社会」という言葉が、いろいろな面で出てくるが、これも、日本的経

\*1 朝日 98/04/16

## 第8章 労働と教育・発達

嘗の変化の動向と無関係ではない。実際に現在の生活では、職業生活が最も長い期間を占めている。学生にとってこれまでの人生はほとんどが学校社会での生活だったが、ほとんどの学生は4年後からは職業生活が始まり、それが40年くらいは続く。そして、その後20年の定年後の生活がある。もちろん様々な形態があるが、少なくとも職業生活が人生の最大の部分を占めていることは、だれしも変りがない。

それだけではなく、現在の職業は不断に変化している。自分が青年期に学んだ知識で、職業生活を営むことは不可能である。学校が提供する知的能力は、言語や数理操作、そして、ごく基礎的な知識だけであって、企業ではそれ以外の仕事に必要なことは、企業内の教育で教えていくようになっていく。

これまでの勉強は、多く受験という、ある意味では「抽象的な」あるいは「妖怪のような」ものに支配されていたと思われる。高校3年生の終りに大学入試があると分かっていても、それで1年生が現実的な感覚で勉強するには、日々の切実感が希薄なのではないか。しかし、職業人として必要なことを学ぶことは、それこそ日々の切実な課題となっているし、それがリアルに理解できる。勉強しなければ毎日の仕事ができないし、また変化に対応できない。そして、仕事ができなければ、自分の生活が成立たないことになる。

日本社会は戦争によって破壊的な打撃を受けた。このような状態から復興することができたのは、日本人の勤勉さと向上心のおかげである。当然その他様々な条件が有利に展開したこともあるが、ここではこの二つの要素を喚起しておきたい。1960年代の高度成長と、70年代の石油ショックの克服によって日本は「豊かな社会」としての、いくつかの側面を手にいれることができた。衛星放送で戦後数年間のニュースフィルムを毎日放送しているが、それをみれば当時の状態から、如何に日本が発展したかが実感できるだろう。

しかし、一方で地球的な規模での批判を受ける問題も生じさせた。環境問題に代表される生活条件の破壊は、企業活動によって生じたものである。つまり生産性をあげる意味での企業活動や、それに伴う教育は効率的に行われたが、その影響に関する正確な知識や、その克服方法の開発は見過ごされてきた。したがって、日本の経済活動が活発で、それを支えたのが優秀な労働者だった、そして、それを生んだのが日本的経営とそれに基づく企業内教育だったと、という認識では今は済まない。

今後は労働に関する教育と、その生活環境に与える影響の教育がともに充足される必要がある。

### 8-3 労働教育との関わりで、現代労働の特徴を考える

#### 8-3-1 現代文明のブラックボックス化との関連

労働者の教育に限らないが、現在の教育、あるいは能力開発を考える場合に、避けて通ることができないことに、現代の文明がブラックボックスの性質を絶えず増加させていることがある。ブラックボックスとは、ある機械なり仕事の手順があったとき、その中の仕組みが分からなくても、操作手順がわかれば、機械を動かして作業を行うことができ、仕事を進めることができるもののことをいう。

コンピューターでいうと、コンピューターの設計をする人、製品化する人々、プログラマー、そして、操作する人という4つの大きなグループに分れる。それぞれのグループは

他のグループの仕事を全く理解することができないことがほとんどである。実際の手順では、これらのグループはもっと細分化された仕事を分担していると考えられる。このように自分の仕事の操作さえできれば仕事が可能になることは、能率的でかつ大きな仕事を可能にした。しかし、一方で部分しか分らないから、その弊害も大きい。ともすると自分の仕事が、どのようなものなのか、あるいはより大きな視野でみると、どのような意味をもっているのかが、全くわからないまま仕事をすることになる。

あるオペレータが名簿を打込んでいるとする。その名簿がどのように利用されるかはそのオペレータには分らない。ひょっとして詐欺商売の対象の資料になるかも知れない。(豊田商事事件などで、多くの老人がひっかかったのは、こうした情報処理を利用していたからに他ならない)

また私が学生の頃、ある工学部の研究室で、企業からの依頼研究をしていたところ、あとでそれが戦闘機の研究の一部だったことがわかって、大騒ぎになったことがある。つまり社会は全体として、システムとして動いているが、個々の人間の作業はシステムの一部を担うようになっているので、仕事の意図と社会的効果の間に常にギャップが生じる。ブラックボックスによる社会の発展と、この弊害をどのように調和するかが、人間としての生き方として問題である。またその弊害を全く意識しない企業は、逆に発展から取残される危険性を抱えている。

#### 8-3-2 内部労働市場

現在の労働はきわめて変化が激しい。労働内容はどんどん変わっていく。極端に言えばある仕事が、あの時突然全く消えてしまうことすらある。そうするとそれまでその仕事に従事していた労働者は、企業にとって必要なくなるわけである。コンピューターの導入はそうした変化を加速した。

日本の新聞社がコンピューターによる新聞造りをどのように導入したかに関する大変興味深いルポがある。(杉浦隆男『メディアの興亡』文芸春秋社)

日本では朝日と日経がほぼ同時に、しかし、別々にIBMにシステム作りを依頼したが、日本側の厳しい注文にいたずらに年月を重ね、ついに朝日と日経が協力し、またIBMでは月に人を運んだアポロチームを投入して完成した。10年以上かかったそうである。完成してコンピューターによる紙面作りが始まって、労働者に与えた最大の影響は、活字工が消えたことである。活字工は膨大な数存在して、日本の激しい紙面作りに奮闘していたのである。それが全く突然必要ない労働形態になってしまった。IBMがこれほどの努力で仕事を完成させたのは、(一時は不可能な注文ではないか、という意見も現れたという)日本の厳しい注文に対応できれば、世界中の新聞作りに対応できると考え、どんどん他の国でも導入してくれると思ったからである。しかし、肝心のヨーロッパではその導入がなかなか進まなかった。ヨーロッパの新聞経営者は、例外なく導入に積極的だったが、労働者が激しく反発した。それは労働者の在り方にも関わっている。

欧米では多くの労働者は自分の仕事が契約によって決まっている。そして、その仕事内容にしたがって、異なった組合に加入しており、企業への参加より、職務の遂行者としての意識の方が強い場合が多い。つまり日本のようなジョブローテーションは一般的には存在しない。だから仕事が無くなれば解雇を意味する。しかし、日本では企業の一員である

## 第8章 労働と教育・発達

意識が基本で、組合も企業別である。そこで日本では活字工を、オペレ - タ - に再教育することで、配置転換で済ます事ができた。組合もそれを了承した。

このように配置転換を基本にして、必要な労働力を確保していくやり方を、内部労働市場という。戦後の激しい技術革新による労働の変化に、日本の企業が比較的有効に対処できたのは、この内部労働市場が多く形成されていたからだと言われる。

### 8-3-3 テ - ラ - システム

アメリカの経営学者であるテ - ラ - が生み出した「科学的労働管理法」である。管理の体系的研究によって労働者を統制する最も能率的な方法を発見して、仕事の体系的研究によって仕事を遂行するうえでのもっとも能率的な方法を発見するのが、テ - ラ - システムである。

- ( 1 ) 労働者の仕事の各要素について科学を発展させ、これを目見当の方法と置き換える。
- ( 2 ) 労働者を科学的に選択し、訓練し、教育し、発展させる。
- ( 3 ) 科学の原理に従ってすべての仕事の進行を確保するように、労働者と心から協働する。
- ( 4 ) 仕事と責任とを管理者と労働者との間でほとんど均等に分担し、労働者より管理者に適した仕事は管理者が担当する。

つまり、時間研究と動作研究によって職務を決定し、労働の目標を標準化し、分業の原理を導入し、合理的な職能組織を確率することに基本があった。(「教育学大事典」第一法規より)

労働の内容を分割し、速度を決めるために、いろいろ実験して効率を高めるのが、テ - ラ - システムの具体的な形態である。20世紀初頭に考案され、先進国には瞬く間に広まった。現在のベルトコンベアの労働は基本的に、このテ - ラ - システムに基づいている。しかし、機械に合せた職務や時間配分になるので、長い労働に耐えるのが困難で、労働の士気を高めないという批判もあり、また労働者の側からすれば、労働の人間的側面を無視しているので、双方からより適切な形態を模索する必要も提起されている。その後トヨタ方式やその改訂版など様々なやり方が考案されたが、労働効率を高めるための研究や実践はますます発展してきている。

### 8-3-4 off-JTの登場

日本では「終身雇用制度」があると言われ、途中で解雇になることは、本人の不祥事以外にはないと思われていたが、石油ショックで出向や転職の勤めなどで、実際に会社を止めざるをえない事態が生じた。石油ショックとは、それまでほとんど負担感のない値段だった石油が、一挙に10倍ほどになり、原料やエネルギーの根幹の費用が大きな負担になった。生産コストが高騰したために、先進工業国は極端な危機に陥った。

日本の企業がとった方法は、徹底した経費節減政策だった。省エネと減量経営である。これによっていち早くコストの削減を実現して、80年代になって経済大国になったのである。また丁度時期的に重なるが、MEの登場で仕事の内容が革命的という程に変化した。プログラマーの仕事は、常に職場に必要なわけではなく、プログラムが済めば基本的に必要なくなる。すると、プログラムだけを外部に依頼した方が、人件費の点で有利になるの

で、自社でプログラマーを雇用するのではなく、一時的に派遣してもらい、とか外部に依頼するなど処理した方が、有利である。そういう仕事がME化とともに飛躍的に増加してきた。

先の減量経営とこうした派遣労働の増加は、日本の経営の根幹である「終身雇用」と「企業内教育」という在り方を、部分的に変えることになった。

20年くらい前は「プログラマー」という職業はなかった。ということは、プログラマーとして新卒で働いた人は、現在まだ40代の前半だということになる。つまり、プログラマーという職業が、一生の職業として成立するのはまだ不明である。ある説では、40歳になるとプログラマーは仕事が不可能になる。35歳定年制などが、語られたこともある。実際に40歳になるとプログラマーとしての訓練に中々ついていけないとも言われている。

## 8-4 終身雇用と企業内教育の変化による事態

日本の大学はレジャーランドなどと言われているが、企業に勤めると、働きバチになり、非常に熱心に勉強するようになる。日本の企業は、入るときには学歴社会だが、入ってからはあまり関係なく、10年くらいは横ならびになって、様々な部署での仕事をさせることで、多面的な能力形成を行い、その過程で能力を計り、昇進を決めていく。内部労働市場を積極的に利用しながら、人材育成を図っていることになる。

実はこのことが、日本の教育の質を競争的にしている大きな原因である。日本人の運命は18歳のある1日で決まるなどという言い方があるが、それは論争を含む表現である。企業人としても競争はずっと継続するのである。だからこそ学校で多くの知識を詰込んでおこうとする。ただ競争はあっても、とにかくその企業にずっと勤めることができるという前提で戦後から70年代まで、日本人は働いてきた。

企業内教育は、終身雇用に支えられている。というのは、定年まで勤めることが前提にされているからこそ、安心して教育できる。もし教育してすぐによい条件で、他の企業に転職されたら、教育費の損失だけではなく、社内技術を無償で奪われることになる。転職が普通の欧米で、企業内教育がさかんではないのはこの理由による。

欧米では仕事の能力を資格が証明して、その証明に応じて仕事を配分し、より高度な仕事をするためには、それに応じた教育を、自分の費用で、勤務外の自由時間に受けて資格を取ることが求められる。そのような採用なので、資格に変動がなければ、仕事を変えることもない。また給料が上がることも基本的にはない。こうした点で、欧米の企業は内部教育によるリスクを受けることもないが、新聞へのコンピューター導入にみられたような、変化への対応に遅れをとる危険もある。

しかし終身雇用制度もリストラの横行で事実上崩壊しつつあり、労働者の意識も変わりつつある。定年まで勤めることができないという事態は、労働者にとって大変な競争意識とストレスをもたらした。安定した企業として選択した結果、出向という形で出されたり、「窓際族」という形での企業内いじめが発生して、この頃から社会の精神状況が変化したように思われる。校内暴力やいじめ、家庭内暴力が問題になったのもこの時代である。

とにかく「生残り」が個人にとっても、また企業にとっても切実な課題になり、個人的

## 第8章 労働と教育・発達

には「勉強」が必要になった。70年代になって、サラリーマンの勉強が非常にさかんになった。

内部労働市場に変化をもたらした原因は、まだ他にある。

まず国際化である。現代の大企業はほとんどが、国際的に展開しており、多くは多国籍企業になっている。当然外国人の雇用も増加し、彼等は日本的な労働形態になじんでいないし、異なった価値観をもっている。日本での勤務であれば、日本的経営になじむことも多いだろうが、海外勤務の外国人は、おそらく自分の価値観を維持することが多いだろう。そして、新卒採用ではないので、また逆に転職の可能性も高いと予想される。また国際化によって、労働者が学ぶ必要のある内容が多様になった。外国の言語や文化、生活様式など多様な内容とともに、海外勤務によって必要性も大変高い。昇進のためには TOEIC で一定以上の点数を獲得すること条件にする企業も現れている。実際に文化摩擦などで企業活動がうまくいかない例もあり、試行錯誤による研究や勉強が行われている。

### 8-5 労働の人間的意味

日本人は「働きバチ」だと批判される。批判は日本の労働慣行が不正だから、貿易も不公正になるという批判にまで発展している。人間の発達にとって、労働がいかなる意味をもつか、あるいは人間にとって労働がどのようなものかについて基本的には二つの意見あるいは価値観がある。一つは労働を人間のもっとも本質的な活動であると考えた立場である。ルソーは「農民のように働き哲学者のように考える」ことを、人間の理想と考えた。労働こそ神の教えだ、とする宗教や、人間は社会に働きかけ、そのことによって自己を形成する。それが労働である、とすると哲学がある。

人間は自己を求め、自己実現を追及する。この考えによれば、労働こそ自己実現の最も重要な手段であることになる。

19世紀のヨ - ロッパの「教養小説 Bildungsroman」は、このような価値観によって書かれた人間形成の小説である。

他の一つは、生活の手段としての必要悪という位置付けである。

ヨーロッパでは大戦間に、自由時間への要求が高まった。戦争は国民戦争になると、大体国民の権利を増進するが、ヨーロッパでは労働者に対する自由時間の保証という形で現れた。日本人が働き過ぎだという批判は、こうした戦後のヨーロッパ人の感覚に由来するもので、彼等もかつてはマックス・ウェーバーに賞賛されたように、労働を人間の最も重要な行為と考えていたのである。

ところが、自由時間こそが人間の人間的なもので、労働は自由時間を買うための、仕方のない必要悪と考えられる。人間が人間的になり、自己を実現するのは、自由時間を使って自分の好きなことを実行することによって考える。だからこの考えは、ある意味では判断放棄だが、しかし、個々人を信頼することで、自己実現の方法は自分で決めるのだということだろう。

Q どちらの労働観に賛成か

日本の企業はあらゆる方法を使って、労働者に労働意欲をもたせようとした。同一の基盤からの競争によって昇進するシステム、労働組合からの幹部の登用（ヨーロッパでは労働組合は産業別の企業外組織だから、ほとんどありえない）、企業家族主義等々。労働者の働きすぎは、家庭より会社の方が居心地がいいという、人間関係、住居環境などの影響もあるという説がある。（最近日本の住宅事情もよくなってきたので、あまり働かなくなった、として企業側の会社の居住条件の改善が進んでいる）労働者のアイデンティティの問題として考えたとき、日本の企業はかなり有効な措置をとったと言える。

しかし、次のような問題を残していることは、否定できない。

1 労働時間が長いことによって、家族や子どもの教育にきちんと対応する余裕がなく、そのために家庭の崩壊が起こりやすくなっていること。この点に関しては、それほどの説明がいらないうらう。今日の日本ほど父親の存在感が薄い社会は、歴史上まれなのではないか。この存在感の希薄さは、父親の単身赴任に象徴される。単身赴任が一般化したのは、石油ショック以降であるように思われる。

企業での教育課題が、したがって労働に必要な事項だけではなく、子どもや家庭の望ましい在り方を保障することも含まれなければならない。しかし、この点についての実践的な報告はほとんどないと思われる。

## 2 労働疎外の問題

疎外とは人間が人間以外のものによって支配されたり、非人間的になったりすることだが、労働の疎外として従来から指摘されることは、人間が機械の合せて働かされたり、労働によって生産したものが、自分のものにならなかつたりということである。

人間が機械によって支配されていることは、依然として変わりはない。ただテーラーステムに対する反省で、労働者に管理や仕事の配分を任せたりする方が、仕事の能率や士気が高まることも次第に認識されてきた。

## 3 女性の労働の問題

女性が働くことは、人間にとっての労働の意味を鮮明にする。基本的には同じなのだが、女性は男性ほどには働くことを当然視されていないので、労働の意義をとりあえずしっかり考えることができる。

女性の労働はいわゆるM型のスタイルと切り離して考えることができない。

学校卒業後、しばらく働き、結婚が出産で退職し、育児から離れたら再び働くというスタイルである。このスタイルが女性に対して、労働と育児を両立しやすいようにしたことは間違いないが、一方で再就職の際の労働条件を著しく低下させていることも否定できない。もし労働が個人にとっても、企業にとっても必要悪であって、単に経済的なものであるならば、労働期間の教育は、仕事の能力や能率のために集中すればいいのだが、労働を自己実現の手段と考えたり、労働の人間的な実現を目指すならば、そのような形態を絶えず模索する教育や学習がなされなければならない。

## 4 高齢者の問題

現代は高齢化社会であるが、労働の場において高齢者は常に冷遇されるようになった。特にME化によってそれが加速されている。高齢労働者は適応しにくいことがわかった。高齢化の問題は別の機会に一回をとって、取上げるが、とりあえずここでは、高齢者のある種の切捨てが、十分な教育や能力の活用を考慮したうえでのことではないことである。

## 8-6 企業内教育の実践例

### 黒崎窯業の事例

黒崎窯業は1918年に北九州に創立された会社で、耐火煉瓦を作っていた。従業員2000人、年間売上530億円である。石油ショックで経営の多角化を進め、ファイン・セラミックの分野に進出することを決めたのが1978年、そして、4年間かけて研究して製造を始めた。工場は高度にME化されたもので、完全にコンピューター制御になっている。

通常このような工場をもつ企業では、コンピューターを制御するこめのシステムを組む高度な知的作業に従事する者と、命令を単純に実行する単純労働者とに分れる。つまり、労働の二重化が進むわけである。しかし、黒崎窯業はそのようなことをせず、もっと素朴なレベルで、労働者の主体性を重視する方法をとった。つまり、自分たちの仕事だけを理解するのではなく、生産工程の全体を理解し、なにか問題が起きた時、適切に対応したり、あるいは積極的に改良方法を考案できる能力をつけるためである。

平均45歳で50人が参加した。それまでは煉瓦を作っていた労働者たちである。

まず第一段階として、耐火煉瓦の製造原理を考察することをした。(マニファクチュアリング・プリンシパル)

(1) 陶器をつくる。粘土の重さ、水分、大きさなどを計っておき、出来上がりの状態を検討する。

(2) 原料の問題。粘土の質を多角的に検討して、どのような粘土が崩れやすいか、などを調べる。

(3) 実際に焼いてみる。焼いたものを顕微鏡で調べる。

(4) 客の品質要求についての勉強

(5) 燃料と材料の組合わせをいろいろ変えてやってみる。

このような前段階をやって、それから、セラミックのプロセス・コントロールの修得に入っていく。テラ・システムでは、労働者が部分化する問題があったが、黒崎窯業では、むしろ労働者が全体を掴む、全体を見通した上で仕事をするを、かなり長い研修や研究を通じて実現していることになる。



## 第9章 地域と住民

### 9-1 地域の変貌

子育てはかつては地域共同体の中で行われてきた。授乳でさえ共同に行われていたと言われている。何度も書いたように、農村共同体では農作業を協同で行うために、協同意識が浸透しており、規律も遊びも協同意識形成にとって不可欠だった。また日本の農村では江戸時代に実施された「5人組」や「村八分」的意識が、かなり後まで残ったようにも思われる。

戦後の高度成長期に農村人口は都市に移動し、都市周辺に新興住宅地が形成された。そして、極めて多くの人々がそうした新興住宅地に住むようになった。新興住宅地は農村共同体における人間形成とは、大変違う様相をもっているように思われる。新興住宅地は、いわゆる「新住民」で構成されている。つまり昔からの人間関係がなく、そして、そこは「住居」であるという住民である。仕事は別の地にもっており、特に父親は寝るために帰ってくる。したがって父親不在が最も問題になるのも、新興住宅地でのことである。教育に関する悲惨な事件が、多く新興住宅地で起きているのも当然であるといえよう。

典型的な例として団地をとってみよう。

子どもがたくさんいる。商店街などに比較して遊び場が整備されている。交通事故などや犯罪から比較的安全である。(宮崎勤はこの点を逆に盲点として利用した)住宅地だから、単に住むという点からみれば条件が整っている。それほど家庭間の格差がなく、安心してつきあうことができやすい。うまく人間関係が結ぶことができれば、団地は住みやすい環境が多い。子どもも比較的多く、遊び友達が少ないという悩みはあまりない。

しかし、いくつかの欠点もある。高層住宅の場合、幼児を外に出さないことになりやすく、非活動的な子どもになりやすいと指摘されることがある。新興住宅地では一斉に子どもが生れる傾向があるために、新設校や大規模校が多く、生活指導が困難になる場合が多い。かつて大きな校内暴力事件が起きた学校は、大体新興住宅地の大規模校である。(忠生中、尾鷲中)

人間関係が希薄であり、互に助けあうことができない人が農村よりはずっと多い。孤独に生きていく人が多いことと、事件が起きたときに生じる非人間的な側面(嫌がらせなど)も、新興住宅地の目だった点である。今回は、都市空間で起きた事件、ひとつは、不幸な事件、ひとつは住民が問題を解決した事件という対照的な事例をとりあげた。それぞれ、どこに解決の秘訣、そして、不幸になってしまった原因があったのかを考えてほしい。

### 9-2 ピアノ殺人事件

事件の舞台になった平塚の姉崎団地は、県営住宅で、1400戸。6・4.5・3とダイニングの3DKで、24世帯ずつの60棟ぐらいの集合住宅があり、平塚の郊外に建設された新興住宅地である。事件の3日前に、豊川一家は夫婦と子ども二人で、空き家の募集

## 第9章 地域と住民

に当選して、引越してきた。その時幸子が小淵と会っている。(名前はすべて仮名)  
その時のやりとり。

「この上のものだが。近所に挨拶回りはしたかね」

「はい、あのう、一昨日越してきて夕方回りましたが、上は両方ともお留守でしたから」

「そうか、それならいい」

幸子はそれからすぐに、子どもの佳子に「エチケットにうるさい団地だよ。挨拶回りをしないと催促されるんだから」といって、急いで封筒をもって、上に行き、小淵に挨拶している。

「どうもさきほどは失礼しました。305に引越してまいりました豊川でございます。遅くなりましたが、どうかよろしく願います。」

「そんなものはいらん。挨拶をすればよい。この下のように、いまだに挨拶に来ないのもいる。」

その直後の幸子と後被害に会う志津子の会話。

「何か言われた？」

「挨拶回りが遅いって叱られたわ」

「そのくらいのことはいふひと。変人だから、気にしないほうがいいわよ」

「変人」

「そう。階段で会ってお辞儀しても、返事もしませんよ」

「誰にでもですか？」

「子どもたちが、おじちゃん、こんにちは、といっても、知らんぷり」

「さえ。魚釣りに行くくらいで、家にごろごろしているわね。かおりがピアノを弾くのがうるさいって、奥さんに怒鳴りこませたことがあったわ」

「まあ」

「おたくで、かおりのピアノ、うるさいですか？」

「いいえ。そんなことないわ」

ピアノの音が聞こえることは分っていて、一番離れた部屋で、テレビをつけていれば聞こえない程度だったが、それを幸子はだまっていた。

このやり取りで、団地の人間関係のいくつかがわかる。幸子と志津子は初対面であるのに、すぐに親しくなっている。しかし、それはある「変人」を媒介にしてである。小淵は幸子に話しかけたことで、実はとても親切にしてあげたという、普段あまり経験しない感情をもって、しばらく心を落ち着けていたのである。

被害に会った宇田一家は、1970年の6月に、小淵に2月遅れで、小淵の階下に引越してきた。父親の俊はまじめな努力家の労働者で、嫌な仕事も黙々とするので、雇用主に気にいられるタイプであった。

妻の志津子は社交的で、彼女が応募してこの団地に入った。俊の勤め先からは遠かったが、狭いアパートから抜けだしたかったので、大変喜んでいて、かおりとみどりという二人の女の子がいた。音楽が好きだった志津子は、団地に入ってからかおりにピアノを習わせるようになった。

事件は1974年8月28日のことだった。小淵はこの1週間前にスーパーで包丁を買っていた。宇田俊は朝出かけた。小淵はそれを待っていた。俊には体力的に負けるといつも考えていた。朝からピアノの音がするので、宇田志津子と次女のみどりがごみを出しにいった、長女のかおりがピアノを弾いているときに、階下に降りていって、まずかおりを刺し、かえってきたみどりを、残虐な方法で殺し、そして、その後帰った志津子を刺した。そして、その後襖に俊宛ての言葉を書いている。

迷惑かけるんだから  
 スミマセンの一言  
 位言え、気分の  
 問題だ、来た時  
 アイサツにもこない  
 し、馬鹿づらして  
 ガンとばすとは何事だ、  
 人間殺人鬼にはなれないものだ

その後電話線を切断して、豊田幸子に階段で会うが、部屋に戻ってから逃走した。事件そのものはこれですべてである。つまり、階下の音に耐えられなくなった小淵が、父親の出かけた隙に、母娘3人を惨殺したものである。しかし、事件が発見されて小淵が逃走している時点で、近所の人々がピアノの音に神経質になっていたと話したので、ピアノ殺人事件と命名され、それが騒音に悩まされていた人々を、支援運動に駆り立て、社会における「音」が問題となった。そして、現在問題を考察する上では、同じ階段に住む人が、共に生活していくときに、どのようにコミュニケーションをとり、問題を解決していくかという点も、大きな課題になる事件である。

小淵の成育歴をみておこう。

昭和3年6月4日亀戸に生れる。父は書店の経営で、小学校の頃は優秀な生徒で、3年生まではいつも級長だった。祖父母はかなり社会的に高い評価をうける仕事をした人だったようだ。本人の弁によると、隣に吃音の子どもがいて、その子どものまねをしているうちに、自分も吃音になり、それで学校でも喋れなくなって、成績が落ちていった。ただし、この点については落ちた科目が音声にあまり関係のない数学などなので、ほんとうのところは分らない。ただ吃音が人間に対する劣等感を、今後ずっと小淵に対して与えたことは、とても重要な意味をもっているようだ。府立中学は落ちて、私立の中学に通っている。中学時代は大体戦争中ということになる。終戦の年の3月に繰上げ卒業したが、仕事のない時代なので、いろいろな仕事を父などとも一緒にしている。(戦争中書店を取上げられた父は、戦後山梨に帰って農業に従事していた。)

吃音による劣等感と中学卒という優越感の、アンビバレントな状態に常にあった。その内に、国鉄に勤めたが、そこでは雰囲気うまくあって、問題なく過していた。しかし、友人に誘われて競輪に行き、それがやみつきになってしまう。はじめて職場の金を使いこむ犯行を犯し、結局弁済したが、退職した。

昭和25年、窃盗で捕まり懲役1年、執行猶予3年で父の居る山梨に帰ってしばらく農

## 第9章 地域と住民

業をした後、東京に出て八王子の旋盤工として働くがまた辞め、浮浪者になっていた。昭和34年に農家に婿養子に入る形で結婚したが、前夫が隣に住んでいて、よく会いにくるので、屈辱感で1年で離婚。

そろそろ高度成長期で、仕事はいくらでもあり、それで嫌になるとすぐに転職ということを繰り返していった。

昭和37年のある時、アパートでステレオを聴いてきたところ、隣の隣の主婦がうるさいと怒鳴りこんできて、はじめて音に注意するようになった。逆に音に神経質になった。以降耳をそばだてて生活するようになり、それにしだして音をうるさく感じるようになった。ステレオの音がうるさいと言った家で犬を飼っていたので、自分はステレオを聴かないから、犬を処分せよと迫った。その後主婦がわざと朝大きな音をたてていると思い、管理人に訴えると主婦は引越した。犯行後この主婦を殺すことをまず考えたと述べている。

この時小淵は、冷静に話しあうことは全くしていない。

その後犬がうるさいということで犬を何匹か殺している。飼い主は小淵に気付いていたが復讐を恐れて何も言わなかった。

結婚したが、その後も仕事を数えきれないほど変え、いく先々の地域で音に関するトラブルを起こしている。

姉崎団地に応募して入居したのは、1970年。

動物を飼うことを禁止した団地だったので、静かなことを小淵は喜んだ。2月後に宇田家が越してきた。宇田が引越す時、横浜の勤め先の雇い主は、「新開地にはどんな人間が集ってくるかわからないから止せ」と言っているが、頼まれた保証人にはなっている。この注意が不幸にも的中した形になった。

1973年に宇田家がピアノを買う。7万円の給料で月1万の分割だった。かおりが小学校2年生。ピアノを壁に密着させて置いたために、階上階下の部屋にはかなり振動音が伝わるようになったが、防音のための配慮は全くしていなかった。この点は俊が後で後悔している。

小淵の妻が志津子に柔らかく、夫が音を気に病んでいると言いにいったところ、小鳥を飼っていた階下の主婦が、うちはちっともうるさくないと言ってかばっている。豊川幸子も「うちのテレビよりはうるさくないから気にならない」と述べている。ここで音に関して分ることは、日本人は音に寛容だということ、あるいは音に鈍感だということである。そして音に対する感受性は個人によって大変違うことである。小淵は団地でも他にたくさんの騒音があったが、それには必ずしも反応していない。つまり宇田一家が自分に敵意をもっているという感覚が、ピアノの音にことさら神経質にさせている。

団地はPC工法というプレハブ方式で、建設が簡単なので、日本では多く採用されているが、音の遮断性は大変弱い。宇田家の子どもの遊ぶ音（サッシ戸を柱にぶつけて遊ぶ）とその下の小鳥の音に悩むようになった。小鳥に対しては、注意をしにいった、その後なくなったが、変人という噂をたてられた。少なくとも小淵自身がそう思うようになった。

小淵はテレビを部屋の中央において、しかもイヤホンを使っていた。音が外にもれないかを気にしていたのだ。テレビを窓際におくと、隣にもれたり、また壁際におくと階上や階下に伝わることを知っていたからだ。ある意味では小淵は、音による迷惑を周囲に及ぼさないようにしている全く模範的な住民だった。自分では音を出していながら、周囲に注

意をするような利己主義者ではなかったのだが、しかし、全ての人に小淵こそが変人だと思われた。

上前はこうした事態を、お互いを迷惑かけあって傷を嘗め合う体制と言っている。<sup>\*1</sup>

新興住宅地では、農村出身の者が多いので、互いに被害者かつ加害者になってコミュニケーションをはかるが、それが嫌な者は自ら村八分にならざるをえない、という特殊なコミュニケーション様式があるというのである。小淵は変人にされることを恐れ、ピアノに対して文句を言わないでいたが、「慢性的不安反応」を示すようになり、結局犯行に至る。

妻の清子は小淵の窮状をみかねて、志津子に申入れをしているが、子どものレッスンに対する不当な干渉だと志津子は考えたようで、決してそれは改まらなかった。

### 9-3 この事件の影響

小淵が逮捕されて、意外な事態が発生したのは、小淵に対するかなり熱心な支援組織ができたことである。つまり騒音に悩まされていた人々が、この事件をきっかけに騒音に対する反逆として小淵をとらえ、小淵の罪は重いとしても、彼のやったことの意味は社会に正当に評価されるべきだと考えたのである。

#### 「音の暴力を追放し、静穏権を確立する集会」のアピール

先の神奈川県平塚市の団地で起きたピアノ殺人事件にひき続き、再び埼玉県朝霞に於いてステレオ刺傷事件が発生しました。この二つの事件が、音の暴力の深刻さを浮きぼりにしたものととして、全国の人々に大きな反響をまき起こし、騒音先進国日本の現況に対し、一大警告を発したものであります。これを契機に、本集会は、未だ音の暴力に泣き、悩まされている潜在被害者を掘り起こし、その解決への道を追求するために、次の二つを柱として開催します。

#### (1) 音の暴力を追放する。

日本の伝統的意識の中では、「他人が迷惑をかけられても、我慢するのがモラルだ」という誤った感覚が根強くはびこってきた。しかし、それは音を出す者に有利な思想であり、いわば、「加害者側の論理」である。他人に迷惑をかけないことを基本的モラルにする社会生活のルールを確立しなければならない。

#### (2) 静穏権の確立を目指す。

粘り強い運動の結果「日照権」が公権として保証されたように、人間的生活を守るために静穏権を確立する。この目的にそって騒音規制条例の改正を求める。とくに罰則規定の強化を強く要求していく。罰則のない法律などというのは法律ではない。ごまかしのザル法にすぎない。ただ条文を作るだけではなくて、その法律をきびしく適用することを要求する。

昭和49年10月24日<sup>\*2</sup>

\*1 事件の経過は、多くを上前淳一郎『ピアノ殺人事件』(文春文庫)によった。

\*2 上前 前掲 p128

## 第9章 地域と住民

ピアノ殺人事件は、非常に大きな社会的影響があった。親からこの事件を聞いたことがある人もいだろうし、この事件を話題にして、騒音に注意するように言われた者もいだろう。毎年、この事件の後には、初めて一人暮らしをはじめた学生が、同じような悩みをもっているという発言がある。

そうした背景には、日本が「騒音社会」であるという事情がある。運動会の季節には、一日中、大きな音が、拡声器から地域に振りまかれる。このような事例として、朝日の投書を紹介しておこう。

山田守さん 「静かな駅」シンポを市原で開いた（ひと・近況） 千葉  
「ないこと」の美しさ！ 「騒音天国」に再考促す

市原ロータリークラブの会長。13日に市原市のホテルで、昨年夏に発車予告ベルを廃止したJR千葉駅の板倉義和駅長を招いて、「静かな駅」のシンポジウムを開いた。地元のJR駅長や市教育委員、商工会議所会頭なども参加して、活発な意見が展開された。

「15年前にピアノ殺人事件があり、その被告が死刑判決を受けた。この判決は騒音被害による苦しみをみじんも考慮していなかったと私は思う。この判決が日本の騒音天国を象徴していると思う。騒音による苦しみは、時としてその人を異常心理にさせる。」設計事務所を開くが、いま、近所のカラオケに悩まされている。

「騒音だけではなく、路上にクモの巣のように張りめぐらされている電線や町並みを醜くさせている看板なども、はんらんしている。ないことの美しさ、快適さに、鈍感過ぎます。『川をきれいにしましょう』の大きな看板を立て、川的美観を悪くしている、などはおせっかいのいい例です。」

市原商工会議所がコンビナート、ゴルフ場のイメージから新しい町づくりを目指すなど、最近、市原市では文化都市に生まれ変わろうとする動きが活発だ。その推進役の一人である。<sup>\*1</sup>

また、別には、カラオケに警察を導入することが可かというようなことも、問題になっているようだ。

### 9-4 裁判の問題

全く罪のない女性と小さい子どもを3人も殺害した以上、通常死刑は免れない。そこで、弁護団は精神鑑定を求めた。

地裁における鑑定書（八幡衡平医師）p150

- 一、身体症状 身長百五十七糎、体重四十五キロ、やせ型の男子。内臓諸器官には異常は認められない。
- 二、精神症状 意識清明で顔貌には特記すべき異常はなく、表情運動も尋常である。

---

\*189/12/17 朝日

対話に際しても要領よく答え、態度にも異常はなく、記憶力、注意力、理解力等も略尋常である。妄想並に幻覚等は認められない。

感情及意志の面に就いて観察すると、被告人は自殺及他殺に就いて重大事である事と思わず、日常茶飯事である様に思っている点に異常を認める。被告人は復讐心強く、又己れの性格の欠陥の為に就職困難で生活困窮し、加うるに爆音に恐怖を覚えて以来音に敏感になり、一層日常生活が満足に出来ない様になり、これに対して復讐の念に燃えて簡単に犯行に及んだ点を想えば、情意には可成の異常が認められる。

知能の点では大した欠陥はない様であるが、念の為に知能検査を試みた。田中ビネー式知能検査によると次の如くである。先ず十二歳級の問題について検査すると六問題全部合格。次いで十三歳級の問題について検査するとこれも六問題全部合格。次いで十四歳級の問題について検査すると六問題中一問のみ不合格であり、更に普通成人級問題について検査したがこれも六問題全部合格であり、優秀成人級1の六問題について検査すると六問中二問のみ不合格。優秀成人級2の問題も六問中二問のみ不合格。優秀成人級3の問題では六問中三問が不合格であった。

以上、被告人の精神状態の観察を総括して見ると、被告人には現在所謂狭義の精神病症状は認められず、且その知能にも劣性は認められない。唯道徳感情鈍麻がその前景に立って居ることを見逃がすわけには行かない。(以上)

弁護士による尋問を紹介しておこう。

弁護士 その動機ですが、どういうわけでそういう犯行に及んだのですか。

小淵 これは、四十九年三月頃に失業保険が切れかかりまして、そろそろ仕事をしなくちゃあしうがねえなと思ったのです。考えてみますと、下にピアノが入る前は(部屋に)昼間いられたのですが、ピアノが入ってから昼間もいらなくて、夜はその、便所の扉とか風呂場の扉とかそういうものをパタンパタンしめまして気になって夜もまたねれないので、それで、家に昼間いても一日中ビクビクしちゃって……。で、ピアノが入って、これからどのくらい続くかわからないし、弾く時間も決っていないものですから、二時間ぐらいやりますから。静かなのですがね、夜はやらないわけです。で、ちょっと時間が決ってないもので、私は死んでしまおうかなと思ったのです。

弁護士 簡単に言って貰いたいのですがね。結局ピアノがどうなのですか。

小淵 結局、そのピアノが入って昼間から夜までいられないのですよ。それでビクビクするようになりまして、家にいても落ちつきがなくなりました。住居の役目をしないわけですね。住む所がなくなったわけです。

(略)

八月一日頃になって、私が色々考えてみて、八方ふさがりで生きていかれなくなったのです。それで、死ぬよりしようがないと思いました。で、八〇パーセントぐらいは死ぬ、生きていられなかったですがね、

## 第9章 地域と住民

二〇パーセントぐらいは、どうも自分のことですから、死ねないかも知れないと思ったのです。(略)

二〇パーセント完全に消せるなにか理由がないかなあ、と考えたのです。それで、人を殺せば自分も死ぬかも知れない、と。で、進藤ひろ江を殺そうと思ったのです。それでも、若しかすると土壇場にきて死ねないかも知れない。それで、死刑になれば強制的ですから、確実に死ねると思ったです。進藤ひろ江では死刑にならない、と。

弁護人 被告人はこの事件について検事さんに対し、自分がやったことは後悔しています、死んだ三人には申しわけない気持です、というふうに述べているのですがね。それは間違いはないですか。

小淵 その時は、そう言わなければまずいと思って。実際はそんなことないです。私が事件後三日間逃げている時に、新聞とか読んだら、近所の人間が鱈目言っているもので、私が死刑になればよるこぶな、と思ったものですから、私は警察に入ってから嘘をついた。軽くなるように言ってきた。それで、検事さんにそう言わなければまずいので言ったのです。

弁護人 検事さんの前で本心言ったのではない、というの。

小淵 ええ、そうです。

弁護人 現在どうですか。申しわけないという気持があるのではないの。

小淵 現在そういうことはなんにもないです。

判決は死刑であった。地裁判決の理由部分は以下の通りである。

被告人の本件犯行は、被害者宇田志津子方で発するピアノの音や日曜大工もしくはベランダのサッシ戸の音などに端を発したものであるが、そのピアノの音は平塚市公害課による音響測定によると、被告人宅で聞いた場合四〇ないし四五ホン程度で、神奈川県公害対策事務局が行政指導上の目安として音の人体に対する影響を実験などでまとめた基準例によると、有程度の音響は、睡眠をさまたげられ、病気の人は寝ていられない、という程度の音に当り、被害者方真下二〇六号室に居住する者の反応も、不快感を与える程の音とは感じなかったというものであり、しかも早朝や夜遅い時間、特に通常人の睡眠時間帯には発しられていない。(略)

むしろその影響は、音を感受する被告人が音に対し極度の神経過敏症であったうえ情意に欠ける異常性格者であったことと、他人に対しては特に人付き合いがよく社交家肌の右志津子が、被告人の日常の行動をみて変人と思ったのか、被告人に対してはほとんど近所付き合いをしなかったという意志の疎通に欠けた点があったことに由来する。したがって、被告人の本件犯行は、被害者方と被告人との間に意志の疎通があれば十分防止し得たともいえる。(略)

しかし、右意志の疎通に欠けた点をもって被害者のみを責めることはできない。まして被害者は、被告人が音に極度の神経過敏症であるうえ、異常性格者であることを知る由もなかったからである。そのうえ、被告人は、ピアノを弾く時間が一定



していないので家にも居られない状態であったと述べているが、被害者志津子方には被告人の側からピアノを弾く時間を制限するよう協定を結ぶことを申入れ、これを拒否したと思われるような事情も認められない。しかるに被告人は前記認定のように、直接被害者方に苦情を申し入れたのは僅かに一回だけであって、騒音問題について被害者側と話し合いをするよう努力した形跡は全く認められない。

被害者を責める限りは、これと同じく被告人の態度も責められなければならない。ところが被告人は、自己の被害者に対する態度を一顧だにせず、被害者志津子の自己に対する態度のみを自己流に責め、果てはその報復として本件犯行を用意周到に計画して、一片の憐憫の情もなく罪のない幼女二人までも一気に殺害し、その犯行の様子は冷静に致命傷を与える部位を狙って鋭利な刃物で突き、更にそのうち一名については手ごたえが十分でないとして所携のサラシで首を絞めるなど、その残虐性は窮まりないものというほかない。また被告人は当法廷においても、全く自己の犯した罪に対し悔悟の情を示していない。以上の事情に鑑み、被告人を死刑に処することにする。

よって主文のとおり判決する。(以上)

被告は控訴し、再度精神鑑定が行われた。しかし、ここで、非常に奇妙な事態が進行したのである。高裁での精神鑑定では「犯行時、偏執狂にかかっており、殺人行為は妄想に動機づけられて実行したもの」との結果が出され、死刑判決を覆す有利な証拠と見られたが、小淵自ら控訴を取り下げたのである。弁護士は、小淵を説得したが、結局取り下げようとしな。そこで弁護士は、小淵が控訴取り下げをしたときの精神状態を鑑定するように、裁判所に要請したのである。

ふたつの鑑定書を紹介しよう。

#### 控訴の中田鑑定書

被告人は現在においてもなお、自らを被害者と考え、罪の意識や悔悟の念など毛頭も有せず、ましてや自分の行為が死刑に価するなどという考えは全くない。被告人は一審において、自らの希望によって死刑の判決を得たと感じており、被告人が死刑を望むのは、被告人が強く自殺を望んでいるからにすぎない。そして、被告人が強く自殺を望むのは、まさにパラノイアとして、過去および現在の諸状況を妄想に依拠して思考し、判断するからである。本例は、通常の間接自殺者(殺人などを犯して死刑になることによって自殺の目的を遂げようとする者)とはその様子が明らかに異っているが、それでもなお、妄想にもとづく被害者への激しい憎しみとともに、妄想によって大きく制約された自らの人生への悲観にもとづく自殺念慮が時とともに強められており、被告人が最初から死刑を望んで本件犯行をなしたこともまた事実であると思われる。従って、被告人がもし死刑に処されることになれば、被告人は妄想によって強く望むにいたった「殺人」と「官殺ないしは死刑」の二つを、ともに望み通り実現できることになる訳である。(以上)

次は控訴取り下げの際の中田鑑定書である。

## 第9章 地域と住民

(小淵は)精神鑑定の結果、心神耗弱と認定されて死刑のチャンスを失い、一生或いは長期間にわたる刑務所生活を送ることは到底耐えられない。そこで、そういうことにならないように早く控訴の取下げをしておこう、ということで本件の控訴取下げをしたわけです。こうすることで、被告人が現在も持っている妄想と、被告人の本件控訴の取下げの動機とは、直接に結びつかないわけです。(以上)

次に控訴取り下げに関わる裁判長の被告人尋問をみてみよう。

裁判長 正しい裁判を受けて正しい判決をもらうというのも、被告人の権利ですよ。

小淵 でも私は、これはちっと自分勝手かも知れませんが、やっぱり紙型になるか無期懲役になるかという場合にね、普通の刑ならちょっと軽くなるか重くなるかの話だけですが、私の場合は死ぬか生きるかのあれでね。ただども、刑務所で生きるというのは、私にとっては生きるうちにはいらぬわけですよ。ただ苦しむだけじゃないかと、そういうふうを考えておるわけですよ。又、自殺すると言ってもなかなかできないだろうし、ですから私はここで、ちょうどいい機会ですから、死にたいと考えているわけです。

裁判長 君は死というものがわかったと言うんだけど、自然に死ぬのと、自殺と、これは違いますね。君が読んだ本は、自然に齢が来て、老人になって死ぬ場合ですね。自殺とは違うね。

小淵 これは、一般社会の人は病気で死ぬといっても、それだけ一応の手当をしてくれるわけです。だけど刑務所という所は一般社会と遠いから・・・病死するといっても、これはもう苦しんで死ぬようなものなんですよ、ですから私としては、もう今までで苦しむのは十分ですから、やっぱり苦しんで病気で死ぬより、ぱっくりいったほうがいいと、そういうふうを考えているわけです。

裁判長 今でもそういうふうを考えているの。

小淵 現在は控訴を取下げたときよりもっと精神的に進歩しましたから、やっぱりその道しかないな、と考えております。

裁判長 もう裁判を受ける気持は毛頭ないですか。

小淵 私は九〇パーセントないですけど。

裁判長 みんなが君のことを考えて、この問題をどう片付けようかということを考えておられるようだが、君自身としてはこれは余計なことだね。

小淵 結局私にとっては、ここで死刑になって死んだほうがいいわけなんです。私からすると、死刑が無期しかないわけですよ。

裁判長 死刑が無期か、それはわかりませんよ。

小淵 わかりませんが、そんなに軽くない、ということはわかっているわけです。それで私としては、本当いうと両方ともいやなわけなん

です。けども、二つのうち一つ選択しなければならないですから、そうすれば少しでもいいほうへ行きたいというのが人情ですから。

Q 小淵の精神状況を考察してみよう。

この事件は、死刑囚が上告を断念し、最終判断を待たずに死刑確定を自ら行うという点でも、非常に興味深い事例である。とくに、人間科学部のカウンセラー志望の人には、ぜひ考察してほしい内容である。

このような事例は、少ないが他にもあるようだ。小淵の影響とも考えられている。朝日の92年2月4日には、次のような記事がある。

神奈川藤沢市などでも81年から82年にかけて、母娘ら5人を殺し、1審で死刑を言い渡された同県平塚市出身の無職、藤間静波被告(31)が、東京高裁の審理開始後に控訴を取り下げたのに対し、「被告の真意ではない」と弁護人が出していた「疑義」について、東京高裁の小泉祐康裁判長は3日までに、「取り下げは有効で、控訴審は終了した」と宣言する決定をした。これにより、藤間被告の死刑確定が確認された。弁護側は「被告はまともな精神状態ではない」として、同高裁に異議を申し立てた。

決定理由で小泉裁判長は、「被告はやや知能が低く、真意をとらえにくいだが、弁護人との十分な接見を経ており、取り下げの法的効果を理解していなかったとは到底考えられない」と述べた。(以上)

また、93年7月21日の朝日にも、触れられている。

3年4カ月ぶりに死刑執行が再開された中で、7月初め、1、2審の死刑判決に対する上告を取り下げ、死刑確定の道を選んだ元警視庁警部、沢地和夫被告(54) = 東京拘置所に在監中 = の行為が波紋を呼んでいる。上告や控訴を取り下げ、あえて確定死刑囚となるケースはまれだが、これまでもあった。理由はさまざまだ。

沢地被告は宝石商と金融業殺害で強盗殺人、死体遺棄罪などに問われた。上告取り下げは7月7日。取り下げ理由を、同被告は週刊誌に発表した手記の中では「後藤田法相への抗議を込めて」としている。

だが、死刑廃止運動に取り組んでいる安田好弘弁護士が面会したところ、「途中で上告を取り下げ、最高裁まで争わない方が、(死刑を)執行されにくい。私も執行の時期が遅くなるはずだ」と話したという。文通相手や記者への手紙にも、同じ理由を書いている。

## 9-5 浜松の暴力団追放運動

ピアノ殺人事件に対して、こちらは新興住宅地が暴力団にかかんに挑んだ事例である。事件の始まりは山口組系の暴力団一力一家(組長青野政雄)が、自前の事務所を建設し

## 第9章 地域と住民

たことによる。それが1985年3月のことだった。6月に浜松市の暴力追放市民協力が海老塚地区を「暴力追放推進モデル地区」に指定し、9月には市が市民と協力し、監視小屋を作ることになる。監視活動は住民の多くを含んで実施され、昼夜にわたる監視・パレード、組員への不売運動など行った。8月に事務所は完成し、組の事務所として機能しはじめるが、監視活動は継続して行われた。警察も協力し、一力一家の組員の行動に厳しい監視を行い、犯罪を摘発して、3分の1にあたる45人を逮捕した。

それに対して、一力一家は11月5日に、監視運動をしていた住民9人を訴訟を起こすに至る。青野組長の訴えは、事務所は青野個人の所有するものであり、建築上全く違法性はないにも拘らず、監視活動をしている人々は、

- 1 投光器で事務所を照し、内部を覗いている。
- 2 盾看板や横断幕で組を中傷している。
- 3 不売運動やゴミを出すのも妨害し、生活に支障をきたしている。
- 4 脅迫電話やいやがらせがある。

という理由で、自治会役員9人を、精神的な被害を受けたということで、損害賠償を求めた。

この訴訟は、「暴力団にも人権がある」と一力一家が主張したことから、人権論議に大きな波紋を投げかけた。

Q 暴力団組員に「人権」は認められるだろうか。

ここからずっと住民と暴力団との闘いが継続していくことになる。大きな展開を示す86年6月から、事務所不使用の仮処分申請が認められる10月までの動きを、新聞の記事によって示す。

- 6.12 住民側弁護団が逆提訴の方針を発表。22日の住民大会で原告団を結成して、6月末に提訴する予定。「人格権」を理由に提訴する。
- 6.18 監視活動をしていた7人を組員10人が威したところを、現行犯逮捕。
- 6.20 住民運動の中心である三井弁護士が喫茶店で打ち合せ中に背中を刺されて重体。朝、組員の一人が住民運動のリーダーの家を襲って窓ガラスを割る。
- 6.23 「集会参加者の子どもをさらう」という電話が、地元の新聞社にかかった。そこで住民は、登校下校での注意をする体制をとった。学校も部活動の切上げをした。
- 6.21 三井弁護士刺傷事件で一力一家を家宅操作。県弁護士会も声明
- 6.26 三井弁護士を刺した犯人として、武闘派の組員が浮び、任意出頭を求めた。対策本部はあわせて、一力一家に関係する融資をしないように、銀行協会に対して働きかけた。
- 6.27 三井弁護士を刺したとする早川組の組員が出頭。一力一家の青野組長は、一部の組員がやったことで、自分は関係ないという文書を提出。住民には迷惑はかけないと約束。
- 6.28 三井弁護士を刺した組員が、弁護団長を刺せば、運動が下火になると思ってやったと自供。

- 6.29 浜松市の下垂一家が申請した新事務所の建設許可（6月8日申請）を、申請者が暴力団という理由で許可しないことにした。計画の不備が理由でなく、暴力団という理由で建築許可しないことは全国で初めて。  
現地の自治会と周辺自治会の協力で3000人の署名で、許可しない要求をしていた。
- 7.1 市の顧問弁護士白石が、仲裁案をだす。傷害事件で逮捕された一力一家の組員の付添をしていた弁護士である。  
案は、一力一家は慰謝料請求訴訟を取下げ、監視小屋を撤去する、逆提訴に関しては話合う、一力一家は住民に迷惑をかけない、かけた場合、白石を通す。
- 7.8 静岡弁護士会の臨時総会が開かれ、日弁連の代表が前端的に支援することを約束した。
- 7.25 住民側弁護団が逆訴訟を検討して、弁護団を検討した。
- 7.30 海老塚の自治会の会長が昨年9月30日に襲われたが、一力一家の組員を2人逮捕。
- 8.2 住民側弁護団が、逆提訴の方針を決める。早期の判断ができる仮処分申請を優先させる方針。
- 8.6 逆提訴の第一次原告団参加者が220人になった。
- 8.7 海老塚自治会で緊急役員会を開き、和解の可能性を検討することになった。逆提訴の原告団が結成されつつあるが、自治会役員は加わっていない。
- 8.8 原告申請人になる人365人で、弁護団は123人になった。
- 8.9 一力一家と自治会の初の和解のための会合。  
逆提訴の原告団は「何の具体的強制力のない和解には応じられない」ということで、予定通り、仮処分申請を提出した。
- 8.10 住民365人の事務所使用禁止の逆提訴  
「住民人格権」を理由にしている。一力一家は財産権を主張する予想。  
具体的な要求  
・一力一家の文字板や山口組の代紋、鉄板製目隠し、投光機、テレビカメラの撤去と今後も採り付けない事。部屋に組員などを集めたり、当番の組員を置かないこと、事務所としないこと。
- 8.21 一力一家と話し合いをしてきた自治会の執行部が、提訴を一力一家が取下げる意向があるとの発表。
- 8.22 一力一家が訴訟取下げの提案。9人中7人が同意したので、取下げ。2人が同意しないので、一方的な「請求放棄」の手続になる。  
訴えの取下げは、被告の同意がいるが、再度訴えることができる。請求放棄は同意はいらぬが、同じ訴訟をおこすことができない。  
これにともなって団地自治会は、事務所の監視活動を中止することを決定した。しかし、逆提訴している原告団は同意しないで、独自に監視活動をすることを決定。話し合いを望む自治会執行部と原告団を構成する住民の溝が深まる。
- 8.24 一力一家の住民相手の訴訟を取下げた。（海老塚訴訟）  
6回目の口頭弁論で明示。その後住民の側の事務所として使用しないことを求めた1回の弁論が開催。

## 第9章 地域と住民

8.25 警察が一力一家の資金源にメス。

資金提供者が経営する事業は31。

町金融、バー、スナック、企業コンサルタント、葬具販売、運転代行、損害保険代理店など。

構成員138人。内服役20、拘置3、公判中6、不明9。

8.26 一力一家事務所の壁を明るい色に塗り替える。海老塚自治会の求めに応じた。逆提訴団はそのようなことで満足しないと談話

9.2 一力一家がビルを黒から白に塗り替えた。

9.6 浜松で運動支援のための住民、自治会、市長、警察幹部など1500人で市民集会。

9.12 逆提訴している弁護士団が、暴力団と和解したグループに、取下げまでかかった訴訟費用を払うように要求。これまでの費用は全国からの支援金でまかなってきたが、暴力団との和解する費用は支援金で出すのは不当という判断。暴力団の訴訟取下げに同意した7人に対して請求。7人は運動からぬけたことに対する腹いせではないか、と反発している。

9.19 浜松で、日弁連の民事介入暴力対策浜松拡大委員会が開かれ、暴力団追放を協議。

10.7 暴力団一力一家が判決を前に、看板の文字と紋章を撤去

10.9 静岡地裁浜松支部が、住民の要求をほぼ認めた仮処分決定。住民の報告集会で、「それでも出ていかない時はどうするか」という論議が行なわれた。

青野組長は「裁判所の考えをもっと聞いてみたい。異義申立てはしたくないが、住民もまだ監視をずっとしているの。」ともらした。

決定は、一力一家の文字板と山口組の代紋、定例会、構成員の集合をそれぞれ禁止する、というもの。申請の、歴代組長の写真やちょうちんの撤去、当番構成員の廃止、鉄製目隠しと投光器、テレビカメラの撤去は認めず。

10.20 暴力団組事務所として使用しないという仮処分にもかかわらず、事務所として使用しているとして、1日1人1万円あたりの賠償をはらえという間接強制決定の申立てを住民がおこした。

その後も当然住民と暴力団との対立は続く。また各地で暴力団の追放運動はある。しかし、一方で特に山口組の進出が目立つこの頃である。特に株などのバブル経済にのり、通常の融資を受けての経済活動で資金を獲得していることが、最近報道されている。

暴力団追放の運動が、訴訟になることが各地で続いていたが、この浜松の事例は、いくつかの特徴がある。

第一に、事務所建設の時点から住民や自治体、警察を含んだ市民運動が展開され、積極的な監視活動が展開されたことである。ここに参加した住民はかなり多いようだ。

第二に、暴力団側からの反撃が当然繰返され、自治会の主流はそうした反撃にひるんでしまうが、あくまで暴力団と対決する部分に分裂していく。そして、妥協しない部分の主張が認められていく。

# 第10章 市民と教育

## 10-1 はじめに

教育や学習、発達は、学校だけで行われるわけではなく、社会に出てからも、継続的に行われるものである。しかし、学校のような強制力がないだけに、個々人の意識に大きく規定されることになる。企業社会では、教育が重視されるようになっていることは、前々回確認したが、今回は、より個人的な領域での、大人の成長について、いくつかの問題を考えてみたい。

まず、次の文章をみておこう。

伊達選手は、日本人テニス・プレーヤーとして、きわめて希有な存在である。このようなプレーヤーが日本から出現したことは驚くべき現象と言っているだろう。

(略)

テニスをさらに難しくしているのは、プレーヤーがそのような精神性を遅くとも20代半ばまでには備えているべき点にある。例えばゴルフも代表的なメンタル・スポーツだが、30才で開眼してもまだ十分に活躍できる時間が残されている。このように希な資質と若さを要求され、おそらく世界で何万人、何十万人が競うテニスというスポーツで伊達選手は、世界のトップ・プレーヤーを脅かすほどのレベルにまで上り詰めたのである。この伊達選手の活躍はおそらく、グラフやセレス選手のそれを凌ぐ快挙と言えるだろう。彼女たちはテニス・プレーヤーとして十分な体格に恵まれているばかりでなく、伊達選手と比べて、少女時代から、はるかに精神的に自由なテニス環境が与えられていたと思われるからである。それは現在においても同様であろう。例えば、彼女たちが何らかの外圧によって、プレイ・スタイルを変えたり、自分の望まないトーナメントに出場したり、あるいは怪我をおしてまでスケジュールを消化することはほとんど考えにくい。

こうした驚くべきプレーヤーである伊達選手が突如、引退を発表したのは最近のことである。そして、おそらく引退の最大の原因は、グラフやセレス選手(そしてほとんどの外国人選手)に当り前のように与えられている自由な環境が伊達選手には与えられていなかったことにあるだろう。例えば、今年の彼女のスケジュールは彼女が望むものよりも、相当に厳しかったものと推測される。そして、その選択には様々な団体や指導的立場の人々やマスメディアによる有形無形の圧力が働いていたことは想像に難くない。

もし、伊達選手に多くの外国人選手に与えられているような精神的自由が与えられていたとすれば、必ずしも健康体ではなかった彼女が、さほど大規模ではない日本でのトーナメント、あるいはフェド・カップやオリンピックにも参加を見合わせるべきであった。いや、彼女を本当に思う人間が指導的立場にいたとすれば、たとえ彼女が望んでも欠場させるべきだったのではないか。今年の彼女のスケジュールは、彼女の健康状態を考えれば、選手生命を縮めかねないどころか選手生命を断ち切ってしまう危険性さえ、はらんでいた。そして、さらに重要なことは、外圧

によって心から望まないトーナメントに参加するようなことが繰り返されれば、スポーツ選手にとって何よりも重要な要素である、士気や熱意といったものがしだいに冷めてしまうことである。情熱を失ったスポーツ活動は望まない肉体労働と等しい。しかし、彼女が心から望むのであれば、そして周囲のいくらかの人々の理解さえあれば、彼女が本当に自分のプレイしたい様にプレイし、プレイしたいトーナメントだけをプレイし、あるいは休養したいだけ教養を取ることとも不可能ではない。

もし結婚や出産というものに、彼女がより大きな充実感を見いだしたのであれば、何も言うべきことはないだろう（それらは女性スポーツ選手にとって常に大きな課題である）。しかし、彼女は単に世界的プレーヤーというレベルを越え、あともう一つか二つの要素（より大きな動機、身体能力、積極性、恵まれたドロエ等）が与えられれば、メジャー・タイトルを手中にできる可能性さえ持っていたのである。そのような可能性を残して、本当に充実した選手生活を終えたと彼女は感じているだろうか。むしろ半ば肉体労働と化したテニス活動に疲れてしまったのではないだろうか。<sup>\*1</sup>

世界的なテニスプレーヤーだった伊達公子についての評価であるが、伊達の比較的早い引退を理由を、彼女には、グラフやセレスのような「自由」がなかったことに求めている。逆に言えば、そうした自由があれば、もっと高いランクを望めたとし、また、もっと長く選手生活を送ることができた、と主張しているのであろう。実際に、日本のスポーツ選手は、本人の主体的な意思が尊重されていないと感じさせることが多い。特に女性選手の場合には、恋愛も禁じられ、練習漬けの生活を強制される。

しかし、逆に、日本のプロテニス選手は、極めて恵まれているという評価もある。生活が賞金、つまり、試合に勝つことにかかっている外国のプロテニス選手に対して、日本の選手は、企業と契約することによって、基本的な生活が保障されていることが多いようだ。したがって、彼らは、必ずしも、試合に勝たなければ生活できないわけではない。

言い方を変えれば、セレスやグラフは、自由を自己の責任で確保しているのに対して、日本人選手は自己責任（自由）をある程度放棄して、安定を確保しているのだと言えよう。だからこそ、出場する試合に対する拘束が生じるのである。

以上のことから、スポーツなども、純粹に運動的側面だけではなく、社会の中での存在の仕方によって、個人のスポーツ能力も変わってくるのだということがわかる。

### 10-2 出産とスポーツ選手の選手寿命

そのような側面を、最も鮮明に表すのが、結婚・出産と選手生活の関連である。当然、国際的にも、結婚出産で、女性選手が引退することは、通常のことであり、日本だけの現象ではないと思われる。しかし、多くの外国の女性選手は、恋愛もするし、恋人のことをインタビューで語ったりするのに、日本の選手は、恋愛も御法度になっていると思われる事例も少なくない。かなり以前の話になるが、東洋の魔女こと、日本のバレーの選手たち

---

\*1<http://www.yorozu.co.jp/NEWS/SPORTS/date.html>



が、東京オリンピックを終わったあと、一斉に引退し、大松監督が、これからの自分の仕事は、婿探した、と語ったことは、よく知られている。

おそらく、長いブランクがあると、スポーツ選手としての再起は難しいのは、女性に限らず、男性もそうだろう。しかし、最近のスポーツ医学の進歩によって、骨や筋肉の異常を手術によって治療し、長いブランクの後、カムバックする選手も、どんどん出てきている。桑田、中垣内等、日本を代表する選手としての復活例も少なくない。とするならば、女性が長いブランクを余儀なくされる「出産」にしても、決して、再起不能な状況に選手を追い込むとは、少なくとも、肉体的には考えにくい。

事実、まだまだ稀であるが、ミネア・ルイスや、カトリン・ドーアなど、子どもがいるのに、世界のトップ選手の地位を保っている人もいる。女子バレーボール界に、10数年間、世界のトップアタッカーであり続けているルイスは、3人の子どもをもつ、ママさんバレー選手である。そのランクは別として、出産後、再起する女性スポーツ選手が、日本でも出てきたようだ。ただ、これまでの事例では、夫がコーチという場合が多いようである。それは、環境・条件の必要性と、条件が整えば可能だということを示唆しているように思われる。

インターネットの書き込みを紹介しよう。

先月下旬に池田(旧姓山本)美憂がレスリング選手として再起した。彼女は3年ほど前の結婚を機に、レスリング選手を引退したんだ。

ただ再起したという理由で書く話題ではないのだけれど、彼女は結婚し、出産を経験して、選手活動を再開したというところに意味があると思う。プロにしる、アマチュアにしる、ある程度の年齢に達すると、結婚して選手活動を辞める。こういう人ばかりだから、女性の運動選手だけではなく、スポーツ選手の層があまり厚くならない理由だと思う。

確かに、性別を問わず、運動選手は年齢の衰えとの戦いでもあるから、年齢を理由としての引退は致し方ないと思う。ただ、まだ現役で続けられる年齢であるにも関わらず、結婚、引退をして、そのスポーツから離れるというのは非常に勿体ないと感じてしまう。

結婚後も選手活動を続けるなり、後輩を育成していくなり、そのスポーツとの関わりあいを続けて欲しい。特にそういう傾向が激しいのは、バスケットボールとバレーボールの女性選手であるように感じる。逆に、後輩の育成できる環境が整っているのが、陸上や体操のような気もする。

高校を卒業して実業団で10年ほどプレイして、スポーツ一色の青年時代を終えてしまう。社会との接点がない。これでは、選手自体の「やる気」が燃え尽きても仕方がないのではないかな。

まあ、自分自身ははっきりと理解して書いているわけではないので、チグハグな部分はお見逃しいただきたい。ただ、伊達公子がプロ選手としての活動を終えて、若手の育成をしたり、池田美憂のように結婚しても選手活動を続ける。こういう人たちの活動が、これからのスポーツ界の行く末のヒントになっているような気がする。

## 第10章 市民と教育

人の生涯の活動、学習、発達等を考えるときに、いろいろな領域、レベルでの検討が必要であるが、ある時期のブランクが、その活動にとって、致命的な障害になるのかどうか、あるいは、致命的な障害ではないにも拘らず、社会的システム、あるいは人々の意識が、障害として認識させるのか、この解答は重要な意味をもっている。

男性についても、以前は、肉体的な故障に対して、手術を伴う治療をすることは、選手生命を絶つに等しいことと考えられていたが、近年のスポーツ医学や、鍛練方法の進歩によって、手術後、1～2年程度のブランクがあってもカムバックする選手も、各分野で現われている。このことは、少なくとも、「ブランク」が復活の障害にはならないことを示している。

極限的なテクニックを要する器楽奏者でも、チェロのマイスキーは、数年間、強制収容所に入れられ、強制労働に従事させられたが、後解放され、チェロ奏者として復活することができた。

もちろん、こうした復活には、人並みはずれた意思と、適切な鍛練が必要であろう。

こう考えると、女性が結婚、出産することで、ほぼ例外なく第一線から引退してしまうことも、克服可能なことであるように思われる。

### 10-3 社会の施設か学校開放か

教育や学習が成立するためには、教師・施設・教材・学習者が不可欠の要素である。学校とは、これらの要素が、常時存在している場である。もちろん、教育は、教師と生徒がいれば存在する。しかし、ギリシャ時代の対話に基づく教育のようなものは別として、現在の学習は、多くの資料や教材を利用して行うものになっている。学校教育の範囲では教師は不可欠であろう。他のものが何もなくても、教師がいれば、教育は成立する。しかし、大人であれば、「自己教育」が成立するから、教師はかならずしも不可欠ではない。

自己教育の場合、むしろ、適当な施設が大切である。

日本の学校は、地域の文化センターであることを期待されてきた。まだ教育水準が低い時代では、教師は地域でもっとも教養ある存在だったから、大人の教育の教育の中心的に担っていた。施設も学校しかなかった。

戦前は、複線型学校体系であり、中学・高校・大学というエリート教育のコースとは別に、さまざまな専門学校の体系が存在した。教師を養成するための「師範学校」は、なかでももっとも重要なコースであった。戦前は、師範学校の上に、高等師範学校、さらに文理科大学が接続し、中等教育として閉じた体系ではなかった。つまり、エリートのコースではなかったにせよ、教師の養成コースは、非常に重視されており、優秀な人材が集まったといえる。師範学校の生徒には、原則として奨学金が支給され、教職に就くと返還が免除された。このシステムは最近まで維持されてきたことは周知の通りである。このようななかで、以前は実際的に、学校は文化やスポーツの中心であった。学校で文化的行事が社会に開かれる形で行われたり、校庭が遊び場であったりしたのである。

そして、戦後いくつかの変化があった。学校における部活動がさかんになって、学校施設を学校関係者が専有するようになってきた。現在でも、中学校などは、あまり学校開放されていない。また、国体などで、地域のスポーツ施設がある程度充実してきた。その

ために、部活動などで鍛えられ、選ばれた選手は、良好な施設でスポーツを競うことができるようになった。しかし、そうした施設を市民が利用できるかどうかは、地域の事情によって違う。

さらに、日本の経済力の向上に伴って、民間のスポーツ施設がたくさん作られた。都会では、一年中泳げるプールは珍しくなくなったが、しかし、そのほとんどは高い会費が必要である。こうした中で、スポーツや文化に求められている内容は、かなり違って来たと考えられる。

1 スポーツや文化に対する要求が多様になってきた。

かつて男の子のスポーツは、ほとんどが野球だったが、今では、多様なスポーツを求めている。女子や大人を考慮すれば、さらに多様になる。

2 求める施設の質への要求が高度になってきた。

かつて、野球をすることもにとっては、野原があれば十分だったが、いまでは、整備されたグラウンドが求められる。

3 自由時間を獲得した大人のスポーツ施設・文化施設が、多様に求められるようになった。

こうした形態の違いが、大人の学習に対して、どのような違いとなって現れるかを考えてみたい。日本には「国体」のために、りっぱな施設がたくさんある。しかし、それを利用できるのは、「一流」の選手が主である。そうした選手は、学校や企業で、専門的にスポーツをしている場合であるから、普段も施設にはこまらない。ところが、一般の人たちは、そうしたりっぱな施設を利用する機会はほとんどない。そこで、一般の人は、学校開放がされていたら、学校施設を利用するか、あるいは民間のスポーツクラブに入ることになる。大人が充分に楽しめるような施設を、学校が開放することはあまりなく、学校開放は、通常小学校が、子どもを対象に開放する。

大人が利用するのであれば、大学や高校の体育施設の開放が必要だが、その事例は非常に少ないと思われる。結局、日本では大人が、施設を利用するスポーツや文化活動をするためには、高いお金を出さなければならない。ヨーロッパのような社会体育が通常の場合には、市が施設を作って、学校もそれを利用するので、学校が利用しないときには、地域の大人が安い料金で利用できる。ヨーロッパは、労働時間は少なく、6時には自宅に帰るが、その後は、自由な時間であるから、スポーツ施設などは、夜間の利用も可能になっている。(図書館なども同様)

これらは、いくつかの問題を引き起こす。

まず、施設の管理上の問題がある。日本では、学校は一元的な管理体系になっている。教育委員会 学校(校長)の管理系統である。そのために、夜間、住民に施設を開放すると、学校関係者が残っていなければならない。しかし、ヨーロッパでは、管理は時間的に分割することになる。もともと、夜までかかる「部活」などはないから、5時までは校長の管理、それ以降は、社会体育関係者の管理というように、管理を移行させる。

このように、管理を分担することによって、施設をさまざまに利用することが可能になっているのだが、日本でも、学校施設を有効活用するためには、そうした管理形態の変更が必要なのであるが、日本の学校教育の性質の検討も必要となるのである。

次に、地域の環境問題との関連である。

## 第10章 市民と教育

スポーツ施設は、特に野外的な場合、騒音問題をもたらす。また、最近は車での移動が多いから、駐車に伴うさまざまな問題が生じる。地域の人々のすべてがその施設を使用するのであれば、そうした問題は十分に耐えられるだろうが、住んでいる人と、施設を使う人は、かなり違っているのが普通で、住民の利益と使用者の利益は対立しがちである。

このような問題の対処も、今後重要になってくるだろう。

(越谷市の施設 資料参照)

ヨーロッパは通常、体育は「社会体育」といって、小学校に体育の授業を行う施設はない。体育の授業では、自治体もっている体育施設に生徒をつれていくことが、教師の役割で、授業はその施設にいる指導員が行う。当然、その施設は、学校の授業で使用しないときには、地域の人々が利用する。

体育施設に限らず、文化的な施設を共有することも多い。つまり、学校が文化の中心であるわけではなく、文化は社会が共有し、それを学校も利用する形態になっている。大きな学校を作る場合には、(中等学校の場合など)それは学校であると同時に、社会の施設であるように設計される。日本でスポーツ施設や社会教育施設を独自に建設するときに、ネックになることは、土地の問題である。値段が高いだけでなく、都会などでは、利用可能な土地がほとんどない。そこで、都会で学校を建て直すときに、社会スポーツと学校スポーツを共有する発想で、新たな建築様式が取り入れられる事例が、出て来た。土地が少なくとも、小学校は戦前から作られており、いまだに大きな土地を保有している。ところが、東京の都心などでは、こどもが極端に少なくなり、廃校するところもでてくる。そこで、廃校せずに、高層建築を建てて、かなり大きなスポーツ施設を作り、市民の利用を前提に運営するわけである。

こうした形態は、住民と学校教育のスポーツに対する要請を、ともに満足するように作られる、運営もあらかじめ決められるので、スムーズに行くことが多いようだ。

以上のような問題は、音楽ホールなどの文化施設についても、多くの自治体で生じている。

### 10-4 社会教育主事論

現在の社会教育課や生涯教育課には、社会教育主事がおかれる場合と、そうでない場合がある。社会教育主事とは、公民館などの青年講座、女性講座、老人講座等の社会教育事業を計画立案して、それをマネジメントすることが主な仕事になっている。しかし、こうした職員がいることに対して、賛否両論ある。

賛成意見はこうである。

いくら大人といっても、自分の学習について自分で考え、自分で計画し、また自分で人を依頼して、実行することは、至難のことである。確かに自分で行うことはりっぱなことであるが、途中で挫折してしまったり何にもならない。だから、大人であっても、社会教育主事のような専門家がいて、そうした事業を中心に担っていけば、確実に講座が開催できるし、自己教育といっても、実際には、講座を聴講することが主な学習形態なのだから、社会教育主事の立案した内容で学習することが、きちんとした内容・水準が保証されているので、望ましい、というのである。

それに対して、大人の自己学習は、計画・立案自体が学習の一環であって、そこを専門家に依存することは、学習にとって、非常に重要な要素を省略してしまうことになる。しかも、大人として学ぶ位の方は、初めは戸惑うことがあっても、次第に自分で構成することができるようになる。その場合に、社会教育主事が組織するという事は、次第に自己教育・学習に反する。大人の学習にとっては、自由に利用できる建物空間が必要であって、出来合いの講座を提供されることではない、というのが、社会教育主事などの存在を否定する議論である。

後者の議論は、社会教育が、それを組織する人たちの思想や好みなどの押し付けになってきた歴史的な経緯を踏まえたものでもある。事実、戦前は青年教育などを通して、軍国主義的な思想を、青年に植え付けていった歴史が存在する。

この問題は、教育全体の「教育の自由」、あるいは、「学問の自由」と関連している。日本では「学問の自由」は憲法上認められているが、これは、大学の自治というように、かなり狭く理解されることが多い。一般市民にはあまり縁がないものとされている。また、「教育の自由」に至っては、権利としてすら確立しておらず、「教育の自由」なる概念は、学校教育においては、子どもの「発達段階への配慮」から、「制限されるべきもの」であるから、権利としても承認されていないのである。（この問題は、教科書訴訟などで問われた。）

しかし、大学では「教授の自由」があるわけだから、その後にくる社会教育では、教育に関わる自由は、少なくとも「発達段階」によって制限されることは、論理的にはあってはならない。では、社会教育や大人の自己教育の場面では、「教育の自由」とは誰の権利なのか。社会教育主事必要論では、講座などの組織者、つまり、市やそこで働き、専門的なアドバイスや専門的な見地から指導する人々ということになる。

「教育の自由」といっても、無政府的な自由であれば、自己教育の名に値しないような企画までできて、内容が保証されない。内容を保証するためには、専門家の指導が必要であり、そこには、教育の自由が保障されている必要がある、という論理になる。

一方、社会教育主事を認めない論理からすると、「自己教育」とは、「教育をする者」と「教育を受ける者」が一体になっているわけだから、当然、「教育の自由」は、学習者に属する。確かに、内容的な保証はないが、それは、権利や民主主義の払うべき社会的コストである。専門家といっても、大人が学習する範囲を、少数の社会教育主事が覆うことはできないのであって、もともと存在しないような「専門性」によって、「専門的指導」なるものをすれば、むしろ、学習者の権利を侵す危険性の方が多い、というような論理になるだろう。

## 10-5 学習形態の事例

ひとつだけ、学習形態の問題を考える上で、興味深い事例をあげておこう。

オランダでも民衆大学は盛んだが、ライデンの民衆大学が実施しているランチコンサートがあった。毎週木曜日の昼間に行われていた。民衆大学の聴講生は60円、一般は250円程度の入場料だった。会場はとても小さなところで、満員になっても100名くらいの席しかなく、通常は30人くらいの入場者しかなかった。ただ、それでも、みな満足し

## 第10章 市民と教育

て聴いていたが、通常のコナサートと違ふのは、「聴衆」のためのコナサートというより、「出場者」のためのコナサートという性格が強かった点である。出場者はほとんどが、音大の学生か、あるいは卒業間近の人で、プロをめざしているが、まだプロになれないような年齢のひとたちがほとんどだった。そして、希望で出演する。

音楽の勉強には、出場料というより、出演機会が大切であって、自分たちだけの演奏ではなく、一般の人の前で演奏することは、不可欠の勉強になる。しかし、日本の音楽をめざす人々を考えると、このような勉強のための演奏機会は、きわめて少ないことがわかる。このランチコナサートは、音楽を聴きたい人と、聴かせる勉強をしている人が、同じ「民衆大学」という学習の場で、両者の目的を実現している場になっている。

大人の学習・教育の在り方として、とても参考になると考えられる。

また成人の学習活動が最も盛んなのはデンマークであると言われている。デンマークのユニークな成人のための学校はフォルケボイスコレという。詳しくは「国際教育論」で紹介するが、17歳半以上の者は誰でも入学が可能な全寮制の短期的な学校であり、それぞれ個性的なテーマを中心とした教育がなされている。更に、デンマークには、「自由時間法」という法律があり、大人の学習活動を援助している。

冬期間、夜の長いデンマークには、イブニングスクール制度がある。ある科目、例えば語学、料理、工作、手芸、体育 etc.どんな科目でもいいが、12人以上の希望者がある場合に地方自治体（市町村）は、そのグループに対して、教室と教師を提供しなくてはならない義務が余暇活動法で決められている。<sup>\*1</sup>

---

\*1 千葉 忠夫「福祉国家デンマークの教育制度」

[http://www.psnet21.org/dansk\\_kyouiku.htm](http://www.psnet21.org/dansk_kyouiku.htm)

# 第11章 老人の発達

## 11-1 はじめに

日本は世界に例のないほどの速度で高齢化社会に向かって進んでおり、やがて「超高齢化社会」になると言われている。あまりに急速に高齢化社会になっているので、対策が遅れがちになっているだけではなく、どのようにして、高齢者が多い社会を安定させていくのか、原則的な考え方もそれほどはっきりはしていないように思われる。

その一方で、「介護保険」制度や、年金の支給開始年齢の引き上げ、そして、さまざまな高齢者向けの権利が、財政難を理由として、多くの自治体で削減される事態が進行している。そういう中で、高齢者はどのようによりよく生きていけばいいのであろうか。また、高齢者と共に生活している家族は、どのように対応したらよいのだろうか。

これまで高齢者について考えられてきた最も大きな問題は、生活と健康の問題であり、それは社会福祉、例えば「年金」や「健康保険」という領域で扱ってきた領域である。しかし、通常のピラミッド型の人口構成を想定したこのシステムでは、日本がやがて迎える高齢者が人口の多くを占める社会では、維持、対応できないことは、誰の目にも明らかである。高齢者も生活を自分で支え、そうすることによって、より健康的に生きられる社会を建設することが必要になってくる。この場合、いままでの高齢者の活動能力や、発達に対する考え方を、再検討することが不可欠になってくるのではなかろうか。変化の激しい現代社会で、生活を自分で支える労働に従事するためには、老人も新しい変化に対応できることが、証明され、社会に納得されなければならない。

1995年に制定された「高齢社会対策基本法」では、「国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある」と規定されている。そして、そのためには、生涯学習社会としての実質が整備される必要があると課題が設定されている。

しかし、現実が高齢者であっても、発達するという希望がなければ、そうした高齢社会の建設は夢物語としてしか受け取ることができないに違いない。この点で、1998年の大きな話題及び収穫は、77歳のジョン・グレン氏が、スペースシャトルに乗り込んで、宇宙飛行士として活動したことであろう。宇宙飛行士は、通常の人とは比較にならないくらい肉体的、精神的に高い能力を必要とする。従って、宇宙飛行士として実際に宇宙空間に出ること自体が、高齢者の能力を示すものであるだけでなく、この飛行の目的が、宇宙空間で高齢者が受ける影響を調査・研究することであったことも、大きな意味をもっている。

朝日の記事を見ておこう。

大志と夢抱き 77歳ジョン・グレンさん、宇宙から帰還（天声人語） --- 「私は自分のトシなんて興味ないわ。何歳だと感じているかが、その人の年齢になるのよ」。これは有名な化粧品会社をつくったアメリカの女性のことば 欧米の「名言集」

## 第11章 老人の発達

のたぐいを手にとって「老年」の項目を開くと、この種の元気あふれることばにたくさん出会う。宇宙から帰還したジョン・グレンさん（七七）が記者会見で語ったつぎのせりふも、すぐに「名言集」入りするだろう。「年老いた人たちも、もっと若い人たちと同じように大志と夢を抱いている。それを実現するために行動を起こそうじゃないか。長いすに座ってはいはだめだ。それが私のやり方です」 九日間の飛行を終えスペースシャトル・ディスカバリーから現れたグレンさんは、最初ちょっと足をふらつかせた。頭がぼーっとしていた。吐き気を催してはと、頭を急に動かさないように努めたそう。けれども、一晩眠ったあとの会見では「九五%か九八%は元に戻ったよ」と意気軒高だった。年齢を考えれば、いや考えなくても超人的だ。足早に一日三キロ強を歩き、ウエートリフティングなどの体力づくりを欠かさなかった。わが向井千秋さん（四六）の「宙返り何でもできる無重力」も話題を集めたが、こんどの飛行の人気の中心は何といっても史上最高齢の現役上院議員だった。打ち上げのとき、ケネディ宇宙センターの周辺には二十五万人が詰めかけた一方で、辛口の意見も少なからずあった。科学のためというより、宣伝が主目的ではないか。科学者の飛行士が乗るべきだったのに妨げた。訓練に忙しくて、今期限りの上院議員の活動がおろそかになった、などと。後継の民主党候補は先日の中間選挙で落選してしまった。ただし、こうした批判に対しては、こんな名言もある。アメリカの作家いわく「若さは自然の贈り物。しかし年を重ねるのは芸術作品である」。<sup>\*1</sup>

ここでは、3つのことが語られている。

高齢者も夢をもつことが必要であること。高齢者も訓練を怠られなければ、通常以上の活動が可能であること。しかし、社会的には、批判もあること。

以下、これらの問題を考察しておこう。

### 11-2 老人は発達するか

これまで生涯教育についていくつかの面をみてきたが、今回は当然扱わねばならない高齢者の発達を取上げる。しかし、この問題については実はまだわかっていない面が多いというべきだろう。多くの高齢者問題に関する書物は、老人は退歩と喪失のみである、と位置づけている。つまり、老人はもう発達しない存在で、それまで獲得してきた能力を、ただ保持することができるか、ということになる。

高齢者問題の本がたいて福祉論であることに関わってくる。つまり、高齢者は既に発達を停止した存在で、したがって、社会的弱者としての保護、老人福祉をいかに充実させるか、という視点での扱い方が、高齢者問題のほとんどを占めているのが実情だろう。しかし、高齢者はただ退歩あるのみというのは、正しいのだろうか。老人はもういかなる意味でも、発達しないのか。

---

\*198/11/10 朝日



肉体的に退歩していく、あるいはかつて獲得した能力を喪失していく傾向が、圧倒的あることは、ほとんど疑いがない。しかし、能力とは決して肉体的な能力ばかりではなく、精神的な能力も存在する。現在の多くの理論は、精神的な能力も喪失だけとするのである。

ところで多くの分野で高齢者が、その分野の第一人者として活躍している。知的な分野では、それは珍しくない。既に亡くなったが、100歳のピアニストとして有名なホルショフスキーという人がいた。最後のリサイタルを97歳で行い、100歳までの契約があったという。彼は最晩年のリサイタルでも予定通りのプログラムをこなし、もちろん技術的には衰えているが、その解釈によって深い感動を聴衆に与えたという。さすがに最終年のリサイタルでは体力の衰えからの不調で、前半を他のピアニストに代ってもらったようだが、後半はきちんと弾いたそうだ。またアメリカには100歳を越える現役の開業医がおり、あふれるほどの患者が治療を受けにやってくる。

彼等は昔蓄積した知識や能力を、それほど減少させないで活躍できているのか、あるいは何等かの進歩を実現しつつ活躍しているのか。

知識や判断力は単に個別の内容をもっているのではない。既に多くの知識を獲得している分野であれば、新しい知識は急速に、かつ容易に蓄積することができる。判断力も、普通は多くの経験や知識をもっていれば、それだけ確かな判断をすることができる。高齢者はその点で、若い人々よりも「有利」である。

政治家に高齢者が「現役」で多いこと、クラシック音楽での指揮者は、通常死ぬまで現役であることは、こうした有利な点を最大限利用することができる立場であり、また仕事の内容そのものは、肉体的な衰えの影響をあまり受けないからであろう。知識はこのようにある構造をもっており、それは個々人の個性があるし、自然科学では多少異なるが、人文科学の分野では、知識の蓄積に長い時間がかかる。したがって高齢者には有利である。

もっとも肉体的能力に関しても、特殊な事例を取上げれば、必ずしも退歩のみとはいえない。有名な裁判官だった田中耕太郎は、大学を定年でやめた頃からピアノを習い始め、晩年はウェーバーの「舞踏への勧誘」などを弾いて楽しんでいたというから、高齢者になってからも、指の運動であるピアノを弾く能力を、無から出発して引出したことになる。

老人が発達するか否かは、そうした観点からの検討というより、老人の発達する余地あるいは領域を探る研究が必要だとも言える。必要が発明の母という原理は、ここでもあてはまるのではないか。

歴史上の人物から例をあげれば、伊能忠敬であろう。

伊能忠敬は、家業のために好きな天文学や地図作成ができなかったが、十分に家業を行い、また、貯蓄もして、50歳で隠居し、佐原から江戸に出て、そこで自分よりも19歳も年下の高橋至時に弟子入りする。至時は最下級の役人だったが、天文暦学では当時名声の高かった民間の研究グループの一員であり、大坂の麻田剛立の高弟だった。その後、幕府からも認められて、最初は自分の費用で、そして、ある地点から幕府の役人として幕府事業として、地図作成を継続的に行っていた。彼の作った地図が相当正確なものであり、かつ、天体測量を地形の測量に利用した方法は、国際的にも先進的なものと評価されている。そうした仕事を、すべて50歳以後に学習から始めたところが、「生涯学習」時代に

脚光を浴びている理由になっている。<sup>\*1</sup>

### 11-3 高齢者の発達を阻害する要件

高齢者が発達するといっても、実際に発達が促進されるような社会になっているわけではない。一般的な条件として、能力の発達にとって、「場」が提供されることが大切である。壮年期には「場」はどんどん与えられるが、高齢者にはむしろ「場」がどんどん奪われる。

石油ショック以後、高齢者を労働現場から追うような動向が存在する。もともと資本主義は労働の変革の激しい社会であるが、特に石油ショック以降は、ME革命が進行したため、前回扱ったように、消滅した労働すらある。そのような労働現場の激変の中で、そのような変化に適応することが困難だという理由で、高齢者は次第に冷遇されるようになった。そして、バブル崩壊、不良債権の続出等の事態や長い不況の中で、リストラが企業の健全さの指標であるような雰囲気一般化し、多くの企業がリストラを進めるようになった。こうした中で、高齢者はもちろん、中堅クラスの人々もリストラの対象となっている。しかし、ME革命に高齢者が本当に適応できないのかどうかは、十分に確かめられたわけではない。高齢者にME化アレルギーが多かったことは、事実であるが、しかし、若い者でもNE化アレルギーはあったし、また高齢者で意欲的にコンピューターに挑戦したものは多い。

ME革命はそれまでの、人間の消耗な作業をコンピューターに任せることだから、むしろ能力的には、「判断力」が求められるようになっていく。つまりそれまでは、作業能力や情報收拾力（足による）が求められる場面で、それはコンピューターに任せ、出てきた情報をどのように判断するかが重要な要素になった。そういう点から考えると、高齢者こそ本当に有力な人材だった可能性もある。

また、高齢者を職場から退かせる要因として、高齢者の給与水準という問題がある。日本的経営では、年功賃金が主流であるから、高齢者は、必然的に高賃金となる。定年の延長とともに、50代以降の賃金は歯止めがかかったり、むしろ低下する傾向もあるが、高齢者の就業を保障するためには、ある程度必要なことでもあり、また、子どもが自立する年齢になれば、教育費等の負担が大幅に軽減され、それに応じた賃金の是正は、高齢者の就業にとって、マイナスではないという側面もある。

次の事例を見てみよう。

表 企業は中高年齢者の再就職希望についてどのように考えていると思うか  
(企業はそのように考えていると思う人数)

項目	在職者(%)	企業(%)	求職者(%)
社会的な要請・義務	118 (34.9)	175 (53.2)	99 (26.9)
知識と経験で積極的に吸収したい	127 (37.6)	145 (44.1)	131 (35.6)
労働力不足、若年層採用が困難なので歓迎	133 (39.3)	121 (36.8)	195 (53.0)

\*1 なお詳しい記述が、以下のホームページにあるので、参照してほしい。

<http://www.sawara.com/tadataka/syougai.htm>

11-3 高齢者の発達を阻害する要件

パートの安価な労働力として使いたい	264 (78.1)	81 (24.6)	284 (77.2)
再就職が困難な為使いやすい	110 (32.5)	44 (13.4)	186 (50.5)
若年層に比べてメリットがあれば採用	283 (32.5)	197 (59.9)	282 (76.6)
社内の中高齢者は増やしたくない	216 (63.9)	39 (11.9)	240 (65.2)

高齢者雇用先進企業 A 社

< A 社の概要 >

業種	食品・化学機械製造
総従業員数	40 名
定年制度	有 60 歳 ( S . 32 年以來変更なし )
継続雇用制度	有 雇用契約は本人の心身の健康・事情を考慮し、1 年毎契約更新とする。対象者は全員
労働条件・勤務内容	同じ業務 ( 自分の仕事に自信と責任を与える )
賃金	同じ 昇給なし 定年時同額保証、同じ業務に従事しているため、格差をつけるのはおかしい、やる気を重視
時間	原則同じ 週 1 回、2 回といった契約も可
身分	役職は解職 ( 管理的責任、精神的負担軽減 )
企業全体	完全週休 2 日制 ( 昭和 49 年より ) 金曜日午後はリフレッシュタイムとして仕事はしない。心と体のリフレッシュとして散歩・テニス・ゴルフ等の時間を設ける。
高年齢者の位置づけ	一般社員とあくまでも同条件 戦力としての有効活用図る
職場対応策	特別には行っていないが、精神的・肉体的に老いを感じないように配慮している。
今後の方向性	高年齢者を積極的に戦力としての有効活用 定年を現行 60 歳から 65、70 歳へ延長方針

以上をみると、企業の側は、少しずつではあるが、変化しつつあるといえる。一方、個人的にも高齢者の発達を阻害する要因がある。

- 1 健康の不安
- 2 定年に代表される職業からの引退による「場」の喪失
- 3 家庭や地域などでのアイデンティティ不安

が通常言われる。

高齢者はほとんどが病人である。そして確実に 10 数年後には死が待っている。死を意識していない青年や成年とは異なる。恐らく違和感を多くの高齢者はもっているだろう。(この点に関しては、宗教との関わりや生きがいをどのようにつか、という内容での研究があるが、ここでは触れない) 定年は、科学技術の変化が起こす訳ではないのが、定年による職場からの撤退は、普通は大きな喪失感をもたらす。

かつて公務員には定年がなかった。公務員に定年制が制定されてから、それほど長い年月は経過していない。定年は若者に機会を与えるため、及びそれまでのように仕事をこなすことができなくなり、国民の奉仕者としての職責を果せない事態を避けるために実施さ

## 第11章 老人の発達

れた。仕事はその労働者にとっての意味と、受益者にとっての意味とが異なるので、それをどう調和させるかが、今後の社会全体の課題になる。青年の機会を奪うことなく、また高齢者にこそ可能な仕事を保証すること、そのために仕事の内容と高齢者の能力との関連が研究される必要がある。高齢者福祉に興味のある人は、ぜひこうした観点をもってほしい。

### 11-4 言語能力の発達

言語がある特定の文化に属することによって、修得されることは疑いがない。幼児の言語中枢の形成の時に、修得される言語が、もっとも自然な形で修得される。バイリンガルの実験では、それは一つの言語であるとは限らない。例えば辞書で有名なウェブスターの例をみよう。家族が特定して、それぞれ異なった言語を使用して、ウェブスターを育てたので、彼はごく自然に母語のように、数カ国語を修得することができたとされる。

外国語の修得は早期教育が良いというのが、ほぼ定説である。したがって、高齢者が外国語を修得することは、大変難しいことになる。しかし、高齢になってから外国語に挑んだり、修得したりする人はいない訳ではない。外国語の修得は、いくつ目の外国語かによって、困難度大きな相違がある。ヨ - ロッパの言語であれば、基本的な文法構造が似ており、語彙も共通しているので、第4、第5のヨ - ロッパのと修得は、かなり容易である。高齢者であっても、それまでに3、4のヨ - ロッパ言語を修得していれば、新しい言語を修得することは不可能ではない。複数の言語の修得をしていることは、挑戦する意識や、要領も豊富なことが有利になる。

私が佐倉のオランダ語講座で知合った酒井氏は、80歳の高齢であるが、オランダ語という全く新しい外国語を修得するために、勉強をしていた人である。

これまでの多くの心理学の教科書は、言語能力の発達について、

- 1 言語の修得は幼児期が決定的に重要であること
- 2 中年以降の外国語学習は極めて困難であること

の2点を強調してきた。

しかし近年の研究によって、こうした常識は覆されつつある。そして、事実意欲的に外国語を学ぶ高齢者も、多くなっている。外国語を修得することは、何も高齢者に限らず難しく、特に日本の学校教育における英語教育の欠点は、世界的に知られている。

酒井氏は昭和13年に大学を卒業して、金属加工業の会社に就職し、定年までアルミニウム関係の仕事をしてきた。現場に密着した技術者であり、その意味で精神的・肉体的労働に従事する、人間にとってたいへん好ましい労働に従事してきたと考えられる。

戦後の高度成長期の技術革新は、アルミニウムがかなり戦前において完成された技術であったために、それほど大きな変化はなかった。外国語という点では、アルミニウムはアメリカのアルコアが支配的な地位を占めているために、英語は仕事で多く使うことがあったが、学生時代金属工業での先進国だったため勉強したドイツ語は、実際の仕事ではそれほど使用しなかったそうだ。正規の定年の間近に出向という形で、別の会社に移り、兵庫から更に奈良の方の向上の責任者として、15年ほど働いた。

兵庫時代の比較的末の時期から、奈良の時期にかけて、仕事一筋の状況から、少しずつ

趣味を伴った精神的に豊かな生活に発展してきた。初めのきっかけは、お嬢さんがピアノを始めたことで、以前から好きだった音楽だったので、正式にはなかったことはないがピアノを始めた。そして、合唱団に参加して、第九を数回歌っている。因みにこの第九を歌う会のような、全国にある合唱運動は、世界に誇るべき文化運動だと思う。

また奈良に移り住んだことは、日本の文化に対する興味を引起こし、住居が法隆寺のすぐ近所だったこともあって、積極的に日本文化を吸収するようになった。工場の責任者だったこともあって、66、7歳まで勤めることになったが、それを辞めてから、学生時代に学生新聞をやっていたこともあって、校正の仕事を10年した。生活のためというのではなく、「趣味と実益というほどではないが、興味があってやった」と酒井氏は述べている。その内家族の引越しなどがあり、佐倉に御子息と同居することになって、3年前に佐倉市に移った。

通常高齢になって、全くの初めての土地に移住すると、人間関係を結ぶことが困難で、孤独になるものだが、酒井氏はここでも積極的に関わりをもつ。佐倉は奈良ほどではないが、古い文化的な伝統のある都市で、特に蘭学の重要な拠点であったために、現在でも市が積極的に蘭学関係の文化的催しを行っている。しばらくはシルバー人材センターなどで草刈や自転車の整理の仕事をしていたが、肉体的に辛いので、今はやめ、合唱は続け、そして、オランダ語の講座に参加するようになった。時間ができたということもあって、ピアノを毎日弾くようになったそう。ピアノに関しては、老人会の文化的な催しがあり、そこで弾きたいと思っているが、まだまだ自信がないので、もっと巧くなってからにしようと考えているそう。

ここまでが大体の酒井氏の、生涯教育的な概観である。

80歳というと、通常は会話の内容に留らず、明瞭さに欠ける人も多いと思われるが、酒井氏はそのようなことは全くなく、話し方は明晰で、内容も現在に密接している。私の問いかけで過去のことをきちんと話してくれるが、氏の意識は、過去にではなく現在と未来に向っているように感じられる。思い出話にふけるなどという回顧趣味はあまり感じられなかった。酒井氏のような高齢者が多いかどうかは、別として、このような生き方を可能にしているのは、やはりこれまでの生き方の蓄積があったからだと思う。

- 1 肉体と精神のバランスの取れた職業生活をしてきたこと。
- 2 仕事一筋の生活から、定年よりはるかに余裕をもって、趣味を取入れた生活を始め、実際に定年を迎えたときには、その趣味の生活によって充実した生活を既に定着させていたこと。
- 3 自分の住んでいる地域の文化に対して、積極的な関心を持ち、地域の文化を通して地域の人々との接触を持っていること。
- 4 高齢になっても、新しい分野に積極的に挑戦する態度を保持していること。

このようなことは言うは易く、行なうは難しである。酒井氏は実に見事にこのことを実行している。

さて肝心のオランダ語である。

私は酒井氏と一緒にオランダ語を学んでいた。正直言って私の方が進歩は速かったと思う。しかし、それはどうも能力的なことではなく、オランダ語を学ぶ目的の違いによるのである。私の場合は、オランダを研究の対象として選択し、オランダに行くつもりで学ん

## 第11章 老人の発達

でいた。それに対して、酒井氏は地域の文化が蘭学の伝統をもっていたために、社会教育課の事業としてオランダ語講座があるので、取ったということなので、オランダ語に対する切実な動機があるわけではなかった。この点は酒井氏自身が、よく理解している。その他の点を除けば、酒井氏自身、年齢上のギャップは感じないという。私自身も、他の人々に比して、酒井氏の進歩が遅いとは感じられなかった。

つまり80歳でも新しい語学に挑戦し、通常の日本人が修得する程度の速度で、十分に修得可能だ、ということを示しているのである。

### 11-5 ステラの場合

ステラは82歳の女性で、絵を教えながら生活していて、生活全般のことを基本的に自分で処理している。「彼女の語る話にも人生におけるテーマにも、その底には創造性という概念が流れている」

テラは1897年に南部の農場で生れた。親戚の所有する裕福な農場だったが、父は自分の農場をもちたいと思って、西部に越して、ステラはかなりきつい労働なども行う子ども時代を過した。これは後年も自分の人生にとって、とても大きな意味をもったとステラは考えている。3人姉妹の真ん中で、他の2人は淑女だったが、ステラはお転婆で、男子と一緒に遊ぶことが多かった。農場から1マイルの所にある「寺小屋」のような学校に徒歩か馬で通い、先生は生徒の家を順番に回って泊ったという。

その後早魘が続いて農業を止め、町に出て商売をし、ステラは高校に通った。大学在学中に第一次大戦になったために、退学して事務員として働くようになった。大戦終了後に、休暇を利用して国内旅行をしていたが、24歳で結婚。

この結婚は長くつづかず、子どもを育てるために秘書になった。子どもに絵を習わせながら、自分も夜学に通って哲学や科学の授業をとり、また絵をならった。

彼女には「達成志向」が顕著にあると、著者のカウフマンは書いている。

「どんなことでも他人に認められ、また自分が納得できる仕事をしたい」という欲求で、常に前進しようとした。母親は何でも完璧にしようとするし、またその能力をもっていた。家事は完全であり、歌や小説の才能に恵まれていた。ステラの娘もずばぬけた能力をもっていたとステラは考えている。しかし、14歳の時に死んでしまう。ステラは娘の完全な姿を思いえがいて、その後の人生を送っている。

「達成志向」のために、ステラはアトリエで創作し、また生徒に教えることを生活の中心にしていく。ネットワークを作って、相互援助体制をとっていくが、しかし、基本的な生活はあくまで「自立的」であろうとしている。

「娘の死後ほどなく最初のアトリエを設立。昼間の仕事はフルタイムでつづけながら、高校や大学で夜、美術を教えたり、終末に自分のアトリエでも教えるようになる。エネルギーは尽きることを知らなかった。35年勤めた秘書の仕事を退職すると、待っていましたがたまたまばかりにアトリエを拡張し、教えるクラスも制作プロジェクトも増やした。彫刻家・画家としてのステラのアイデンティティは、62歳で退職してから花開いたといっている。」

しかし、「達成志向」があったにせよ、晩年のステラを開花させるきっかけは、娘の死

という悲しい事件だった。

ステラの言葉

「娘が死んだとき、何か集中できるものがほしかった。それで夜、美術学校に行きはじめてたの。最初は娘がつくっていたような、ちいさなものをつくるだけだったければ、しばらくやっているうちにだんだん引きこまれていった。昼間はフルタイムキで働いていたければ、それ以外の時間は寸暇を惜しんで作品にとりくんだ。そうやって、自分でどんどん勉強していったのよ。」

ステラは当時の女性としては、比較的少数だった大学進学者だった。そして、彼女等は大体自立志向だった。結婚して離婚、育児と仕事をしている途中で、勉強への願望が起き、夜学に通う、そこで本をむさぼるように読んだ。このように、ステラが若い頃から、自立志向であり、また人生の途中で勉強の機会を求めて、学び続けたことが重要だろう。

## 11-6 高齢化社会における労働、場の問題

高齢化社会の問題は、いくつかあるが、経済的問題も重要な点である。現在の定年がほぼ60歳として、以後20年近い非労働人口としての高齢者が存在する。人口がピラミッド的に構成されている社会では、それほど社会的負担ではないが、日本のように出生率が低下している場合には、高齢者の生活を若年が支えなければならないが、その負担が極めて大きくなる。そこで、定年などを延長、ないし原則廃止し、高齢者も可能な間は労働に参加することが、ひとつの解決策となる。

- 1 若い頃からの挑戦的な姿勢
- 2 知識の蓄積
- 3 単に昔の蓄積を繰返すのではなく、その中に新しい要素を加えていこうという姿勢

以上のような条件が満たされれば、高齢者といえども、新しい能力を発達させ、仕事を有意義に継続させることができる。

それを支える社会の仕組が必要だろう。

資料

高齢社会対策基本法

(平成7年法律129号)

(平成7年11月15日公布)

(平成7年12月16日施行)

前文

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。

今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことのできる社会でもある。

## 第11章 老人の発達

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の努力)

第5条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

#### (施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢



社会対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を国のため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の

## 第11章 老人の発達

安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第13条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第14条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 高齢社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第15条 総理府に、特別の機関として、高齢社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第6条の大綱の案を作成すること。
- 二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 会議の庶務は、総務庁において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

Q 定年と青年の就職問題の関連について、考えてみよう。

Q 高齢者が働くことを、どう考えるか。